

平成25年11月26日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	山 田 英 夫	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊 藤 久 幸	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 福祉課長	前 野 幸 代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆
開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳	開発部次長兼 下水道課長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八 木 春 美
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博	財 政 課 長	石 田 裕 幸
秘書企画課長	山 口 精 宏	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	山 守 修	市民課長兼 鍋田支所長	平 野 進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 議案第51号	弥富市税条例の一部改正について
日程第5 議案第52号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 議案第53号	平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
日程第7 議案第54号	平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第55号	平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第56号	平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第57号	平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（追加提案）

日程第11 発議第9号	特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について
-------------	--------------------------------------

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（佐藤高清君） ただいまより平成25年第4回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を、本日から12月19日までの24日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月19日までの24日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第51号 弥富市税条例の一部改正について

日程第5 議案第52号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第54号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第55号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第56号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第57号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第4、議案第51号から日程第10、議案第57号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成25年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして提案し、御審議いただきます議案は、条例議案2件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第51号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正により、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に係る市民税の課税の特例の拡充等について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正により、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の拡充等について規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,520万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を139億8,771万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、各款共通で人件費につきまして、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給料等で積算した額と実際に配属した職員に支給する給料等の額の差額を補正するものでございます。

総務費におきましては、地方分権改革推進支援業務委託料105万円。

民生費におきましては、補充保育士等の臨時職員賃金1,880万円、保育所運営費委託料2,220万円、臨時保育士派遣委託料2,800万円、生活保護費国庫負担金過年度分返還金892万円、生活保護費県費負担金過年度分返還金251万5,000円。

農林水産業費におきまして、土地改良事業補助金180万円。

土木費におきまして、物件移転補償金360万円、市営住宅解体工事請負費600万円。

教育費におきまして、小学校屋内運動場天井等撤去工事の設計監理委託料720万円、私立幼稚園就園奨励費補助金390万円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、財政調整基金繰入金4,708万1,000円、過年度分児童手当負担金1,292万7,000円、保育所運営費保護者負担金1,190万円、放課後児童クラブ整備費補助金466万6,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第54号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億5,784万9,000円

とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費6,000万円、退職被保険者等療養給付費1,810万4,000円、一般被保険者高額療養費1,000万円、退職被保険者等高額療養費1,000万円であります。

これらに対する歳入といたしましては、前期高齢者交付金7,539万6,000円、退職者医療交付金過年度分2,960万4,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第55号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,833万9,000円とするものであります。

次に、議案第56号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の補正を行い、歳入歳出予算の総額を5億5,018万9,000円とするものであります。

次に、議案第57号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の補正を行い、歳入支出予算の総額を9億3,345万6,000円とするものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第51号弥富市税条例の一部改正についてでございますが、15枚はねていただきまして、条例のあらまし、これをごらんください。これに基づき説明申し上げます。

第1に、公的年金等に係る所得金額や所得控除額の変動などにより、特別徴収税額の増減に伴って生じる仮徴収税額と本徴収税額との乖離、これが今までございました。これを平準化できるよう、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の年額を算定の基礎とするものでございます。

第2に、公的年金などから特別徴収されている者が、賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を引き続き継続するものでございます。

第3に、公社債等の利子及び譲渡損益に対する課税方式を変更し、並びに上場株式等に係る所得等との損益通算範囲を拡大するものでございます。

第4に、附則でございますが、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、一部については、平成28年10月1日または平成29年1月1日から施行するものでございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 次に、山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 議案第52号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

5枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

地方税法等の一部改正における金融所得課税の改正に伴いまして、弥富市国民健康保険税条例の関連した規定を改めるものでございます。

また、国からの通知によりまして、法令政令等について明確に規定され、附則の規定の見直しにより条例から削除することとされたため、規定を整備し削除するものでございます。先ほど、総務部長が税条例の一部を改正する条例のあらましの中の説明の第3で説明した内容と同様でございます。

1. 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が改められ、上場株式の配当と特定公社債の利子との譲渡損益等の通算が可能になったことによるものでございます。

次は附則でございますが、この条例は平成29年1月1日から施行する。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第9号 特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第11、発議第9号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

- 15番（佐藤 博君） 発議第9号特定秘密の保護に関する法律案に対し慎重な対応を求める意見書の提出について、提案理由を説明させていただきます。

皆さん方も御承知のように、連日報道関係等もいろいろとこの問題について状況の説明がされております。大変重要な法律であり、この特定秘密の保護ということにつきましては、必要なものもありますけれども、一般国民には理解がされていない面も大変多いわけであり、弥富市議会としては国民によくわかるように、もう少し慎重な審議をしていただいて、国民大多数の理解と、そしてまた納得がされるような審議を賜りたいと。こういうことから国会に対し、また内閣に対しまして意見書を提出したいと思うわけであり、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹



平成25年12月 5 日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                      |         |                    |         |
|----------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長                  | 服 部 彰 文 | 副 市 長              | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長            | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長      | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長            | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長              | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長     | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長   | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>福祉課長       | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 佐 野 隆   |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長    | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長   | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長            | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長              | 山 守 修   | 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書    | 記 | 佐野智雄 |
| 書      | 記    | 浅野克教 |   |      |

6．議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の予定のあります三宮十五郎議員のほうから関係書類の配付依頼がありまして、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） おはようございます。抽せんで久方ぶりに最初の質問ができることを大変うれしく思っております。

私は、この間、都市計画税の問題で繰り返し市長にお尋ねをしまいましたが、市長は、住民の理解が得られれば、目的税として課税をして、下水道などの都市整備のために有効に使っていききたいと、こういうような立場を表明されてまいりましたが、この間、議会の議論、あるいはさまざまな場所でこの問題の議論が行われてきた中で、ますます多くの皆さんから、一日も早くこの問題に決着をつけて、安心して暮らしができるまちにしてほしい、こういう強い要請がございますし、私自身も、今後のまちづくりにとっても、皆さんの暮らしにとっても、今、弥富市にとって、この問題の決着を一日も早くつけることが非常に急がれている問題だというふうに思うようになりましたので、基本的には市長にお尋ねをすることになりますが、まずこの税金の課税の方法が、一応法律上、制度上でいいますと、固定資産税が課税標準額の1,000分の14を掛けて決定される。都市計画税につきましては、1,000分の3を限度として、市町村が決めて課税をすることができるというふうになっておりまして、21%余

りというような理解がありますが、実は軽減税率などという複雑な仕組みがありまして、実際に一般の皆さんにかかる税金の割合がどうなっているかということについてもなかなか混乱がございますので、最初にまず税務課長のほうから、都市計画税は、当然市街化区域の土地と建物にのみかかる、償却資産にはかからない税金であります。その場合に住宅用地につきましては、軽減税率の関係で、実際に名古屋市を初め、西尾張の古い6市がやっている方法で課税がされたとしますと、42.86%の上乗せになる。市街化農地も同じ割合で課税がされる。ただし、生産緑地については市街化調整区域とほぼ同じ評価で課税がされるというふうに伺っております。

さらに、弥富にとって非常に注目されるのは、実はこういう非常に低いところに建ってあって、緊急時の避難場所がないということで、特に中心市街地もかなり不足している状況ですが、その際に、3階建て以上の耐火様式の鉄筋コンクリートや鉄骨などの災害時の避難所にも利用できるような建物等につきましては、一般の長期優良住宅もそうでございますが、景気対策や、そういうことへの対応ということもありまして、一般住宅の場合には、長期優良住宅の場合は現在は5年間、それから3階以上の耐火住宅につきましては7年間にわたって固定資産税が2分の1に軽減されると。その際には、実際に課税される固定資産税のやはり42.86%の上乗せになる課税があるというふうに伺っておりますが、それ以外の土地や建物、非住宅用地、あるいは雑種地等につきましては21.43%の課税というのが、現在この地方でやられている実際の固定資産税の上乗せの状態だと思っておりますが、それについて、そういう理解でよろしいか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられましたように、都市計画税では家屋の特例はございませんので、固定資産税での家屋の新築軽減、おっしゃられましたように、こちらにつきましては、建物により3年間から7年間となっておりますが、新築軽減の軽減期間中であれば、都市計画税が賦課された場合、約1.4倍から約1.43倍となりますが、軽減期間終了後では約1.22倍となります。

また、先ほどおっしゃられましたように、長期優良住宅、それから長期優良住宅の3階以上耐火住宅の場合でございますが、こちらにつきましても、軽減期間中であれば約1.38倍から約1.43倍となりますが、軽減期間終了後では約1.22倍となっております。

土地につきましては、都市計画税の特例はございますが、軽減率がどうしても縮小されておりますので、全体的では約1.43倍という数字になります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） そういう相当大きな負担になるということについては、私もそのよ

うに理解をしておりますし、またこの問題について心配されておる市民の皆さんの中でもいろんな議論がされておりますが、先日も佐古木地区の自治会で出された会員向けの回覧文書の中には、おおよそ1.22%程度というような記載もありまして、やはりどういう制度かということ、どういう負担ということについては、今のことで公の場所でも、もし仮によそがやっているような課税をすれば、そういうふうになるということを確認して、次の質問に移らせていただきます。

この間、私は、市民や国民の負担はもう限界に来ており、暮らしや実際の生業、なりわいの実態調査をしていただきたいということを、この問題を議論する前提として強く求めてまいりましたが、今お手元に配付をさせていただきました資料の一番最初のページというか、とじてあります一番表になっております、これは東洋経済新報社が、これでたしか21回目だと思いましたが、全国の市町村の住みよさ等について各省庁が出しております基礎資料等を通じまして、今年度版ですと46種類ほどを独自に分析して資料をつくって、そしてそれを数値化して、住みよさの全国、東京23区を一つの市というふうにしてカウントしたのもありますので、709市中で弥富市が36位、それから成長力の総合でいうと、全国のそれぐらいの市の中で4位、民力でいうと16位だとか、財政健全度でいうと45位というふうに、非常に高い評価がされております。

このデータの評価そのものが全てそのまま何でも当てはまるというふうには私も思いませんが、しかし、非常にたくさんのことを、やっぱり事実で知るという上では参考になる資料だと思いますが、まず私が驚いたのは、左側の真ん中ほどに書き込みで入れてありますが、実は東海4県96市のうち、平成20年度で比べて、23年度で市税の増収があったのは弥富市だけと。愛知県では、他の37市は0.9%から27.8%の減収、岐阜県は全ての21市が2.9%から14.2%の減収、三重県は全ての14市が1.1%から19.5%の減収、静岡県は23市が2.6%から22.8%の減収になっているということで、これがデータとして記載をされておりますが、本当に今、働く人たちの収入が減り続ける。そして、そのことによって、税収を初め、社会保障料と収入も減り続けて、国の土台や市町の土台が大きく壊されているということに改めて驚きました。

今の資料の次の、とじてあるほうからいいますと裏になりますが、弥富市（町）税の推移という昭和59年から平成25年の、これは私どもの予測でございますが、市が出している資料に基づいて推計を加えたものを含めまして、税収の総額、それから固定資産税の額と税収に占める割合、個人住民税の額と税収に占める割合、法人市民税の総額と税収に占める割合、最後に人口を記載してありますが、こういう財政系の統計は日本人を中心としたものに総務省のほうでしておりますので、全部日本人というふうにお考えいただいて見ていただきたいと思います。

なお、平成17年は合併前ではありますが、やっぱり合併前と比べてどうかということを見ていただく上でも、十四山と旧弥富町の2町村の合計を入れたほうがいいのかという思いもありまして、17年度は2町村の合計であります。それ以前は弥富町のものであります。

ここで見ていただきたいのは、平成4年が個人市民税が一番この間の大きい割合だった時期で48.6%。要するに収入に基づく税収ですね。人口で割りますと、1人当たり6万4,714円ほどの税収がありました。このときの固定資産税は、同じ方法で割りますと5万2,117円ということになります。それが、合併後の平成18年には、固定資産税は1人当たり8万370円、個人市民税は4万6,842円と大幅に後退をしております。そしてさらに平成23年度、要するにさっき申し上げましたようにその市町が大きく税収が後退をした中で、東海4県で弥富だけが20年度に比べてふえた。20年度は、それまでの税率に対して、例えば個人市民税につきましては20%の定率減税とか恒常化すると言っていたものがあったり、あるいは老年者控除が50万あったとか、いろんな増税措置がとられた後と、それから、国から交付税や保育所運営費負担金などを削減されたこともありまして、ここではその見返りとして税源移譲が行われて、国の弥富市に示されております資料によりますと、5億8,700万円が所得税の一部を振りかえたもの。さらに、さっき申し上げましたような庶民増税によりまして、少なくとも約4億円近いような税率の引き上げというか、そういうことによる増収分があったというふうに考えられますが、それで見てくださいと、実際に市税として入ったお金でいいますと、固定資産税が1人当たり10万159円、それから個人市民税は5万3,120円というふうになっておりますが、もし増税分や税源移譲分がなかったら13億円余りになって、3万円を少し超える程度、こういう状態になりまして、本当に勤労者や自営業者の所得収入が大幅に低下をする中で、市町村や国を支える体力が本当に落ち込み続けている中で、そういう庶民増税だとか、さまざまな社会保険料などの負担増によって、辛うじて今のまちが維持をされておることが大きく背景にあって、ある意味では、それ以前なかった介護保険だとか、後期高齢者医療保険制度だとか、こういうものもあり、国民健康保険も市町にとっては非常に大きな問題であります、負担の限度に近いような状態がずっと続いて、市もいろんな苦勞をしておりますが、こういう状況が一つ背景にあって、もう庶民の負担の限界にやっぱり達してきておるといふ全体の社会的な背景があるということの一つは御理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、市長にお尋ねしておかなければならない問題は、さきの議会で、もし昭和60年のときから都市計画税がかけられておれば、弥富はもっと違ったまちになっていたのではないかという御発言がありましたが、実は違ったまちになってきた大きい背景は、どこが違っておるかということ、今配付しました2枚目の資料の尾張18市、さっき説明した反対側ですね。住みよさランキング等比較表2013（全国790市）、東洋経済別冊から抜き書

きをしたもの、真ん中の住宅地価から左側は丸々それを抜き書きしたものです。

それから、その23年度の資産課税からは、私のほうが、総務省が出している決算カード等を活用したり、あるいは保育料につきましては、弥富市が23年度に値上げを検討したときに、弥富の保育料と県下の各市町の保育料を各ランクごとに比較したものを合計して、そして、たしかよそが実際にお金を取っているのは11段階、弥富は10段階だと思うんですが、それを平均したもので出したものでございます。

そこで、ごらんいただきたいのは資産課税ですね。税のうち、資産課税。これ、真ん中の右側にありますが、弥富市は1人当たりで10万円。市の税収全体は17万4,000円でございますが、これはこの資料にも載っておりますし、決算カードにも載っている数字であります。それに対して、57.5%という割合で資産課税がされているのは、弥富市がこの尾張18市でトップです。

それから、固定資産税の税収につきましては、小牧市が、ここは上場企業の本社だとか、非常に尾張では珍しい、三河のトヨタ系の工場がいっぱいあるところと非常に似たような税収構造になっておりますが、ここが11万8,000円でトップ。2番目が弥富市なんですよ。だから、そういう意味で見えていただいても、都市計画税を実は取らなかったことが弥富市の固定資産税の増収を生み出し、そして、右のほうで見えていただきたいんですが、5つ目の納税者の個人所得、これは住民1人当たりで割ったものではなくて、納税した人の所得を集計したものでありますが、これは309万4,000円、この尾張18市の中でトップは長久手の398万3,000円で、弥富市は18市中11番目であります。そんなに所得の多い人が住んでいるまちではないということが言えると思いますが、そこで、税収全体では4番、それから固定資産税では、都市計画税も含めたものの額の2番目。そして、税収全体の中で占める資産課税はトップというのは、実は都市計画税がないことで、町時代は生産緑地なんかの市街化農地の緩和対策がないことから農業収入がだんだんだんだん低下する中で、農家の皆さんが、結局賃貸住宅などを選択するということをされて、確かに相続税も含めて軽減をされますから魅力であります。実は都市計画税の負担がもう既に蟹江などはやられていた時期でありますし、後で市になりました長久手だとか、日進だとかというところも取られておりましたが、本当に当時の状況で、土地の税金が毎年1割ぐらい上がっておる時期に、そんな都市計画税が上乘せされたら、とてもやっていけないという住民の皆さんの強い願いが反映されて、議会の多数もこれに同意をして、弥富は都市計画税を課税しないという、最終的に町長の提案が否決をされてやってきました。そういう状況の中で、名古屋に近い非常に便利なまち、それからもう一つは、早くから保育所は希望者全員が入所できる、1歳になれば入所できるという条件もほとんど全ての保育所で満たしていたこともありまして、働き盛り世代の皆さんの定住がずっと進んできたこと。あるいは、その後、子供の医療費無料制度を、飛島村に続いて

県下で2番目に中学校卒業まで無料にしたとか、こういう状況に助けられて、働き盛り世代の人たちが弥富に定住をする、あるいは弥富の子供さんたちも弥富から通勤できる範囲なら、今はもう農家の庭先でも、跡継ぎの方だとか、娘婿さんに別棟をつくって住んでいただくというようなことがずっと広がってきた。こういうことの中で、弥富の固定資産税の増収が、確かに西部臨海工業地帯に助けられたこともあります。実際の全体の市税、固定資産税の増収ということからいうと、私は、長い目で見れば、西部臨海工業地帯の18年以降の伸びよりもはるかに大きなものがあって、今日の弥富がつくられてきている。

もう一方で、皆さん、本当にぎりぎりの暮らしをしている状況のもとで、少しでも暮らしにかかる負担を軽くしないと、特に雇用状況なども非常に悪くなった中で生活できないというやむにやまれない状況も相まって、賃貸渋滞の入居者がふえていく。そして、そういう人たちが暮らしも税金も払える仕組みがつくられてきたこと。

もう一つは、働く人たちが住みやすい、働き盛り世代の皆さんが住みやすい施策を歴代の町政、市政が、いろんな立場の違いはありますが、全体としては踏襲してくださったこと。また、そういう住民の世論や要請が強くあったこと。このことに助けられて、今日の尾張18市の中でも、実際の住民の財力以上に税収を負担する仕組みができてきているというふうに私は見ておりますが、市長おっしゃられたように、都市計画税があつたらもっと変わっていったということなのか、そういう負担がなかったことによって、今日のこういうまちの発展がつくられてきたのか。この辺は、こういう事実の前で市長はどのようにお考えか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員の御質問に対し、順を追って御答弁させていただきたいというふうに思っております。

平成18年4月1日に、私たち新市弥富市は誕生したわけでございます。そして、21年から向こう10年のまちづくり、第1次総合計画がスタートし、いよいよ平成26年、来年度から後期計画が始まるわけでございます。その後期計画につきましては、12月16日にもう一度審議会を開催させていただき、議会の皆様には1月を目途に御説明申し上げていきたい。また、市民の皆様には3月を目標に全戸配付をしていくという形で、この第1次総合計画の後期計画につきまして御案内をしていこうというふうに思っているところでございます。

今日、先ほど三宮議員もいろいろ他の自治体との税収等々においてお話があったわけでございますが、まさに私は、今の時代は自治体間競争の時代になってきているというふうに思っているところでございます。いかに魅力あるまちづくりをつくっていくか、市民の皆様と一緒に、議会の皆様の御理解をいただきながらつくっていくということがまさに重

要な時期になってきたなというふうに思っているところでございます。

それは、現在の定住者と、そして新たに移住をしていただく、弥富市に移っていただくというような方に対して、我々のさまざまな施策がきちっとニーズに合っている、あるいはそういう施策がマッチングしているということに対して、魅力あるまちづくりだということが御評価いただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

後期計画の骨子といたしましては、やはり前期計画に続きまして、さまざまな都市整備計画を進めていかなきゃならない。それは、道路であったり、3・11以来の防災・減災の危機管理であったりするところでございます。あるいは、環境の整備といたしましても、上水道・下水道という形、あるいは防犯、交通安全というような諸施策を実施していかなきゃならない。あるいは少子・高齢化社会がますます進展するわけでございますので、その子育て支援をどうしていくか、あるいは高齢化社会に対して、どう市として支えていくかということについては、大変重要な施策であろうというふうに思っております。また、学校教育の充実もさることながら、しっかりとやっていかなきゃいけない。あるいは農業、大変厳しい農業、あるいは商工業の振興をどうしていくか。あるいは、今一番重要な市民との一体感、あるいは市民との協働という形の中でのまちづくりでコミュニティの育成をどうしていくかということが喫緊の課題ともなっております。これらの施策を進める上においては、どうしても財源の裏づけが必要になってくることは三宮議員にも御理解をいただけるところだろうというふうに思っております。

そして、昨年、私どもは平成24年12月に25年からの5カ年の中期財政計画を示させていただきました。そして、元気なまちづくりを進めていくためには、きちっとした財政の裏づけが必要だということであるわけでございます。そして、この中期財政計画は1年ごとに見直しをしていくということを議会の皆様にもお約束をさせていただきました。今回、この中期財政計画の改定版がまとまりましたので、また御説明を申し上げていきたいというふうに思っております。

この間の5カ年計画の一番大きな問題は、何回も繰り返して言っておりますけれども、新市が一体となった平成18年から、いわゆる合併算定がえの特別の地方交付税を国からいただいていることでございます。この額は、臨時財政対策債を含めまして6億6,000万に上るわけでございます。これが平成18年から10年間ということでございますので、27年までが満額で、それからは減額の措置がとられ、平成32年までが最終でございます。そして、33年からは、その特別交付金というのはゼロになってしまいます。この問題が非常にまちづくりの中においては大きいということを言わざるを得ない。このことは何回も御説明させていただきました。

そして、中期財政計画の中で、歳出として私たちが考えていかなきゃならないことは、先

ほどもお話をさせていただきましたけれども、さまざまな社会保障制度の扶助費をどうしていくか、あるいは人件費等の義務的な経費をどうしていくかという中で、常に財政のバランスの指標としての経常収支比率を見ていかなきゃならない。あるいは道路、下水、あるいは防災・減災の危機管理というような状況の中で、さまざまな事務事業で投資的な経費も一定の金額を手当てしていかなきゃならないと思っております。

そしてもう一つは、多くの市債を抱えております。そうした中で、元利償還金に当たる公債費というものも非常に多くなってまいりましたので、その公債費の額及び比率ということも真剣も考えていかなければいけないというふうに思っているところです。

そうした状況の中において、私どもは身の丈に合った予算編成をし、財政の健全化を保ちつつ、私たちはまちづくりを進めてきているというふうに思っております。これからもその姿勢で行きたいというふうに思っているところでございます。

都市計画税につきまして、いろいろと三宮議員の御意見がございましたけれども、これは先ほど申されたとおりでございまして、いわゆる目的税という形の中で、市街化区域の中にかかけさせていただくということでございますけれども、土地・家屋の固定資産課税標準額の100分の0.3という額が最大限になっておるわけでございます。

そうした状況の中において、話もございましたけれども、昭和59年の9月に駅前整備計画という形の中で、三宮議員が、その議事録にもありますけれども、しっかりと駅前整備をしていただきたいという御質問がありました。そして、その当時の佐藤町長が、いわゆる不転の決意でこれからのまちづくりについてはしっかりと都市計画税をお願いしていかなきゃならないというふうにおっしゃっているわけでございますけれども、願いかなわず、61年3月の定例議会におきましてその条例は否決されました。そういうような状況に、現在までは再提案されることなく来ているわけでございます。

先ほども申し上げましたけれども、この地方税としての都市計画税につきましては大変重要な財源だろうというふうに思っております。三宮議員は、この都市計画税が課税していなかったために現在の弥富市の発展があると言われておりますが、私は決してそうではないというふうに思っているところでございます。

大変重要な地方税であるこの都市計画税が、仮にそのときに議決いただければ、私はもっと多くの住民サービスを提供できたというふうに思っておりますし、都市の基盤整備事業がもっと進んだらというふうに思っております。また、人口も今以上にふえていたかもしれません。そういうような状況の中で考えるのが妥当だろうというふうに思っております。

しかしながら、税の負担ということ、増税ということにつきましては大変市民の理解を得るところではございません。そのことは私も十分認識をしているところでございます。市民

の皆さんはもちろんのこと、企業においても増税ということは理解しがたいわけでございます。来年度からはいよいよ消費税が改定されます。あるいは電力料金等のエネルギー経費も上がってくる。あるいは消費税に伴うさまざまな諸物価の値上がりもあろうというふうに思っております。こういう状況のときに、私は、いわゆる都市計画税というのを議案として提出し、すぐ実行していくということは毛頭考えておりません。これからの市のまちづくりの一環として、税収大変厳しいという状況の中において、私は議会の皆様としっかりと協議、検討していきたい、また市民の皆様の声も聞きたいという形で、一つの意見として御提案申し上げます。

幸い弥富市も平成25年度税収順調に来ております。これは、さまざまな経済対策という状況の中でよい結果がもたらされつつあるというような状況でございます。この税収の改善がこれからも恒久的なものになるということは私どもとしても望むところでございます。

また、私たちが努力していかなきゃならないのは企業誘致、あるいはさまざまな税収という形の中において努力をしていかなきゃならない。また、歳出の削減という形の中で、さらなる行財政改革も進めていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

最終的にもう一度確認をさせていただきますけれども、都市計画税は、継続的な議題として、課題として、議会議員の皆様と機会あるごとに検討させていただきたい。これから中期財政計画ということにつきましてもまた皆様にお示しをさせていただきますけれども、大変厳しい状況があるわけでございます。そういった形の中で、一つの私の案として御提案させていただいておるものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

また、東洋経済新報社の都市データバンクによります2013年の住みやすさランキングというお話がございました。これは5つの観点でその算出の指標が出ておるわけでございますが、一つは、いわゆる病院であるとか、介護・老人福祉施設等の安心度が一つの尺度でございます。それから、小売店舗だとか、名古屋からの近距離という状況に対する利便度が一つの尺度であります。それから、快適度という中で、污水处理がきちっとこれからされていくかどうかということも大きな尺度でございます。もう一つの尺度は、いわゆる地方のそれぞれの自治体の財政力指数であります。そしてもう一つは、持ち家制度等々の比率でございます。そういったことがいろんなデータとして入力されてランキングが示されておるわけでございますが、このランキングに甘えることなく、次のステップとしてのまちづくりをしていかなきゃならない。これは名古屋近郊にあるから、ある程度ランキングは上がるんです。愛知県で、そういうような形で私たち以上にあるところは長久手であり、日進であり、豊明であるわけでございます。いずれもこれは名古屋近郊という状況の中での利便度、あるいは利用度という形の中でのまちの位置づけもあろうかなというふうに思っております。決してこれだけが住みよさランキングではないと思っております。もっともっと弥富市全体の中での住み

よさということを考えていかないと、我々はまちづくりということにはならないというふうに思っております。

そういった形の中で、私は都市計画税も含めて、これからの財政のあり方ということについて御答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長は、住民に負担をしてもらっておれば、もっと弥富は変わったという立場から、そして、今後積極的なまちづくり計画を進めていく上でも税財源の確保というお話をされましたが、現実問題として、先ほど申し上げましたように、本当に市民の体力、国民の体力は下がり続けてきております。例えば今お示しました表の一番初めのところ、「弥富」とある表の右上に面積・人口・世帯という表がありまして、その真ん中より少し下のところに若年層有配偶率・男、女という区分があります。これは25歳から39歳までの男性と女性が実際に住民のうちでどれぐらいの割合で結婚しているかという割合を示すものであります。弥富市は男性が51.4%、女性が63.9%であります。愛知県での順位は、男性が上から8番目、女性が19番目、愛知県は38市ですね。全国順位でいいますと、男性は131番目、女性は74番目と、全国順位でいうとかなりいいところにあると思うんですが、それにしたって、男性でいうとわずか51.4%。これが愛知県で8番という状態というのは、どんなに今、若い人たちが結婚して、子供を育てることができないような状況に置かれているか。それから、弥富で割方子供が減らずにきた大きい理由は、やっぱり子育て施策やそういうものに引かれて来ていただいたり、あるいは弥富から通勤できる人たちが自分の子供たちをこのまちから通勤させるということで、2世帯住宅をつくったり、あるいは別棟をつくったり、あるいは分譲住宅を用意したりということがかなり熱心に行われた結果であります。

ただ、こういう状況がずっと続いて、改善される見通しなんか全くありませんよね。アベノミクスなんていうのは、企業が世界で一番活躍しやすい、活動しやすい国にするということでありまして、こういう中日新聞の大型社説の中でも繰り返し述べられておりますが、人口問題なんていうのは日本の岩盤問題だと。こんな大事なことをいつまでも棚上げにして、こういう状態を放置するなんていうのはあってはならないことだと。政治にかかわる、当然上は国会議員から、下は私どものような市町村議員まで含めて、ましてや首長の皆さんはもっと大きな責任を負っておられるわけですが、しかし、雇用状態がどんどんどんどん悪くなっていく中で、社会保険にも入らない、入れない人たちをたくさん作り出す。とりわけ最近の商業関係の競争というのは、もうイオンでもしかりでありますし、それから、この周辺にできておりますコンビニだとか、何とか丼だとか、回転ずしだとかいうところのほとんどの従業員が健康保険を使わない状態で働けるというんですか、4時間以下だとかというような働き方が強要されて、これで社会の競争が成り立っていますよね。ここと競争する

弥富の商店なんていいますと、私の近所にもありますが、喫茶店をお年寄り夫婦でやってあって、とにかく店を直す費用も一切考えない。椅子が破れればテープで張って、とにかくお客さんが来ていただける間、わしらも先は短いもんで、それでも何もせんよりはいいからというような状態で、本来の人が働いて、自分の生涯の暮らしか、あるいは結婚して、跡継ぎをつくっていくというようなことや、十分子供たちに教育をすることを保障し、社会のために税金や社会保険料を負担する、こういうことができないような労働の仕組みが蔓延した結果、こういう状況になっていますよね。ここをそのままにしておいて、きれいごとをどれだけ並べたって、最初に申し上げましたように、弥富は国からの税源移譲や増税によって、ある程度個人市民税は担保されていますが、それだって限界にきている状況というのはやっぱり直視をしていただかないと、今計画を立てれば、税収がふえるというような状況じゃない。しかも、今、多くの市町で、実際に弥富ぐらいのまちで、公共下水道のために一般会計から5億も6億も、弥富の計画自身でもそういう状態ですね。将来はそういう負担をしていくという計画になっております。いろいろ計画を立てるということは誰でもできるわけですが、それが今の市民の皆さんの暮らしの実態や経済力、そういうものに応えていけるかどうか。

先日も一般紙でも報道されましたように、日本中で大幅に人口が減少する、高齢化が進む、働き手がなくなっていくと、こういうことが大問題になってあって、ここに本格的に国や自治体の責任で手をつけなければ、取り返しのつかないことになるというなら、私は下水道によって住みやすさを担保するとかということではなくて、下水道の整備が5年、10年おくれたところで、私は弥富の人たちの暮らしにそう大きい影響を持つようなことはないと思うんですよね。今、本当にぎりぎりの状態で暮らしが支えられている。例えば賃貸住宅につきましても、どういうことが起こっておるかといいますと、今の弥富の固定資産税を大きく支えている一つの要因であります。以前に川崎重工が海老江か錦浦に独身宿舎をつくりたいという話が出ておりましたが、しばらくそれがストップしておりました。そうしたら、事業所によっては、川崎重工が断念したから、ワンルームの賃貸住宅をつくれば10年で元が引けますといって営業して、それにのってたくさんの人たちが賃貸住宅を建てたというような状態があります。そして、今、賃貸住宅をやっている人たちのいろいろ御意見を伺いますと、本当に経費やそういうものをきちんと見たら、年利回り2%ぐらいの利益が純利益としてあればいいほうだと。とても、そういう状況ではなくて、本来は経費として償却分として出費を伴わない、したがって、内部留保のためといて、リニューアルやそういうものに使う費用がほとんどたまらない。空き家が目立ち始めておまして、長期にかなり大規模に営業してきた人たちに対しても、銀行がもうこういう状態が続けば、とても利息やそういう負担に耐えられなくなるから、どこかを売却して借金を減らさなければ、あなたのところは成り立たな

いということを言われているとか、あるいは弥富は賃貸住宅が飽和状態になっておるということで、セキスイ系、特にプレハブや何かを中心にした2階建て以下ぐらいについては弥富での営業を全部中止をすると。飽和状態になっておりますと。あるいはUFJは、今、私たちから見れば、5階、6階、7階というような、いざというときに本当に避難できる場所としても利用できる、こういう非常に低い水害等の危険も心配されるところでございますから、そういう避難所ができれば大変ありがたいというふうに思いますし、今後のまちづくりはそれを考えていかなきゃいかんと思うんですが、6階建て以上の長期の改修が必要な事業計画に対しては一切もう融資の相談は受け付けないということをそういう事業をやっている人たちにUFJから通告がされているとか、そういう状態になってきております。

本当に今、安倍総理が言っておるような形で、何とかなる時代じゃなくて、今、市長も答弁の中でも言われましたように、本当に今自分のまちの住民が安心して暮らせるまちにするかどうかということは、市長にとっても、私どもにとっても喫緊の課題であります。そういう深刻な事態になっているということについて、市長はもう御承知でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、後期計画の中における少子・高齢化時代に対して、私たちはますます高齢化の比率が高くなってくるわけでございます。現実的には65歳以上の人口が1万人を超えました。総人口が4万4,500人での1万人超えでございますので、高齢化率としては23%近くになるという状況でございます。今までこの市を、まちを育てていただいた先人の皆様でございます。いろんな形の中で私たちも感謝申し上げ、そして生活をしていかなきゃならないというふうに思っておるわけでございます。

私はかねがね申し上げております。弥富の福祉は後退させないということについて、これからは私の一つの政治理念としてしっかりとやっていきたいというふうに思うところでございます。

川崎重工さんのお話が出ましたので、少しお話をさせていただきます。

現在、日本毛織の敷地内に10階建ての川崎重工の単身独身寮が完成し、全部で256戸の個室ができておるというふうに聞き及んでおります。先月、11月から引っ越しが始められ、現在は120名ほどが新たな寮に住んでみえるというふうに思っております。弥富市内を中心に約100名ほどの賃貸の住宅にお見えになったそうでございますが、この方たちも自分の基本的な希望ということならば、漸次その寮に引っ越しされるだろうというふうに聞いております。

このように、企業が社員のために社員寮を完成させたということは、一つは、個人の負担の軽減ということがあろうかと思えます。そしてもう一つは、御承知のように弥富第1工場

の隣に、新たに東工場として350億の総投資をして新しい工場をつくっていただくことがあります。平成25年11月22日にその企業立地の促進に対する申請書が提出されました。総額350億、償却資産が何と150億という大きな企業でございます。これからの次期ジェット機として、ボーイング787の工場が拡張され、量産体制に入っていくわけでございます。そういったことに対する企業の取り組みであるということを十分御理解いただきたいというふうに思っております。

アパート経営をされているという形の中で、詳細については、海老江等における住宅、アパート、あるいはマンション、賃貸マンションということについては、私も詳細については聞いておりませんが、先ほど申し上げた理由等であろうというふうに思っております。アパート経営をされている方に対しては大変厳しい状況になるかと思っておりますけれども、お知恵を出していただきながら、その改善に努めていただきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、川崎重工に関しては、そのような形の中で、弥富市に対しても将来大きな夢を描かせていただける、そういう大きな企業であるということも御理解をいただきながら、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私がこの川崎重工の問題で申し上げたのは、川崎重工がけしからんという話じゃないんです。結局市街化区域の農地の税金が高過ぎて負担できない。今度、特定市街地、いよいよ28年度には市が示した資料によりまして、1平方メートル当たり160円かな。1反歩1,000平方メートルで16万円を超える課税になることがさきに示されております。しかも、特定市街地になるわけでありますが、このときに生産緑地の制度がきちんと市民に納得できるような形で伝えられなかったことが、生産緑地を選択した人はわずか7%で、まだ50ヘクタール以上の市街化農地がそのままになっていますよね。ここにそういう税金がかかるようになります。これに都市計画税を、仮に先ほど言ったような形でかけると、22万何千円というような1,000平方メートルの税金になります。とても耐えられる状況じゃない。

しかも、市長がさっきおっしゃられました。蟹江町は、弥富が否決するしばらく後まで都市計画税を取っていましたよね。要するにバブル期のときに弥富は都市計画税を取らずに頑張った。取った蟹江町は、結局もともと市街化農地の量もうちのほうが多かったということもあるんですが、蟹江町はそんなに税収がふえずに済んでいますよね。弥富は、結局そういう状況の中で、そういう負担がないことがぎりぎりの、今、市長は都市間競争と言われましたが、とにかく今、尾張18市の中で、実は住宅地の平均価格は弥富が瀬戸に続いて2番目に安い。愛知県の38市の中でびりから5番目に安いという状況だとか、都市計画税がないとか、

便利だとか、いろんな条件の中で、ゼロメートルで心配もある、液状化の心配もあったも、背に腹はかえられないから弥富に住むと。結婚して子供を育てるために、少しでもいい環境を用意したいということで弥富に今住んでくださっておるわけです。みんな、弥富の市民も、来る人たちも余裕があってじゃないんです。余裕があれば、長久手や日進のほう、名古屋東部に住居を構えますよね。海南病院の先生たち、ここで開業している人たち、ほとんど向こうに住んで、診療所はここだけど、こういう状況が今常態化しておるわけですが、そういう中でやってある。そういう中で来ていただいた人たちも守る。それから、古くからこのまちを支えてきた人たちを守ることが、私は今弥富市にとって非常に大きな判断が迫られる時期に来ている。ここを、そういう負担をしていただいて、下水道なんかを整備することで、まちの活性化を図るということなのか、今来ている皆さんの暮らしや、今いる市民の皆さん、頑張っている人たちの暮らしやなりわいを応援するという立場で事態を打開するののかという選択が問われているのではないかというふうに思いますが、特に弥富の中で商業にかかわっているような人たちは後継者問題もありますし、人間として生活できないような給料で競争するような仕組みの中では、到底消費税が今度上がったってやっていけないから廃業するという人たちが、今まで頑張ってきた人たちの中にも続出しております。より本質的には、やっぱり以前に市長もそのとおりだとおっしゃられましたし、私も今申し上げましたが、働く人たちの収入がきちんと担保されるような働き方ですね。そういう社会を国や自治体挙げてつくっていくということを抜きにしては、私はどんな解決策もないと思うんです。そういうことが当面望めない状況のもとで、一時的に株の値段が上がったって、これで市民の暮らしがよくなったり、市の税収がよくなるということは考えられないわけでございますので、やはりその辺を十分御考慮いただいて、慎重な御判断をいただきたいということが一つと、もう一つは、申し上げておきますが、実は平成23年度に保育料の値上げをするという議論がされました。こういうのは敏感に、やっぱり住む場所をみんな探していますから影響しまして、それまでは合併当時の資料で見ましても、大幅に人口が減るといっておったのが、いろんな事情があって減らずに来ました。子供も減らずに来ました。23年度には、それまで0.2%程度だった0～4歳児の減少が2.6%になるとか、そういう状況になっております。そういう中で、さらに都市計画税等の負担という議論がされれば、私はやっぱり弥富に期待をしている人たちをがっかりさせることになると思いますし、市長は弥富の福祉は後退させない。それはやっぱり今急がなきゃならない事業を一時縮小してでも、予算を考えて、やっぱりそういう土台がよくなってきた中で直していけばいい話でありまして、そのことを強く市長に求めますが、御答弁いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように弥富市全域で48平方キロということでございます。そ

のうちの21%が市街化に定められております。そして、そのうちの二十数%が未利用地という形であるわけでございます。そうした形の中においては、さまざまな理由があるのかというふうに思っております。しかし、私も、先ほどから言っておりますように、その未利用地については、その地主さん、あるいは全体的な一つの構成というようなところで考えをいただきながら、この未利用地を有効活用していったって、いわゆる本来の市街化地域としての土地利用という形の中で考えていただかなきゃならないだろうというふうに思っているわけでございます。

先ほどからも言っておりますように、そういうような状況の中において、都市計画税というのを即導入するということではございません。先ほども言っておりますように、目的税でございます。いわゆる街路整備であるとか、公共下水道事業という形の中でこの目的税を使用していくわけで、事業計画として使用していくわけでございますけれども、公共下水道事業も面展開を大きく伸ばしていきたいというふうに思っております。そうした形で、21世紀の環境整備もしていかなきゃならないということでございます。

いずれにいたしましても、大変厳しいという状況は十分承知しております。だから、私もいたしましては、さらにこのまちづくりをしていく上において、それから中期財政計画をまたお示しをさせていただきますけれども、その中における弥富市の財源のあり方、財政の健全化ということについて、いろいろと議論を重ねながら考えていきたいということを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もう時間がありませんので、一言だけ申し上げておきたいと思いますが、弥富のこの状況から見まして、本当に余裕があって皆さんがこういう負担をしておるんじゃないということはぜひしっかり御理解いただきたいと思ひますし、それから、さっき申し上げました生産緑地の制度が十分理解できないうちに締め切られたということもありまして、実際に制度を知っておる人たちはほとんど、しばらく農業をやるという人たちはやっておりますが、結局相続するときに解除がペナルティーなしでできるという肝心なことがほとんど伝わってない中で起こっておりますので、この問題は、都市計画税を課税するのは、今の賃貸の深刻な問題とあわせて、弥富にとって極めて深刻な問題を持っております。

それから、こういう増税や負担増の議論をすればするほど、子育てするなら弥富へという流れをみずから追いやっていくことにもなりますので、この辺は一日も早くきちんとした展望を持った市政運営をされることを強く求めて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

- 8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は、保育所の防災マニュアル、農業の将来について、市の補助金についての3点を質問させていただきます。

まずは、9月議会一般質問では小・中学校の防災マニュアルに対してお聞きしましたが、今回は保育所の東日本大震災以降の防災マニュアルについて質問させていただきます。

3・11東日本大震災により、岩手、宮城、福島3県で被災した保育所は700を超え、このうち津波などで全半壊した保育所は78に上りました。この3県によりますと、建物被害が大きい一方、施設での保育中の乳幼児が亡くなったのは1施設、3人だったということです。保育所には毎月1回の避難訓練が義務づけられており、事前の備えが人的被害の抑制につながったと見られております。

このうち、宮城県によりますと、今回の地震があった際、多くの保育所では昼寝の最中でした。保育士の方々は子供を起こして、おんぶしたり走ったりして、集団避難したといえます。宮城県子育て支援課は、毎月の訓練と冷静な判断が多くの子供たちの命を救ったと評価しております。

ゼロから5歳児を預かる保育所で、厚生労働省の基準に基づいて、火事や地震などを想定した避難訓練が少なくとも毎月1回義務づけられているのは自力避難できない乳幼児を限られた人手で守るためです。厚生労働省が定める保育施設の保育士数は、ゼロ歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人などとなっており、避難時の人手は多いとは言えません。

一方、幼稚園や小・中学校の避難訓練は、消防法で年2回以上と定められています。これは、大勢の人々が出入りする病院やスーパーと同じ基準で、教育委員会の防災担当者は学校での訓練を見直す上で、保育所の取り組みは参考になると言われております。

弥富市の保育所においては、大震災以降、津波対策マニュアルを改定、作成されましたか。以前のマニュアルと比較してお答えください。

- 議長（佐藤高清君） 山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、保育所における津波対策マニュアル改定、作成についてお答えをいたします。

本市におきましては、東日本大震災前にはあらゆる災害が想定される場合には、保護者への引き渡しを原則といたしておりました。しかしながら、保育所という施設の性質上、保護

者の皆様は昼間は外で働いてみえるという方が非常に多いということでございますので、引き渡しの準備をして、お迎えをお待ちしておりますと、津波の到達時間までには間に合わない可能性が十分にございます。したがって、大津波警報が発表された場合など、まず園児の安全を一番に考えまして、いち早く避難場所に移動するようマニュアルの改定をしたところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 前回の9月議会で質問させていただきました小・中学校の防災マニュアル変更と同様に、津波に関する避難には最善の改定だと思っております。幼い園児と小・中学生とで、それぞれに即した対応をお願いいたします。

次に、先ほどの質問の答弁の中にも出てきましたが、このマニュアルの中の園児引き渡しルール化について質問をさせていただきます。

東日本大震災で宮城県石巻市の市立幼稚園の送迎バスが津波に巻き込まれた事故をめぐり、元園長が情報収集義務違反を怠った結果、高台から海側にバスを出発させ、津波被害を招いた安全配慮義務違反による損害賠償責任があると。大きな揺れが約3分続いたことなどから、津波は容易に予見できたと判断し、仙台地裁は園側の管理責任を認めた判決が出ております。

この判決で、宮城県内の幼稚園長は、対応を一步間違えれば同様の犠牲が出たかもしれない。人ごとではないと振り返っております。

同じ県内の保育所では、地震時、約50人の子供がいました。保育士らは子供たちを連れて避難する準備を進める傍ら、名簿をチェックしながら集まった保護者に約30人の子供を返しました。各家庭に配付される市の保育所のしおりは、震度5以上の地震と津波の発生時は保護者が子供を迎えに行くことと定めています。連絡がとれなくなることが想定されるためです。保護者の多くはしおりに従って保育所を目指したといいます。車や自転車で保育所へ向かう途中、母親5人が犠牲になったほか、子供を受け取って避難した後、第一波が引いて、自宅へ戻るなどした親子3組が津波にのまれています。保育所に残った子供約20人は約35分で避難を終え、全員が無事でした。当時、保育所長は、保護者と逃げたほうが安全という意識があり、一緒に避難しようという言葉は出なかった。残った子供を助けることで精いっぱいだったと振り返っています。

また、岩手県内の保育所でも災害時には迎えに来るよう保護者に伝えていました。とにかく子供を早く保護者に返したいというのが本音で、ふだんの保育ですら責任が重いのに、緊急時に少ない職員で大勢の子供を見るのは大変だと関係者は打ち明けているそうです。

一方、周辺道路の渋滞などを理由に、迎えに来られた保護者を引きとめ、津波から親子を守った保育所もありました。小・中学校でも、生徒を引き渡さず、保護者と一緒に避難して難を逃れた例もありました。

群馬大学の片田敏孝教授は、ほかの災害と津波を分けて考える必要を訴えております。早く逃げなければならない津波の場合、保護者は子供を迎えに行くべきではない。引き渡しの手続の間にほかの子供が避難するための貴重な時間が奪われることになる。その上で、津波から子供の命を守るための最も効果的で効率的な方法はまとめて先生と一緒に避難することを指摘し、保育所や学校は、津波の場合、保護者の同意を得て、子供を引き渡さない前提で日ごろから避難訓練に取り組む必要があると提言しております。

愛知、三重、岐阜、静岡、福井の沿岸66市町村のうち、40の市町が東日本大震災後に保育所、幼稚園の津波対策マニュアルを改定、作成し、うち23の市町は災害時、園児をすぐに保護者に引き渡さず、園内待機、避難場所に逃げるなどを明記し、震災の教訓から引き渡しルールの見直しが進んでいると、中日新聞のアンケートでわかっております。

弥富市は、その中で、送迎、帰宅せず、最寄りの避難場所に移動と明文化されております。具体的な内容をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 園児引き渡しのルールについてお答えいたします。

本市が保育所の保護者の皆様方にお渡ししております台風、地震等における登校・所についての文書の内容につきましては、登所後に名古屋地方気象台から伊勢三河湾に大津波警報が発表された場合は保育を中止し、安全な場所に避難すると記載しております。

なお、このような動きにつきましても、小・中学校のものと同様なものとしており、連携を図っております。

したがいまして、保育所自身が津波避難場所となっております保育所を除きまして、それぞれが近くのマンション、学校など、高い建物に避難するように定めております。その後、大津波警報が解除された場合は、その避難場所にお迎えに来ていただくようにしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 東日本大震災を教訓に、保育所は責任を持って対応していただいていると思っております。

また、せんだって、11月28日に起工式を行いました平成27年度完成の新白鳥保育所においては、最初から避難用外階段が設置予定です。2階建て園舎ですが、グラウンドレベルから1メートルかさ上げされ、津波避難には適した避難場所であり、保育所にとどまることが最善の策になり得ると思います。

次に、東日本大震災では、積み重ねた避難訓練の成果を発揮し、保育士、園児全員が難を逃れた保育所もありました。岩手県のある保育所では木造平家の建物が基礎ごと津波に流されましたが、訓練どおりに避難して、園児81人、保育士14人全員が無事でした。避難中、泣

いたりおしゃべりしたりする子は誰もいませんでした。訓練のおかげだと驚いていたと主任の保育士の方が当日を振り返っております。この保育所は、策定されていた津波防災マップに基づき、備えを見直し、指定避難場所へ最短で行けるよう、途中の民地を通らせてもらう許可を得て、乳児10人が乗れる手押し乳母車も購入、毎月の避難訓練では園児を時間内に避難できるような道を覚え込ませました。このような事例を踏まえて、保育所内の津波対策を含む防災への設備、そして保育士さんの日ごろからの心構えについて、質問をさせていただきます。

まず、避難についての設備ですが、リヤカーや手押し車、園児を背負えるおんぶひもなどが上げられます。また、浸水想定区域内の保育所では救命胴衣の配備も考えられます。また、違う面では、おむつやミルク、手指消毒液、ウェットティッシュなどの備蓄も考えたいところでございます。そして、設備面だけではなく、日ごろの意識改革も進めなくてはならないと思います。マラソンや散歩の距離を伸ばし、園児の体力を増強する。昼寝時もトレーナーを着て、上履きを室内に置くなど、時間帯に応じた対策の導入。抜き打ち訓練や、毎回ルールを変更するなどして、実践的な訓練を行うなどが上げられます。

しかしながら、園児の足では避難に時間がかかり、逃げる際にパニックになる状況も考えられます。実際に災害が起きたとき、日ごろの意識づけや実践型の訓練をどこまで発揮できるかは難しい問題でございます。東日本大震災では、中学校の生徒が地震直後に避難を始めただけではなく、近隣の小学生の避難も誘導したという事例もあります。保育所側が周辺の企業や住民、学校に園児の避難誘導で協力を求めるなど、大人側が積極的に動くかどうかで幼い命が助かる確率も変わってきます。

弥富市としては、保育所の設備の充実度、また保育士の実践的な心構えはどうなっておりますか。お願いをいたします。

- 議長（佐藤高清君） 山田民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、保育所内の設備、保育士の心構えについてお答えいたします。

東日本大震災後、避難場所への移動手段としての乳母車、リヤカーなどが不足していると考えまして、昨年度には各保育所に1台ずつ、災害避難兼用乳母車を購入いたしました。その後、さらに不足する保育所には追加配備もいたしまして、迅速に移動できるように措置をしたところでございます。

また、救命胴衣の配備につきましては、浸水が早いと想定されます本市の南部の地域からということで、昨年度は栄南保育所に子供用の救命胴衣を配備いたしましたところでございます。

さらに本年度につきましては、十四山保育所、大藤保育所にも配備し、来年度以降につきましても、他の保育所へ順次拡大をしていくよう計画をいたしております。

消毒液、タオル、三角巾、おんぶひも、ロープなどは常に防災リュックに入れまして、持ち出せるように準備をいたしております。

次に、保育士の心構えについてでございますが、各保育所の防災マニュアルには、基本的な保育士の心構えも記載してございます。災害はいつ発生するかわからないため、どのような場合であっても子供の命を守り、安全に保育することや、日ごろから防災の知識を深め、的確な判断と素早い行動がとれるようにしておくことなどを心構えとして定めております。

また、御指摘のように日ごろの訓練が一番大切でございます。保育士だけでなく、園児もそのようなときに保育士の指示をよく聞いて、迅速な行動がとれるよう、日ごろから訓練していくことが必要だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し追加答弁をさせていただきます。

現在、弥富市には9つの保育所がございます。それぞれの保育所におきましては、所長さんを中心に、3・11以来、避難訓練をしていただいているところでございます。そして、私も9つの保育所の設備という形の中で、園児を守るためにということで見せていただきましたけれども、日ごろ訓練を重ねておるとよくわかるわけでございますが、十四山保育所におきましては、非常に遠方まで避難をしていかなきゃならないというところがございます。平成26年度の計画の中で白鳥保育所と同じような形での外階段を設置できればというふうに考えておるところでございます。そうした形の中で、安心・安全を確保していきたいというふうに思っておりますので、追加答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ありがとうございます。

その昔、保育所にほとんど使わなかった乳母車を差し上げたということを思い出しました。乳児の散歩用という思いでしたが、現在ではなかなか個人で乳母車を所有している家庭はないかもしれません。リヤカーについても、一般家庭では姿を消した一つのものでございます。近隣の方から借りるのは困難なことから、行政が準備していただくということしか今のところないわけでございます。救命胴衣に関しましても、できる限り早い段階で全保育所に配備していただくことを要望いたします。

最後に、小・中学生と異なり、幼い園児、ましてや歩き始めたばかりの乳児までいるわけですから、限られた人員の保育士の方々の避難時の負担はかなり大変なことであろうと思います。しかし、保育士の方々も園児も綿密な訓練を繰り返し、有事の際には最善の行動がとれるようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、弥富市の農業の将来について質問をさせていただきます。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に参加した場合の農林水産業の損失について、19道県がまと

めた試算、そこからは、国内で損失の少ない地域と多い地域の格差が一層広がる可能性が高いことがわかってきました。農産物の減少は経済全体にも及ぶというデータも明らかになります。参加によって波及する影響の大きさも改めて示されております。農業産出額で全国1位を誇る北海道は、乳製品のうち、バターやチーズなどが安価な外国産に置きかわって全減、砂糖の原料となるてん菜の栽培も全てなくなると試算をしております。

一方、黒豚で知られ、豚肉の生産額が全国1位の鹿児島県では、ブランド力を背景に、政府が全国で70%減と試算した減少率を45%にとどめております。ただ、比較的被害が少ないようには見えますが、県全体の経済への影響は甚大でございます。

しかしながら、米や野菜、果物の主要産地はほとんど試算をしておりません。米どころの多くの県は、単純に影響をはかることができないという思いを共有しております。自分たちで試算できないでいます。TPP参加で安い輸入品が入ってきた場合、国内の農産物の価格がどれだけ下落するかははっきりしておりません。

そして、ここへ来て、米の政策を見直す議論の会合が開かれ、5年後の2018年度をめどに、生産調整、減反を廃止する政府案は大筋で了承されました。1970年に始まった減反を半世紀ぶりに取りやめることが確定的となっております。11月中にまとめる農業活性化策に減反廃止を明記することを目指し、政府は大詰めの調整に入っております。農家の保護を優先してきた米政策は自由競争時代へと大きくかじを切ります。この減反廃止は、TPP交渉の行方をにらんで、農業の競争力を強化するのが狙いで、米の生産を抑える制度から、農家が生産量を判断する仕組みへと抜本的に改めます。農家に補助金を出す根拠となっている経営所得安定対策を大幅に見直し、減反に参加した農家に支払っている補助金は2014年度から大幅に減額し、減反廃止に合わせて、2018年度から支給を取りやめる方針です。ただ、米の政策の転換が生産現場に与える影響を和らげるため、当初、2014年度から支給対象を大規模農家に限定する方向で調整していましたが、対象に漏れた農家が収入確保のため、米を大量につくってしまう可能性があるかと判断し、2014年度から17年度までは減反に参加した全農家に補助金の支給を続ける方向で検討はされているそうです。

このように、担い手農家に農地を集め、経営効率を改善する大規模化政策に向かう現状、弥富市においても多くの稲作水田を擁しております。優秀な担い手農家も数多く見られます。現在の担い手農家数、そして担っている耕作面積はどれぐらいになっておりますか。また、農家の高齢化、後継者の農業離れで増加している農地の利用権設定の推移とあわせて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議員御質問の現在の稲作担い手農家数と、担い手が耕作する面積、利用権設定の推移につきまして御答弁をさせていただきます。

本市には、弥富地域農業機械銀行の構成員であります弥富受託部会は、個人、法人を合わせまして13名、十四山受託部会は6名、その他は6名の合計25名でございます。

次に、担い手の耕作面積でございますが、自己所有農地は36ヘクタール、利用権設定農地が408ヘクタールで、合わせまして約444ヘクタールでございます。

また、利用権設定の面積の推移についてでございますが、毎年12月31日現在の数値で御報告させていただきます。平成21年が258.8ヘクタール、平成22年が296.5ヘクタール、平成23年が346.2ヘクタール、平成24年が390.1ヘクタールで、毎年13から17%の増加をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市の担い手農家は非常に優秀だと聞いております。年々増加していく利用権設定面積をどれだけ補っていけるか、この方々の力量にかかっていると思います。食と農業の未来を見据えて取り組んでいただきたいと思います。とっております。

弥富市は、農業を守るためだけではなく、農業経営者を育て、1次産業が進化を図れるように支援を望みたいと思います。

次に、市内若手農業後継者、並びに定年退職者のUターン農業者への勉強の場、農業塾について質問させていただきます。

豊田市に、定年退職者などを新たな農業の担い手として育成し、生きがい型農業の実践を支援することで、遊休農地の活用と高齢化の生きがいづくりを進める。また、農業・農地の多様な機能を活用し、市民の農の新たな関係を構築する目的で農ライフ創成センターが2004年度より豊田市とＪＡ愛知豊田で共同で運営されております。

豊田市は、言わずと知れたトヨタ自動車本社の所在地でございます。2007年に6町村が合併したことによって、行政面積が愛知県内で最も広い市になりました。人口も40万人を超える都市であります。豊田市の前身である挙母町にトヨタ自動車の工場が誘致されたのは1938年のことで、その後の高度経済成長期に日本全国から自動車産業に就業するため、大量の人口が流入をしております。

このような地区に設立された農ライフ創成センターの主な事業内容は、新規就農者を育成するための担い手づくりコースと、誰でも気楽に野菜づくりを体験できる旬の野菜づくりコースなどが用意されています。それらの研修事業がございます。貸し付け希望地にかかわる情報を収集し、担い手づくりコース修了者に対して農地をあっせんしたり、旬の野菜づくりコースの修了者には、市や農協が開設した家庭菜園、市民農園や民間の農園の開設を進める農地仲介事業、そして農作業の人手を要する高齢農家などに対して、担い手づくりコース修了者などの援農希望者をあっせんする農家仲介事業、その他、研究開発事業の4本立てがこの創成センターの主な役割でございます。また、センターの特徴は、継続的に農業への新規

参入者を輩出していることだけではなく、センターの修了者たちが結成した定年帰農者を中心とする組織活動も注目が集まっております。

農作物栽培充実研修はＪＡの得意分野ではありますが、しかしながら、農地仲介事業などは行政が介入しなければ行えません。弥富市の後継者、Ｕターン農業者、定年帰農者などに農業研修を行える農業塾などの現状、並びに市としての支援は行っておりますか。お願いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 御質問の農業塾の現状及び市の支援につきまして御説明をさせていただきます。

ＪＡあいち海部は、平成18年度よりわいわい農業塾を開催しております。内容といたしましては、主にトマト、ナス、ピーマン、トウモロコシ等、季節に応じた野菜を播種から収穫まで学ぶもので、基本的な講習と実習を毎月１回、年12回開催されております。

受講資格といたしましては、ＪＡあいち海部管内の在住の組合員、準組合員、またはその家族で、今年度は79名が受講されており、９割以上が60歳以上の定年退職者の方とお聞きしております。

また、農業塾に対する支援でございますが、市といたしましては現在のところ行っておりませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○８番（三浦義光君） ＪＡあいち海部のわいわい農業塾に関しては、月に１度、年間12回では、余りにも農業を習得するには少な過ぎると思います。

豊田市の事例は、県内の先進地を紹介しただけでして、農地の内訳で水田と畑の割合が異なり、弥富市のように水田主体の状況では参考になり得ないのかもしれないかもしれません。しかしながら、行政とＪＡが一体となったこの事業はぜひ市の皆さんにも知っていただきたいと思います。

近隣では、愛西市とＪＡによる愛西レンコン道場が行われており、研修中及び就農後に青年就農給付金が支給されております。また、飛島村では、ハウレンソウ、ネギを対象に、Ｕターン組農家さんが農業塾を受講しようとしております。

弥富市であれば、まず弥生地区、白鳥地区に菜花、甘長ピーマンなどを対象に農業塾が開設できると定年帰農者の応募者があるのではないかと思います。行政、ＪＡと一体となった支援を望みたいと思います。

次に、豊田市農ライフ創成センターは、高度成長期に労働力として全国から移住した若者たちが定年退職を迎えるに当たって、彼らの退職後の生きがいを創出するのが課題で設立された一端がございます。この生きがい型農業の実践を支援することで遊休農地の活用を進め、

市民の農の新たな関係を構築することでございます。

65歳を高齢者と国連が区分したのは1950年代です。当時の日本の平均寿命は男女とも60代でした。今は人生80年時代を迎え、60代は高齢者ではございません。それを前提に、働き方を見直す必要がございます。ただし、個人が農業に参入することは容易なことではございません。機械や労働力などを適切に利用するため、営農計画を持っていること。農地の取得者が必要な農作業に原則年間150日以上従事すること。そして、これが一番難しいことですが、農地取得後の農地面積の合計が50アール以上であることが必要など、農業委員会がこれらの農地全てを効率的に利用することを要件として許可を出していただいております。

先ほどの取得経営面積50アール以上というのは、弥富市を初め、近隣の愛西市、飛島村も同様でございます。しかしながら、農地法第3条第2項第5号、括弧書きの別段の面積、いわゆる下限面積は、農地法の改正により平成21年12月から各農業委員会が定めることとなっております。農ライフ創成センターがある豊田市では、知事が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項により農業振興地域として指定した区域に限り下限は10アールでございます。

畑が多く、遊休農地がある豊田市と、水田地域の弥富市で、優秀な担い手が委託作業をしている遊休農地が存在しない地域とでは、環境が余りにも違うのは理解をしております。下限面積を10アールにしと言っているわけではございません。違う方面から見て、6次産業化の企業参入問題もございます。弥富市の将来を見据えて、個人にはもう少し間口を広める政策を望みます。市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市の将来を見据えた市の考え方をという御質問でございますが、平成21年の農地法改正によりまして、耕作目的で農地の権利を取得する場合におきましては、下限面積は各市町村の農業委員会で制定できるようになりました。

弥富市における下限面積につきましては、議員おっしゃるとおり50アールでございます。水稻を主体といたしました市の農地を適正に保つためには、農地を適正に管理できる農家、担い手でございますが、規模や技術が必要であることから設定をされております。議員が言われますように今や人生80年時代を迎え、60歳で定年してからの人生設計を考えるのは大変重要なことだと思っております。

近年、定年してから農業を始めようという方もお見えになり、今後も定年帰農者への対策を進めていかなければならないことは認識しておるところでございます。

市といたしましては、先ほどの質問の中にもございましたが、ＪＡあいち海部が主催いたします農業塾への支援、その後の農地の利用につきまして、一度ＪＡや管内市町村とも協議をいたしまして考えたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以

上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市の農業委員会の考えもあろうかと思います。いきなり緩和をして、混乱を招くことも考えられます。企業などの参入を望むわけではございません。あくまでも個人に対してということでございます。農業に逆風が吹くこの時代だからこそ、将来を見据え、早急な判断を望みたいと思っております。

最後に、県下でも有数な水郷地域でもあり、弥富市もＴＰＰ参入、減反政策の廃止で米づくりはどのようになっていくか、混沌としております。この中、愛知県は11月25日から7日間、香港で愛知産農産物などの販売促進会、愛知フェア・イン・香港が開催され、品質のよさをアピールしてきました。まだまだ鮮度を保つためのコストに見合った品質を提供できるかの問題はございます。弥富市としても、米づくり以外の農地利用、米以外の特産品を将来に向けて、農業が窮地に陥る前に模索をして、県内外、国内に売り込んでいただくことを要望いたしまして、このテーマの質問を終わらせていただきます。

それでは最後に、弥富市の2つの補助金について質問させていただきます。

まず、協働のまちづくり推進事業、地域づくり補助金でございます。

事業の趣旨は、少子・高齢化社会の到来や地方分権社会に対応した市政運営を図るため、また第1次弥富市総合計画で目指す市民と行政との協働まちづくりを推進し、情報、意識の共有、市民参画、ＮＰＯなどの育成・支援を一層発展させるため、地域づくりの担い手である団体などが地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対し、その経費の一部を補助するものでございます。

補助対象団体としては、学区、地区コミュニティ推進協議会、またはＮＰＯ、自治会、町内会、ボランティア団体、サークルグループなどの団体でございます。そのうち、1つ、市内に事務所、または事務所機能を有すること。2つ目、団体の活動範囲が弥富市内であること。3つ目、5人以上で構成されていること。4つ目、団体の代表者及び運営の方法が会則などで定められていること。この全ての要件に該当する団体でございます。

補助金の限度額は、学区、地区コミュニティ推進協議会を対象とするものには1事業につき50万円、ＮＰＯ団体、自治会、町内会、ボランティア団体、サークルグループなどを対象にするものには1団体年額5万円となっております。ここまでは応募要領を見て理解ができました。しかし、補助対象となる事業、ならない事業、認められる経費、認められない経費、一度に把握できないというわかりにくいものでございました。もちろん市民の方が担当窓口に補助金申請に来られても同様のことになると思います。今回、私に相談された方も補助が認められなかったということでございました。

これは通告と順不同になりますが、自主防災組織補助金についても、市民の方が申請時に

同様の戸惑いについて相談を受けております。

自主防災には、まず立ち上げ時に結成補助金、次年度からは参加人数により金額は異なりますが、活動補助金が受けられます。今回の相談はこれではなく、防災資器材などの整備に必要な経費に対する補助金についてです。この補助金額は、事業費の85%以内、50万円を限度とするものですが、補助対象がわかりづらいというものでございました。地域づくり補助金、自主防災組織補助金、それぞれの趣旨は違いますが、あわせて補助内容により、よりわかりやすく、再度説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 最初に、地域づくり補助金について説明させていただきます。

この補助金につきましては、毎年4月から6月までを申請期間とし、申請受け付けをいたしております。その申請に基づきまして、審査後、交付決定を行い、事業を実施いただきます。その申請受け付けの時点で窓口において概要を伺いまして、補助事業の要件に該当するかどうかを確認させていただいております。補助対象となる事業としては、地域住民が連帯意識を高める上で必要と認められるコミュニティ活動事業で、地域安全、防災・防犯でございます。福祉、保健、環境保全、環境美化、子供の健全育成、文化・芸術・スポーツ振興などの事業でございます。

次に、補助対象とならない事業は、1つ、国、または市から他の補助制度の適用を受ける事業。1つ、宗教的活動、または政治活動を目的とする事業。1つ、営利を目的とする事業。1つ、事業の主たる効果が市外で生じる事業。1つ、単に設備及び物品の購入を目的とする事業。1つ、個人給付等の補助的な事業。1つ、スポーツ関係団体等の通常の交流大会。1つ、芸能団体等の発表会に係る経費。1つ、地域の定期的な行事、例えば各地区のお祭り、運動会、敬老会など。1つ、生涯学習や趣味的な活動。1つ、特定の個人や団体、または構成員のみが利益を受ける活動でございます。

次に、補助対象となる経費としては、事業の実施に係る報償費、消耗品費、燃料、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料などであります。

補助対象とならない経費につきましては、団体の事務所などを維持するための経費、家賃、光熱水費。次に、団体の経常的な活動に要する経費、例えば総会の会費だとか、会員の交通費、人件費、謝礼などがございます。次に食料費、ただし、会議、作業活動に不可欠な飲み物につきましては申請時に判断させていただいております。次に、不動産の取得に要する経費。次に、備品の購入、次に、傷害保険料、損害賠償保険料、次に、その他該当事業の実施に直接必要と認められない経費でございます。

なお、補助対象事業、経費などにつきまして、今御説明申し上げましたが、詳細不明なところにつきましては、秘書企画課のほうへ問い合わせいただき、御相談いただきますようお願いいたします。

願いたいと思います。

次に、もう一つのほうの質問でございますが、自主防災組織補助金のうちの防災資器材の整備に必要な経費に対する補助金についてお答えいたします。

補助金額は、議員の御承知のとおり事業費の80%以内で、上限は50万円でございます。補助対象品目は、原則備品で、自主防災組織の共助活動に必要なものを対象としており、自助として備蓄していただく非常食などは対象としておりません。

なお、例といたしまして、毎年4月の区長会のほうで補助対象品目の一覧表を配付しております。補助対象区分としましては、防災倉庫、初期消火資器材、救助用資器材、救護用資器材、訓練用資器材となっています。補助対象品目の一覧表のほうをごらんいただきまして、記載されていない品目につきましては、防災安全課のほうで御相談いただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ただいまの説明の中で、まず地域づくり補助金では消耗品費についての解釈でございます。準備などで必要な材料と明記はされてございますが、個人が負担することが妥当と考えられる材料費は対象外となっております。ここが一番申請に来られた方との意見が食い違うところでございます。また、自主防災組織補助金については、共助活動に必要なものが対象で、自助としてのものは対象外となっております。何が共助活動の備品なのか、自助にかかわるものなのか、判断が食い違うところでございます。もちろん大切な皆様の税金で支出している補助金でございます。不正な拠出はいけませんが、やる気を持って来られる団体の気持ちを損ねないよう、細部の見直しが必要な時期なのかもしれません。検討を要望しておきます。

順番は入れかわりましたが、弥富市の補助ではありませんが、愛知県から交付されているあいち森と緑づくり都市緑化推進事業、三ツ又池公園においての市民参加の植樹祭を実施し、芝桜を1万5,000株植樹する活動に活用されてございます。この事業の財源であるあいち森と緑づくり税の当面の課税期間は平成25年度までの5年間としておりましたが、計画どおり後半の5年間も事業が継続され、平成30年までになりました。現在の活動状況、県の事業が終了した後の見通しをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議員御質問の植樹祭の現在の活動状況と今後の見通しについて御説明をさせていただきます。

三ツ又池公園の芝桜、植樹祭につきまして、今年度は11月16日に13団体、180人のボランティアの皆さんの御協力によりまして1万5,000株を植栽したところでございます。平成21年度から始まりました芝桜は、拠点広場、サブ広場、環状道路の沿線沿い、中之島の一部に

において、5年間で7万3,000株を植栽したところでございます。

今後の植栽計画でございますが、まずは中之島の残り部分でございます約4,500平方メートルを4年から5年で完了し、その後についても可能な限り植栽をしたいと思っております。さらには、愛知県の豊根村にあります茶臼山高原には現在40万株の芝桜が植栽されております。この三ツ又池公園におきましては第2の茶臼山を目指し、弥富市の観光スポットとして位置づければいいかなと思っております。

次に、今後の見通しについてでございますが、この芝桜植栽事業につきましては、議員おっしゃいましたように、あいち森と緑づくり税を財源とする都市緑化推進事業交付金により実施をしております。事業の交付期間は10年間でありまして、平成30年までの予定となっております。今後もこの交付金を活用し、その後、県の事業が打ち切られた場合におきましては三ツ又池保全基金により対応したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 茶臼山高原には、植栽面積、植栽株数も及びませんが、色の鮮やかさでは三ツ又公園も負けてはございません。むしろまさっていると言われる方も見えます。第2と言わず、どうか県下一の芝桜公園を目指していただきたいと思います。

そして、平成30年以降もこの事業が長く続くよう、弥富市、そして市民の皆様の活動をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきますが、最後に、先ほどの地域づくり交付金、並びに自主防災組織補助金について、これ見直しはございませんか。市長の考えを最後に聞かせてください。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 各種団体の皆さん、あるいは住民の皆さんがこの地域まちづくり補助金、私、平成20年から始めておるわけでございますが、大変人気を博しているなあという形で、また地域のコミュニティの活性化、あるいは地域づくりについて大変な御協力をいただいているということをこの場をかりまして感謝するわけでございますけれども、わかりにくい御意見ということは余り伺っておりません。これも買えますか、あれも買えますかという中で、御要望が拡大しているかなというふうに思っております。見直すところがあれば、見直しをしていきたいというふうに思っております。

自主防災組織も同じことでございます。いろんな資器材を具体的に定めさせていただいておるわけでございますが、こういう資器材はどうなんだという形の中で拡大をしていきますので、その辺のところが少し見直していかなきゃならない部分かなというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ありがとうございます。

各組織の士気が上がるよう、今後とも検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は12時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして、1点目に、子ども安心カードについて質問をいたします。

文部科学省は7月末、東京都調布市の市立小学校で食物アレルギーのあった5年生の女子児童が給食でおかわりをした際に、誤ってチーズ入りの韓国風お好み焼き、チヂミですが、このチヂミを食べて死亡した昨年12月の事故の再発防止に向け、アレルギーがある児童・生徒への対応に関する全国調査に乗り出すことを明らかにしました。小・中学校500校を抽出し、給食での事故防止や緊急時の対応方針を把握し、このたび結果をまとめ、今後の施策に反映させるとしています。

食物アレルギーへの対応策として、文科省は2008年に日本学校保健会が作成したガイドラインを全国の学校に配付をしておりますが、現場の教職員が十分活用していないなど、対応の不備が指摘をされてきました。また、国の指針は政策から5年以上が経過をしており、最新情報を盛り込んだ見直しが必要とされています。中間報告のポイントは、食物アレルギーによる事故は全国どの学校でも起こり得るとして、教職員個人ではなく、学校全体での対応が必要と指摘をしています。

給食設備の整備状況や栄養教諭の配置、アレルギーがある子供の有無など、個別事情が異なるため、各校がそれぞれのマニュアルを作成すべきだとしました。また、教職員研修の充実を求める主治医と学校、そして保護者が情報を共有し、献立づくりの段階から配慮するとしています。また、自己注射液エピペンの使用が必要な場合など緊急時に備え、消防署との連携の強化も上げています。

給食アレルギー事故で小学校5年の娘を亡くした調布市内のお母さんは、アレルギーを自覚していた娘がなぜおかわりをしたのかがわからず、苦しんでおられましたが、新盆に娘さんの親友が語ってくれたことを聞いて安心したといいます。親友によると、あの日、給食に

出たチーズ入りのチヂミは不人気でたくさん残っていたということです。給食を残さない完食記録を目指していたクラスに貢献したかったから、めったにしないおかわりをしたということです。クラスのために頑張ろうと無理をしてこんなことになり残念です。でも、そうだったのかと納得しました。報告書で終わらせるのではなくて、子供の命を守ることを最優先に対応してほしいものですという言葉が報道されておりました。

亡くなった少女は、科学者を目指し、アレルギーの子を助ける研究をしたいと将来の夢を語っていたといえます。

私は、ことしの3月議会でも本市における食物アレルギーへの対応について質問をさせていただきました。本市は、この事故の2年前から既に弥富市バージョンの対応マニュアルを作成し、対応に取り組み、教職員、また保護者、そして栄養教諭などと情報を共有し、そして専門家や学校医による研修会やエピペンの使用方法についても訓練をされているということをお聞きいたしました。みんなで知識を深め、教育現場でも細やかな配慮をしてくださっていることに大変安心をいたしておりますが、東京調布市の事故からちょうど1年がたちます。

再度お尋ねをいたします。文科省による今回の中間報告を本市としてはどのように捉え、給食アレルギー事故の再発防止に取り組まれるのか、お伺いをいたします。

- 議長（佐藤高清君） 服部教育部長。
- 教育部長（服部忠昭君） 炭竈議員の御質問の本市の給食アレルギー事故の再発防止にどのように取り組まれているかについて、お答えさせていただきます。

文部科学省の中間報告にもありますように、学校給食は栄養教諭が献立を考えるだけでなく、もしものときに対応する養護教諭や担任など、学校全体で児童・生徒のアレルギーについて情報を共有し、事前に詳細の献立表を保護者に渡して、確認の上で給食を提供しております。

また、栄養教諭部会、養護教諭部会で研修会や情報交換会などをして、事故防止に取り組んでおります。

アレルギー疾患に関する児童の情報は、保育所、幼稚園からも就学予定の小学校に送付されますので、情報の共有化を図り、就学時健診で健康やアレルギー疾患に関する個票を全員に提出してもらいます。その際に、保護者からの状況をお伺いします。その後、入学前にもう一度面談をし、食物アレルギー対応食を申請するかどうかの確認をとり、申請する場合は、症状が出たときの対応、例えばかかりつけの医師や常用している薬、エピペンの使用についてなどをお聞きします。

在学している児童・生徒につきましては、毎年4月の健康調査の個票を提出してもらい、確認したり、年度末に保護者面談を行っております。

このように、学校では4月初めの職員会議までにアレルギー疾患を持つ児童・生徒のリストを作成して、全職員でその対応を確認して、給食に備えるようにしております。この時点で、全ての児童・生徒を把握できる状況になっております。

食物アレルギーの原因となる食品は、卵、牛乳、小麦等が上位を占めており、学校では除去食を提供しています。調理過程で除去したり、単品での除去をしたりしております。

事故が起きないような具体的な取り組みを紹介いたしますと、栄養教諭が児童・生徒各個人用の詳細な献立表を作成しています。献立表には、食べられないもの、給食室で除去・代替のもの、教室で除去など、メニュー、材料ごとに色分けして、間違いがないように工夫して保護者に渡し、チェックをしてもらい、誤食がないようにしております。また、除去食は個人別に名前つきの給食が用意されております。

市内でエピペンを学校に預けている児童・生徒が3人おります。学校では、万が一に備えて学校医によるアレルギーの説明や、練習用のエピペンで接種の仕方の研修を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） エピペン使用者が3人おられるということでございますけれども、このたびの報告では、特に緊急時に備えた学校と消防署との連携・強化を指摘していますが、その対応については本市はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 現在、消防署との特別な連携は行っておりません。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 消防署との特別な連携は今行っていないということでございますけれども、学校と消防署の連携・強化ということについて、これは群馬県の渋川市の例でございますけれども、群馬県渋川市は、このほど、市内の小・中学校などで児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署が迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードを作成いたしました。これは全国初の取り組みでございますが、A4版1枚の安心カードには、市教育委員会と消防署本部の名称を併記し、保護者の勤務先のほか、緊急の連絡先や子供がこれまでにかかった病気、そして服用薬、また各種アレルギーの有無、そしてかかりつけの医療機関の連絡先などが記載をされています。

緊急時に救急隊員へこのカードを提供するため、保護者には個人情報の外部提供同意書を配付し、同意を得た場合に限りこのカードを回収し、運用をスタートさせたということでございます。

緊急時に救急隊員へ速やかに情報提供することで、消防署からも医療関係者が早い段階で

適切な処置ができるとされ、今後は保育所などにも広げていく考えであるということでございます。

そこでお尋ねをいたします。本市におかれましては緊急時に対応できる安心カードなどを作成し、迅速な救急対応への取り組みを実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 市内の小・中学校などで児童・生徒らが病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急時対応の子ども安心カードの作成・運用についてお答えさせていただきます。

現在、議員が言われます子ども安心カードとしてはございませんが、各学校には同じような健康カードというものを児童・生徒ごとに作成しております。小学校に入学してから中学校を卒業するまで使用します。児童・生徒の健康状態、食物アレルギー、今までにかかった病気、かかりつけの病院名など、その他、家族の状況など、個人情報が入力されております。学校での緊急時にはこの健康カードを使用して、救急隊に必要な情報を伝えております。

個人情報が記されている健康カードは消防署と共有するわけにはいきませんが、連携することは重要かと考えています。

エビペンを持つ重篤な児童・生徒などは、子どもカードを作成しなくとも、保護者の確認のもとで消防署に連携することも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 特にアレルギー対応は時間との勝負で、正確な情報の伝達が大事であると思います。

また、パニック状態での現場では情報の伝達がなかなか難しいとも言われています。どうか緊急時における連携・強化として、消防署と学校、また消防署と重篤なお子さんのある家庭とのスムーズな連携のため、先ほど部長がお話くださいました現在の健康子供カードで、今ある情報をより活用できるようお考えいただきますことを要望して、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございます。健康長寿及び医療費削減の取り組みについてお伺いをいたします。

2012年度、我が国の医療費の総額は40.6兆円であり、2015年度には45.7兆円となります。12年後の2025年には約1.5倍の61兆円を超えるとの推計がなされています。医療費は、急速な高齢化や医療の高度化によって、今後、GDPの伸びを大きく上回って増大します。これに伴い、保険料、公費、自己負担の規模もGDPの伸びを大きく上回って増大する見込みであり、こうした状況を少しでも抑制、改善していくためには、市民の皆様が健康で長生きをしていただくことが不可欠です。

そのための施策として、初めに胃がんについてお伺いをいたします。

我が国では毎年約12万人の方が胃がんと診断され、約5万人の方が亡くなっております。がんによる死因のうち、肺がんに次いで第2位に位置しているのが胃がんです。

そこで、本市において、ここ直近、胃がんで何人の方が亡くなっておりますでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 胃がんで亡くなっている方につきまして、平成24年に15名の方が本市で亡くなっております。男女の内訳といたしまして、男性9名、女性6名となっております。

また、がん疾患で亡くなっている方につきましては、24年に116名で、男性75名、女性41名となっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、平成25年度に市の事業での胃がん検診を受診された方は何名いらっしゃるのでしょうか。また、検査方法でバリウム検査、胃カメラでの検査を受診された方はそれぞれ何名いらっしゃいますか、教えてください。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 25年度に胃がん検診を受診されている方につきましては、25年9月末で1,214名の方が受診されております。

市の25年度のがん検診事業の取り組みとして、毎年3月初旬に次年度の弥富市健康増進事業の御案内を各家庭に配付いたし、がん検診の受診方法、対象者等のお知らせをさせていただいております。

また、広報「やとみ」での保健センターだよりの紙面において、毎月案内をいたし、市民の方へがん検診の受診勧奨を行っております。

25年度のがん検診は、海南病院で行う総合がん検診、海部医師会及び津島市医師会の指定医療機関で行う個別がん検診、保健センターにおいて健診者により行う集団検診の3通りの検診方法があります。

胃がん検診の検査方法は、総合がん検診がバリウム検査、または胃カメラ、個別がん検診及び集団検診は、バリウムでの検査となっております。

御質問のありますバリウム検査、胃カメラでの検査で受診された方は、バリウム検査での受診1,099名、胃カメラ検査での受診115名となっております。胃カメラでの検査受診者は、海南病院で行う総合がん検診受診者の約2割となっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいまのお答えで、バリウム検査が1,099名、胃カメラ検査115

名の方が受診をされてみえるということでございますが、バリウムや胃カメラ検査を用いた胃がん検診での早期発見も重要ですが、胃がんの芽を摘む早期予防がさらに重要であると考えます。

胃がんと診断される方の90%以上はピロリ菌の感染による胃炎が原因となっています。ピロリ菌を除菌すれば胃がんの発生を抑制することが可能であり、これについて、2000年代の初頭から医学的には世界の常識になっていました。しかし、日本のピロリ菌感染者は60歳以上の約60%、3,500万人以上と言われており、対策に莫大な財源が必要となるなどの課題があったためか、医療の現場ではこの常識がなかなか受け入れられずにいました。これまでは胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されていましたが、ことしの2月21日から、それよりも症状の軽い胃もたれや不快感などの慢性胃炎であっても、呼気検査などでピロリ菌の感染が確認され、内視鏡検査で胃炎だと診断されれば、ピロリ菌の除菌に保険が適用されることになりました。胃炎の治療としてピロリ菌の除菌を行う場合、これまでは全額自己負担で、1人当たり数万円はかかっていましたが、保険適用によって6,000円程度で済むことになりました。

私は、2年前の12月議会でもこのピロリ菌の除菌対策の件で質問させていただきましたが、例えば千葉縣市川市では、従来のバリウムを用いた胃がん検診の受診率は7%程度と非常に低かったため、胃がんの早期発見や予防につなげる目的で、ことし4月から新しく胃がんリスク検診事業を実施しています。今回の事業では、40歳から75歳まで5歳刻みの市民を対象に受診券を配付し、市内にある指定医療機関で血液検査を行い、胃がんの主な原因となるピロリ菌感染の有無と胃粘膜の炎症や萎縮の程度をはかり、胃がん発生のリスクを判定しています。

また、兵庫県明石市では先ごろ、胃がん検診の方法を従来のバリウムを飲んで行うエックス線検査から、採血によるリスク検診に全面移行したということです。県内の自治体で初めての取り組みでございますが、この検診は血液検査でピロリ菌感染の有無と胃粘膜の萎縮度を見るもので、検査結果でわかる陰性・陽性の組み合わせによって、胃がん発生のリスクをAからDまでの4段階で判定するとし、40歳以上の市民が対象で、市内の指定医療機関に予約をして検診を受けるものです。自己負担額は1,500円で、70歳以上は無料ということでございます。バリウムを飲むことに抵抗がある人も体への負担が少ない採血による検診だけならば受けやすくなると、市民に大変喜ばれているということでございます。

そこで、お尋ねをいたします。胃がん検診受診率の向上の一助として、また何よりも胃がんの早期発見や予防のために、胃がん検診にセットでピロリ菌の検査、除菌を推進する取り組みについて、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。

- 民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 胃がん検診にピロリ菌の検査及び除菌の推進の取り組みについてということで、23年の12月の一般質問でも答弁いたしておりますが、がん検診事業のための指針において、実施するに当たり必要事項を定め、予防及び早期発見の推進を図り、がんの死亡率を減少させるため、胃がん検診においては問診及び胃部エックス線検査となっています。このことから、胃がん検診でのピロリ菌検査及び除菌についての推進の取り組みは今のところ考えてはいませんが、今、議員のほうから先進地の事例の話をいただき、今後、事例等を調査・研究したいと思います。

また、ピロリ菌検査は、胃や十二指腸潰瘍の経験のある方、再発を繰り返している方、胃炎の方、胃MALTリンパ腫の方、特発性血小板減少性紫斑病の方は、早期胃がんの内視鏡的治療を受けた後、健康保険で検査を受けることができます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 炭竈議員。
- 11番（炭竈ふく代君） 厚生労働省は、このヘリコバクターピロリ菌感染の発がん性については十分な証拠があるという国際がん研究機関の見解があると承知されております。市川市や明石市などのように胃がんリスク検診事業を早期に導入していく決断をすべきだと思いますが、今後、どうぞピロリ菌検査についてもぜひお考えいただきますようお願いをいたしまして、次でございます。

次は、健康マイレージ事業による健康づくりの推進についてお尋ねをいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目をされています。市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できる施策でございます。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施されています。さらに静岡県では、今年度、全国初めて県内共通の特典カードをつくり、現在、県内の協力店でサービスを受けられるようにするため、参加自治体や協力店がふえるよう積極的に働きかけをしているということでございます。平成19年度の袋井市の事業のスタートから、平成24年度までに8つの市に拡大をされています。また、政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市では、平成21年に政令市で初めて健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加したり、健康診断を受診したりすると景品と交換できるポイントシステムを実施しています。今年度からはより充実を図るため、町内ごとにネットワークを持つ市福祉協議会に委託をして、マイレージの対象となるイベント数を倍以上にふやす取り組みをしています。全国において、今年度は2つの県と10の市町でスタートしています。

このように、健康マイレージのポイントの対象となるのは、健康診断の受診、がん検診の受診、禁煙、健康講座やスポーツ教室、ウォーキングイベント、地域行事などに参加したり、日々の運動や食事などの目標を達成できた場合など、さまざまなメニューがあります。一定のポイントがたまったら応募をして、景品と交換や、クオカード、また図書カード、公共施設利用券や各種検診の無料受診券などと交換したり、市内の幼稚園、保育園、小学校への寄附にも使えるというものでございます。

将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして、健康受診率の向上や健康づくりの活動により、健康長寿で医療費抑制につながる健康マイレージ事業を本市においても取り組んでいくべきだと思いますが、本市のお考えをお伺いいたします。

- 議長（佐藤高清君） 服部健康推進課長。
- 民生部次長兼健康推進課長（服部 誠君） 健康マイレージ事業による健康づくりの御質問についてお答えさせていただきます。

運動、食事など日々の健康づくり、がん検診等の受診、健康講座やボランティア活動、地域活動等の参加を市民みずから実施し、健康づくりのメニューを実践する健康マイレージを前向きに検討いたし、生涯を通じて、市民の方が自主的、積極的に健康づくりに取り組む環境を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 炭竈議員。
- 11番（炭竈ふく代君） ただいま次長より前向きに御検討いただける旨の御答弁をいただきました。市民の健康受診率の向上や健康づくりに励むきっかけとなれば、医療費や介護費の抑制につながるほか、地域経済の活性化にも期待できるものと考えます。どうか早期に健康マイレージ事業を導入していただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。
- 議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。
- 4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目でございますが、国民健康保険税についてです。

近年、雇用形態が大幅に壊され、非正規と呼ばれる労働者が珍しくない、大変ありふれた状況になっております。特に若い労働者が、まともな雇用枠がないために正規職員になれずに、非正規で働いているケースというのは当たり前になっている。考えられない、異常な状態が今の日本の実態でございます。

大手企業が社会的責任を果たさず、行き過ぎた利益追求のために、社会保険に入れないような時間を細切れに雇用しているという話も報じられております。

また、短い時間のパートやアルバイト、派遣社員など、社会保険に入れない方が多いのではないのでしょうか。そして、そういう方々は、収入も少ないのに負担の大きい国民健康保険に加入しなければならない。また、定年退職を迎えた方々も国保に切りかわるようになりま

した。

こうした状況から、多くの自治体では国保の負担を少しでも軽減できるよう独自で繰り入れております。

弥富市自体も、昨年度は2億円、今年度でいうと1億7,000万円繰り入れをしております。しかし、以前発表された中期財政計画の中ではこういったものも減らしていきたいという市長のお考えでございましたが、今でもそのような考え方は変わっていないのか、市長に伺いたと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

今まで一般会計から法定外の繰入金という形の中で、国保運営がスムーズにいくように私どもは毎年その額を繰り入れさせていただきました。平成22年度では2億3,000万、そして23年度、24年度と2億円ずつ繰り入れをさせていただきました。このような状況におきましては、国保運営を一番うまく進めていくということが大前提でございますけれども、やはり特別会計でやっていることでございます。国保の財政そのものの中でできる限りやっぴいかなきゃならないというふうな基本的な考え方は変わりません。しかし、今、私どもといたしましては、今まで繰り入れしておりました一般会計からではなくて、少しでも基金が積みめればなあというふうに思っているところでございます。

平成24年度では6,000万ぐらいの基金を積みさせていただきました。そして、今年度においてもその累計は1億を超えるだろうというふうに思っております。今後は一般会計からの繰り入れと基金というふうな形のものを総合的に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 私といたしましては、今後とも、基金は積んでいただくことはもちろんしていくべきだと思うんです。というのは、将来的に向かってかなりの負担が来ると思っておりますし、私としましては、やっぱり2億円の繰入金に戻していただきたいという考えを持っておりますけれども、それはさておき、平成23年度に国保の運営が大変苦しい状況となって、国保の増税を行っております。それによりどれほどの増収があったか、お答えいただきたいと思いますので、お願いします。また、収納率もついでに一緒にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） 議員にお答えさせていただきます。

23年度の国民健康保険の収納額といたしまして11億5,289万8,396円となりました。前年と比べまして1億2,359万7,947円の増額となっております。収納率といたしまして、現年と滞納分を合わせまして71.9%、現年度の収納率として91.9%、滞納分の収納率といたしまして

17.5%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 要は22年度から23年度、増税したときに比べておよそ1億2,300万円の増収ということでございます。言いかえれば、これは国保加入者の負担増というふうに言っても過言ではないかなと私は思っておりますが、その点、収納率も上がったことによって、単純にはそうはいかないかと思っておりますけれども、その増収後の国保会計の推移を簡単に、23年度、24年度でお答えいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） 収納額でよろしいでしょうか。

○4番（那須英二君） 全体の収支のバランスです。

○保険年金課長（平野宗治君） 収支のバランスですか。

○4番（那須英二君） 歳出歳入の。

○保険年金課長（平野宗治君） 決算額でよろしいですか。

○4番（那須英二君） はい。

○保険年金課長（平野宗治君） まず23年度の決算額でございますが、歳入合計として42億6,152万6,771円、歳出合計といたしまして40億8,777万5,429円でございます。翌年度への繰越金といたしまして1億7,375万1,342円でございます。

24年度の決算額といたしまして、歳入合計といたしまして43億8,334万8,458円、歳出合計といたしまして41億5,049万7,478円、翌年度への繰越金といたしまして2億3,285万980円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今の数字から見ると、23年度、24年度、要するに増税後は順調に基金、繰入金も積み立てられている状況と、あと繰越金もちょっとふえているという安定した状況に見えるんですけども、しかし、これはもろくはかない、このまま安定するとは言えないものだとは考えております。

理由としましては、大きく分けて3点でございます。

1つ目は、徴税を強めて、収納率は上がり、延滞金の徴収もふえております。当然この延滞金収納は納めてしまえばなくなっていくもので、そのまま続くとは言えないというものでございます。

2つ目は、雇用の状況は今、一向に回復しようという状況ではなく、納税者の所得はどんどんどんどん下がっていく。これが予想されている点です。

3つ目といたしましては、24年度ですね。たまたま医療費が今回下がっておりまして、ところが、今年度は補正を組まなければならないという状況になっている。基本的には医療費

は、先ほど炭竈議員も言っていたように年々増加していく傾向にあるので、たまたま24年度が医療費が少なかったがために、そういった基金も積み立てられた状況となっていると私は考えております。

まず1点目の裏づけとしまして、延滞金の金額を平成22年度からちょっとお答えいただきたいなと思っています。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

平成22年度の決算額といたしまして400万5,900円、平成23年度決算額といたしまして1,457万6,975円、平成24年度決算額といたしまして2,318万3,377円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今お答えいただいて、わかるとおり、22年度は400万円。これで増税すると同時に徴税が高まって、今度は1,000万がそれから増加して、さらに翌年にはもう1,000万増加した状況になっておりますが、こんな状況は今後は見通しがなかなか立たないだろうと。どんどんどんどんと、ゼロにはならないかもしれないですが、ゼロに向かって減っていくだろうというものになっていきます。

今、徴税の件で滞納整理機構などで厳しい取り立てをしている点においては、なるべく機構に送らず、滞納している方々の事情をしっかりと職員が聞き取り、減免制度などが受けられないかという形で、丁寧な対応にしていきたいと思いますなと私は考えております。

この点で、ちょっと追加でございますが、現在の7割・5割・2割の軽減を受けている世帯がどれほどいらっしゃるか、お答えいただきたいなと思っています。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

平成25年度の本算定時の数値でお答えさせていただきます。

国保の全世帯数が6,427世帯でございます。そのうち7割軽減につきましては1,101世帯でございます。5割軽減につきましては221世帯でございます。2割軽減といたしまして685世帯でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それとは別個に市の独自の減免制度がございますけれども、それを受けている方々はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

申しわけございませんが、減免件数につきましては、2012年、前年のものの全体というこ

とでお答えさせていただきます。

母子につきましては234世帯、466人でございます。障害につきましては240世帯、243人でございます。被爆者の方につきましては9世帯、9人でございます。旧被扶養者の方につきましては19世帯、19人でございます。収入減につきましては9世帯、21人でございます。生活保護の世帯につきましては12世帯、12人でございます。あと、その他でございますが、福祉医療制度に入っていて、愛厚の里に入ってみえる方が主でございますが、14世帯、14人でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、7割軽減を受けている方々、5割、2割とありますけれども、その世帯から比べると、やはり若干少ないかなと思っておりますけれども、市の職員による丁寧な対応で、何とか納税者、機構に送らず、その前段階で丁寧な対応をしていただきたいなと思っております。

それで、こういった大きな差がありますけれども、もちろん今、市町村合併などや集中改革プランのもとで職員がどんどんどんどん減らされた。そのかわりといったら変ですけど、それに反比例して仕事の分量は倍増している状況で、職員の方は本当に大変な状況があると思います。そんな中で、昔ながらやられていた丁寧な対応がなかなか十分ではないという状況はわかるんですけれども、ぜひとも暮らしていくのに本当に大変な市民に対して、役に立てる市役所として頑張っていただきたいなと思っております。

人がもし足らなければ、やはり職員を増大することも視野に入れながら対応を図っていただきたいなと思っております。

2点目の今後の雇用状況の問題で、納税者の所得が減っているという点についてですが、平成23年度、24年度の1人当たりの保険税額をお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） 今、手元に資料がございませんので、後で報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それでは、私が資料をいただいて、その数字が、通告はさせていただきましたが、それが23年度ですとたしか1人当たり9万9,866円となっていると思うんですけれども、それが24年度になりますと、ちょっとこれ古いデータでちょっと違っているかもしれないけど、9万6,658円というふうに、要は1人当たりの税額自体が減っていったという傾向が見られます。これは多分今年度に対しても下がっていく予想だということで、若干伺っておりますけれども、そういった形で、1人当たりで見ますと保険税が下がっている。要するに所得が下がっていると言いかえられるんですね。こういう状況があるから、今

後の見通しとして、この状況がやっぱり安定したものではないということが考えられるということでございます。

3点目です。医療費の件でございますけれども、医療費の23年度、24年度の歳出額をお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

保険給付費、医療費でございますが、平成23年度決算額におきまして28億7,229万3,178円でございます。平成24年度におきまして27億4,832万1,672円でございます。24年度の決算額におきましては、前年度比1億2,397万1,506円減額となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今年度の予想としましてはちょっと試算はまだできてないと思いますが、概算の数字でわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） 今の段階で来年3月末までの医療費は推測しにくいということでございますけれども、10月、11月分までの医療費から推計をさせていただきますと、29億を超えるのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、今年度29億が推定されるだろうと、まだだろうでございますけれども、補正なども上がっていることから、やはり医療費が増額していく傾向はあると考えております。24年度に関してはたまたま医療費が下がっている。下がっていたことによって、何とか基金も積めたというふうに言い換えることができるんじゃないかと思っております。

以上、その3点の理由から、今後もこうした安定した状況が続いていくとは言い切れないという状況でございます。会計だけ見ていると、基金も積み立てているじゃないかというような状況かもしれませんが、実際は、先ほど申し上げた3点の理由から、今後も続いていくというふうに楽観視はできないということでございます。

そして、やはりこうして一定の繰り入れをしていかないと、またすぐこの基金も底をついて、また増税しなきゃならないような状況になりかねないと。しかし、国保加入者は、最初申し上げたとおり、もちろん例外はありますけれども、比較的収入の少ない、例えば定年後の方や不安定雇用の方でありまして、その負担は本当に限界に来ていると思っております。今後、この税率を上げずに、一年でも長く今の現状を持続していくために、市独自の繰入金、今は大丈夫だからという考えで切り下げずにいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

25年度の決算額の予想というふうに、先ほど担当のほうへ御質問いただいたわけですが、過去の決算額を見ておりまして、これからどのような状況で、例えばインフルエンザが大流行するとか、あるいは高額医療費のかかる人が大勢お見えになるとか、そんなようなことによって保険給付額は違ってくるわけですが、私は、29億という給付額はないだろうというふうに見ております。

そういったような状況の中で、これからどれくらい基金が積めるかということを算定していかなきゃいかんわけですが、先ほども言いましたように国保運営がスムーズにいくということが大前提でございますので、やはり1億7,000万という一般会計からの繰入金を一つのベースにして我々としては考えていきたいというふうに思っております。一定の金額は繰り入れさせていただこうというふうに思っております。御理解もいただきたいというふうに思っているところでございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。

- 4番（那須英二君） 最低でも今の現状は崩さず、私としては、以前のようにちゃんと2億円入れていただきたいなと思っておりますけれども、安心して暮らせる、特に収入の少ない方々が加入しているという状況と、今の状況を考えまして、持続的に継続できる事業にしていきたいなと願ひまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目の質問でございますが、特定健康診査についてでございます。

国保加入者が健康診断を受けやすくするため、愛知県下でも多くの自治体がこの特定健診の無料化ということで行っております。これは、無料の自治体を聞くより、逆に有料の自治体を数えたほうが早いと思いますので、伺いたいと思っておりますが、この愛知県下で54自治体あるかと思うんですけれども、特定健診を有料で行っている自治体はどれぐらいあるのでしょうか、お答えください。

- 議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

- 保険年金課長（平野宗治君） 24年度実績でお答えさせていただきます。

愛知県下の有料の自治体におきましては、14自治体でございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。

- 4番（那須英二君） 今14自治体ということでございましたが、この14自治体のうち、このあたりの海部医師会での状況はどれぐらいありますでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

- 保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

海部津島地域7自治体全てで有料でございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。

- 4 番（那須英二君） そうしますと、愛知県下54自治体あるうちの14、その半分がこの海部地域だということでございます。逆に言い換えれば、この海部地域で無料化が行われれば、もうほとんど愛知県下には残らないという状況になっております。

病気は重くなれば、本人にとって苦痛が大きいということでございます。ところが、早期発見、早期治療によって、受診して、早期発見が可能であれば、その本人にとっては苦痛が和らぐ状況にもなりまして、また医療費としても、病気が重くなればなるほど金額としては大きくなっていきますので、なるべく早く多くの方に健康診断を受けていただいて、早期発見、早期治療に努めて、本人の負担も和らげ、また自治体としての医療費の削減に努めていくということで、早目にこのあたりの地域でも特定健診の無料化を行ってはどうかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 今、那須議員おっしゃるように、健康診断を受けていただく。そして、早期発見、早期治療ということが本人のためにも一番いい。そしてまた、各種保険に加入していただいているところにおいてもいいわけでございます。おっしゃるとおりだと思っております。

今、私どもとしては、海部津島という状況では全て有料というようなことでさせていただいておりますけれども、この健康診断の費用負担としては1,000円をお願いしているわけでございます。何とかこれは継続的にお願いをしていきたいというふうには思いますが、いま一度、海部津島全域で話し合っていかなきゃならない問題だろうというふうにも思っておりますので、そんなようなことを海部津島の市と町村が協議する場がございますので、一つの議案として今後提出していくことも検討していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 那須議員。
- 4 番（那須英二君） ぜひとも市長会等でも、医療費の削減につながるということで、市長からも積極的に御発言いただいて、何とか無料化実現のために頑張っていただきたいと思っております。

それをお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。

- 議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時42分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

- 9 番（横井昌明君） 私は通告に従って、大きく分けまして 3 点の質問をさせていただきます。

まず 1 点目でございます。弥富市の土地利用、企業誘致についてでございます。

弥富市は、東西約 9 キロ、南北 15 キロ、総面積が 48.18 平方キロであります。弥富市は水郷地帯として発展してきた歴史を持ち、美しい水郷と豊かな田園空間が広がっております。また、名古屋市に近接し、鉄道や広域道路網が充実したまちとしての特性を持つとともに、南部には名古屋港の一翼を担う港湾地域を有しております。

この弥富市の土地現状につきましては、市街化区域、宅地開発すべき区域が 1,012 ヘクタール、市街化調整区域、農地として保存すべき区域が 3,806 ヘクタール、そのうち農用地区域が 1,707 ヘクタール、その他の区域が 2,099 ヘクタールであります。農地等の土地利用計画については、弥富市総合計画、弥富市都市計画マスタープラン、弥富市農業振興地域整備計画があります。

さて、最近の農業は、ＴＰＰ問題、米の生産調整、減反等の廃止等、農政は大きく変化してまいります。減反の目標数量がなくなれば、農家は水田に米作付が飛躍的にふえ、それにより米の価格は下がります。また、ＴＰＰ交渉によっては安い外国産米が入ってまいります。米の価格は需要・供給のバランスにより決定されるので、供給がふえれば、米の価格は確実に下落します。

農家は現在、米の作付を行いましても、収入支出の関係は赤字であり、大変な時代であります。

また、大規模農家に土地を貸したにしても、貸した賃料、利用権設定等でございますが、農家負担の土地改良経費、固定資産税の賃料が上回り、また収支は赤字になります。

私は、今後、農家が農地を維持・管理する選択の道は農地の有効利用以外にはないと思います。

それでは、土地の有効利用の一つ、開発行為についてお尋ねしたいと思います。

農地の有効利用の第 1 は、市街化区域の編入であります。市街化区域の編入は、総合計画、都市計画マスタープラン等に位置づけられ、広域的な都市計画の観点から、妥当、かつ計画的な市街地整備が確実な地域に限るとありますが、これは具体的にどのような地域か、どのような条件が必要かをお尋ねしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 石川開発部長。
- 開発部長（石川敏彦君） それでは、市街化区域の編入につきまして、それから、具体的にどのような地域か、どのような条件が必要かという御質問にお答えさせていただきます。

最初に、市街化区域への編入につきましては、愛知県が都市計画を定めております。具体

的な手続につきましては、愛知県の都市計画の手引の中に示されており、市街化区域への編入の基本方針といたしましては、議員御指摘のように都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合性が図られて、かつ市町村マスタープラン等に位置づけられているとともに、広域的な都市計画の見地から、妥当であり、計画的な市街地整備が行われることが確実な区域に限ってあるということになっております。

具体的にどのような地域か、条件かとの御質問でございますが、先ほど説明いたしました基本方針に基づきまして、運用基準として、次の5項目が示されております。

1つ目の基準といたしましては、上位計画との整合として、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン等との整合が図られることとなっております。基準の2といたしましては、基盤施設整備の確実性として、基盤施設整備の確実性があると判断される区域であることとなっております。基準3といたしましては、位置の妥当性として、既存ストック等の活用が図られる地域となっております。4つ目といたしまして、規模の妥当性として、規模の妥当性があると判断される区域であることとなっております。基準5といたしましては、低未利用地の状況として、新市街地の拡大を行う場合には、現在の市街化区域における低未利用地の状況が十分に考慮されていることとなっております。以上の5項目から全てを満足する区域で編入ができることとなりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 弥富市総合計画で市街化整備成果指標の市街化区域面積が平成19年の1,012ヘクタールから、平成25年の1,072ヘクタールに増加しておりますが、どこの区域を上げられたのでしょうか。その編入成果はあったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市の総合計画の市街地整備の成果指標がふえていることから、どこの地域が上げられるのか、またその編入の成果はあったかという御質問でございますが、弥富市の総合計画と同時期に策定いたしました弥富市都市計画マスタープランの土地の利用のものづくり産業地として位置づけられています区域の一部60ヘクタールについて、市街化区域へ編入することといたしております。また、編入の成果につきましては、現在、県、企業庁等に要望しておりますので、現時点では達成しておりませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今のお話を聞きましたら、市街化区域の編入は非常にハードルが高いと思われます。

次に、市街化調整区域における大規模開発についてお尋ねしたいと思います。

市街化調整区域における大規模開発行為については、総合計画、都市計画マスタープランとの整合性や、市町村が定める地域計画が必要であるが、具体的にどのような地域でしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 市街化調整区域におきます大規模開発行為について、具体的にどのような地域かとの御質問でございますが、市街化調整区域における大規模開発行為につきましては、都市計画法の改正が平成18年5月31日に公布されたことによりまして、開発許可制度が大きく見直しをされました。この開発許可制度の見直しによりまして、市街化調整区域における相当程度の開発行為に対する開発許可等は、地区計画に定められた内容に適合する場所において許可できる基準となりました。愛知県におきましては、平成19年の10月に開発許可等の前提となる地区計画につきまして、愛知県と市町村が協議するに当たっての考え方が示されました。市街化調整区域地区計画ガイドラインが作成されたところでございます。

このガイドラインには次の5項目の指針が示されております。1つ目といたしましては、基本的事項、2つ目として、対象地区の要件、3つ目といたしまして、対象地区の区域、4つ目といたしまして、地区施設等に関する事項、5つ目といたしまして、建築物等に関する事項となっております。

また、この中で、愛知県の考え方や望ましいと考える具体的な運用を示したものでございます。

具体的にどのような地域かにつきましては、弥富市において、市街化調整区域における秩序ある土地利用の観点から、ガイドラインの指針及び指針の運用に示された事項によって、よく検討し、地区計画が定められる必要があるので、具体的な地域につきましては、現時点ではお示しすることはできませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、このような条件下で、農用地区域でないこと、農業投資がなされていないこと。農業投資というのは、道排水路ですね。都市整備等がなされていないというのが必須条件か、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農用地でないか、必須条件かとの御質問でございますが、先ほど説明させていただきましたガイドラインの指針のうちの3番目に当たります対象地区の区域として、当該地区は、防災上、農林漁業振興上及び自然環境の保全上、開発が望ましくない区域として、別記1に掲げます区域を原則として含まないこととなっております。この別記1の中では、農林漁業振興上、開発が望ましくない区域として、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域、農用地に規定する農地転用の許可がされないと見込まれる農

用地となっていますので、原則農用地は含まないということになっております。しかし、指針には、ただし、地区計画の決定告示時において、当該区域の除外等が確実に行われるもの及び事業の実施等に災害防止のための具体的な措置が講じられるものについてはこの限りではないというふうに記載されております。実務上、個々の具体的な凡例が考えられますが、このように判定によって示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今まで土地利用について、いろいろな条件を伺ってまいりました。

次に、農地等の企業誘致についてお尋ねしたいと思います。

私は、9月議会で東京都区を含めた全国の812の都市の住みやすさランキングで弥富が36位であることを紹介させていただきました。これは大変喜ばしいことであります。弥富市が上位を占める要素は交通の利便性と財政の健全化であります。財政の健全化とは、安定的な収入源があるということであります。

さて、収入源を見てみますと、平成24年度決算によりますと、弥富市の市税は74億8,800万円であり、歳入の49.2%であります。この税のうち、固定資産税は56.9%を占めております。税の半分以上が固定資産税であります。今後、市にとって税収をふやすことは大変なことであります。私は、弥富市発展のために、税収をふやすには企業誘致、土地の開発が必要であり、それによる固定資産税等の増収が見込まれるということであります。税収は、市街化調整区域の農地であれば、場所によっては多少違いますが、現在、10アール当たり1,000円から2,000円ぐらいであると思います。それが、宅地や雑種地であれば100倍近い税収が期待できます。市は企業誘致を行っているといいますが、それは港湾地区だけでなく、内陸部でも実施すべきであると思います。また、企業誘致は、港湾地区では名古屋港管理組合が主体になって行っており、また東干拓地では愛知県企業庁が主体になって行っております。内陸部で企業が誘致できるようなところがあれば、市がもっと積極的に誘致を行うべきであると思います。企業誘致には開発地区の図面も必要であります。もちろん開発可能な地域は希望をとって、まだまだこれだけ開発できるような地域があるということのPRを行ったらどうでしょうか。

11月20日の中日新聞に、岐阜県羽島市長がアメリカの大型店コストコを企業誘致する記事がありました。これも名神羽島インター周辺の農地であります。弥富市の開発については、具体的には愛西市の海部南部水道企業団の周辺の道路を参考にしたらどうでしょうか。そうすることにより税は上がり、農家は潤い、地域は発展する三方よしであると思いますが、市長の方針をお尋ねしたいと思います。

中・長期財政計画では、財源が伸びないというより、積極的に財源を確保する方法を実施

してほしいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

私ども弥富市といたしましては、農業振興地域という中で、いわゆる市街化調整区域の重要性というのもあるわけでございます。しかし、一方では、農業の厳しさというような形で、農業の土地利用ということに対してはいろいろな角度から考えていかなきゃならないということをお横井議員がおっしゃっているというふうに思っております。

現在、私ども、平成25年度途中でございますけれども、固定資産税、あるいは個人市民税、あるいは法人税においては比較的堅調に推移をさせていただいておるところでございます。特に固定資産税の伸長率は高くなってきておるわけでございます。大変ありがたく思っております。また、市民税におきましても、基本的にはそれぞれの企業からの所得がふえてきているかなというように、経済政策、あるいは雇用政策というようなところが大きく改善をされてきているというふうに思っているところでございます。

市として、企業誘致を考えるという状況においては、おおよそ4カ所を今私どもとしては考えておるわけでございます。東名阪弥富インター周辺が一つであります。それから、国道23号線の中央幹線、西尾張中央道の交差点及びその周辺でございます。また、その沿道でございます。それからもう一つは、湾岸道路弥富インターの南側という形の中で、今、イケアさん等がございまして、その周辺における企業誘致。そして、最後は、名港管理組合の、いわゆる名港地区の中でございます。そういったような状況の中で、企業誘致をこれからも進めていきたいというふうに思っております。

平成20年にはイケアグループの配送センターができました。そして、平成21年には川崎重工名古屋第1工場という形の中で仕事をさせていただいておるわけでございます。また、鍋田ふ頭のコンテナターミナルを中心とする物流拠点というものがはっきりしまして、その周辺における物流ということに対する企業が多く張りついていただいております。そして、平成24年には航空宇宙産業のクラスター形成特区に指定されたということもございまして、今現在、弥富市には航空産業が約3社ございまして、そのうちの2社が増築の意思表示をされているところでございます。1社につきましては、午前中の三宮議員の御質問にも答えただけでございますけれども、川崎重工さんが名古屋第1工場の、正式名称は東工場という形になるわけでございますけれども、350億の設備投資を決定されておるわけでございます。この12月から仕事が始まり、平成27年3月1日操業という形でこれから計画が進んでいくわけでございます。先ほども言いましたけれども、償却資産は150億という桁外れの設備投資であろうというふうに思っております。また、23号線南側の地区といたしましては、三菱さんが物流センターをつくるということで、1.6ヘクタールほどの用地を確保していこうとい

うことで、地元説明会が終了したところでございます。

そんなようなところで、いろいろと企業の誘致があるわけでございますが、今、横井議員の御質問はもっと内陸における企業誘致だろうというふうに考えているところでございます。市といたしましては、地区計画のガイドラインという形で先ほど石川部長がお示しをさせていただきましたけれども、しっかりとした地区計画を考えていくこと、あるいは都市計画マスタープランという形の中での土地利用ということを掲げさせていただいております。基本的には、鍋田地区、そして末広地区について、名古屋港の背後地として、その特色を生かしていくという形の中で、今、企業庁等と協議を進めているところでございます。

弥富インター周辺におきます企業誘致の件でございますけれども、市といたしましては、これは都市計画マスタープランにきちっとのせております。北部地域のまちづくり方針という形の中で、弥富インター周辺における産業系の土地利用や地区計画等を活用するという形でのせているわけでございます。今後におきましては、そのような形のものについて、地区計画のガイドラインをしっかりと私たちも理解し、企業庁等と御相談申し上げ、開発計画を進めていく必要があるというふうに思っております。しかし、これには大変大きなバーがあるということも議員御指摘のとおりでございます。しかしながら、幹線道路における沿道においては、流通業務施設については適正な誘導ができるというふうに思っておりますので、これから立地可能な業者等がぜひ弥富のほうにもお越しいただきたいというふうに思っているところでございます。

弥富インター西側に、皆さん御承知のようにNEXC O中日本所有地であります、将来的には蟹江インターと同じようなループ型のインターチェンジをつくるということを一つの目的として、今、土地確保がされておるわけでございますが、この土地活用が私は大きなポイントになってくるなというふうに思っているところでございます。NEXC O中日本さんにお話をさせていただくわけでございますが、交通量に合わせてループ型のインターチェンジをつくる道路計画はまだあるということ、そしてもう一つは、企業誘致をして、この土地の有効活用をしていきたいという考え方もあるということで、非常にまだ揺れているというところでございます。この土地がどのように今後活用されるかということについては、私ども、中日本さんとまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

その左右というところの沿道線上が一定の面積が大きくとれるだろうというふうに思っておりますので、このNEXC Oさんの今後の計画ということをこれからもしっかりと見詰めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、インター周辺の都市計画マスタープランにのせているところについては我々としては大変重要な場所であると。企業誘致、あるいは産業の集積としては重要な場所であるというふうに思っております。同時に、農業振興地域でございます。農地を

守るということについても我々としては考えていかなきゃならないということもお話をさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、「三方よし」という言葉を使わせていただきましたが、これは近江商人が商売する手本で、売り手よし、買い手よし、世間よしと、三方両得の精神で商売が繁盛したことから、農家よし、市よし、世間よしということから用いました。今後は歳入もふえないし、歳出は徐々に増加すると思われますので、どのように歳入をふやすかが今後市の健全財政を維持することであると私は思います。

では、次に移らせていただきます。

木曽川等の境界についてということでございます。

弥富市は、西側に木曽川を挟んで愛知県と三重県の境界で、桑名市に至っております。国道1号線にかかる木曽川の橋は尾張大橋で、橋梁の長さは878メートルと。橋は14連塔であります。昭和8年当時資料では、橋は昭和5年3月に着手し、3年7カ月の歳月を費やし、昭和8年に竣工いたしました。尾張大橋は工事竣工後、80年以上たっております。

では、木曽川の境界についてお尋ねしたいと思います。

境界とは、愛知県、三重県の境界で、市町村の境界、弥富、桑名をもって境とするということであります。

では、質問いたします。

この木曽川の橋梁で、三重県桑名市から愛知県弥富市に来る国道1号線上で車のナビが木曽川のほぼ中央で「愛知県に入りました」とアナウンスします。しかし、歩道に取りつけてある愛知県境とある標識は、木曽川の中心から150メートルほど弥富側に進んだところに設置しております。どちらが本当か疑問に思いますが、どこの県境でも川のほぼ中央が境であると思います。県境は大事でありますので、県境標識が正しいのかどうか、正確な位置についているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議員御質問の木曽川の県境につきましては、明治時代から変わらず現在の位置であります。鍋田川の中にあります県境を延長した線と、木曽川の県境、尾張大橋より上流になりますが、その交わる点でありまして、国道1号線の標識は正しい位置に設置されていると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） そうすると、カーナビのほうを直してもらわなあかんですね。そこで言われるんです、カーナビは。僕は当然標識が間違っておるものだとということで質問させていただきました。そうですか。あれが正しいということですね。わかりました。

続きまして、木曽川関連の質問をもう一つさせていただきます。

私は大変ショックを受けました。なぜならば、公共放送のNHKがこんな放送をいたしました。今年度の9月上旬に、NHK、金曜日7時半から8時までの間のニュースナビゲーションの番組で、今まで国が整備してきた木曽川、揖斐川、長良川の堤防が大地震により堤防の下からと堤防の内から液状化が発生し、地震ではもちろんも堤防が決壊すると放映されました。それもその映像は、木曽川の尾張大橋にかかる弥富市側から下流に向けた映像でありました。スーパー堤防を映された映像がありました。テレビ映像につきましては、名古屋大学の先生が指導、解説しておみえになりました。何らかの根拠に基づいて放映されたと思いますが、私は今まで国交省木曽川下流事務所が河川改修工事を実施してきましたスーパー堤防が無駄になってしまうのではないかと、また東南海地震では大丈夫であろうかと、ふと思いました。過去に我々の地域で数多くの大地震や大型台風がありましたが、木曽川の堤防が決壊したという史実はないと思います。国交省は、本当に堤防が液状化するのか、報道機関や大学に真偽を尋ね、我々国民にきちっと説明すべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員が9月に見られたNHKの番組、私もビデオで拝見をさせていただきました。名古屋大学の川崎准教授という先生が出演をされて、解説をしていただいていたかなというふうに思っております。川崎先生につきましては、私ども弥富市もいろんな形で講演会をいただいたり、あるいは防災・減災のお話をいただいているところでございます。それなりに本当に親近感を持ってその番組も見ただけでございますけれども、あの番組をまず私なりにどのように見たかということでございますけれども、具体的にはどの堤防が決壊するという形で想定したものではないということで、もし堤防が切れたらどうなるかということ、住民の皆さん、そして3・11の一つの教訓として考えていただきたいということだと思っています。また、津波が押し寄せる前に、いわゆる液状化現象が堤防等に大きな影響を与えるという形で、決壊をした場合にどのように対応していくかという形でございます。まさに自助という中での防災・減災のあり方を示されているなというふうに思っております。そんな趣旨の番組ではなかったかなというふうに思っております。

今、横井議員も御承知のように、木曽川下流の右岸堤、そして左岸堤という状況の中で、いわゆる工事をしていただいております。これは、ある意味では液状化耐震構造という形で理解をしていただいても結構かと思っておりますけれども、木曽川河川の事務所の清水所長にいろいろと私どもは連絡を取り合って、この工事についての説明を受けているわけでございますが、まずどの規模の地震に対して想定をして、今工事を進めているかということでございますが、清水所長は、阪神・淡路大震災、そして関東大地震というレベルの地震度を想定しな

がら補強工事をさせていただいているということでございます。

また、地震度レベル2という形で数字を言われたわけですが、これは最大規模の地震を想定した補強であるということでございます。我々は、そういった中ではある一定の安心感を持つわけでございます。

そうした形の中で、現在、液状化対策ということが行われておりますけれども、終わりました弥富港の鍋田上水門というところがございすけれども、そこまでの補強工事に関しましては、いわゆる木曽川の川に面したところにつきましては、セメント改良工法という形で、堤防の中にセメントを打ち込んで補強していくという工法が終わりました。そして、今年度から来年度にかけまして、その内側、住居側の工事を進めていただくことが決定いたしました。この工事はサンドコンパクション工法といいまして、砂の柱を打ち込んでいく工法でございます。これは、住居が近いもんですから、その振動ということに対して少なくとも考えていかなきゃならないということで、これはサンドコンパクションのほうが振動が少ないということで、その工法を用いていくということでございます。

また、弥富港の鍋田上水門につきましては、こちらのほうの大原議員にも大変な御努力をいただいて、これも改修工事をしていくということが決定をさせていただいておるわけでございます。これはレベル2という最大級の地震動ということに対応して設計を組んでいくということでございます。相当しっかりした補強工事が行われていくというふうに思っておりますので、確かにレベル2のものが震度どれくらいだ、あるいは液状化現象とどのような相関関係だということになると、まだまだ具体的な確定的な数値は言えないわけですが、一定の安心感はあるというふうに思っております。

そんなことがこれから尾張大橋を中心とした補強工事という形になってまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、伊勢湾台風のようなことが、二度と遭ってはならないという形の中で、今後も国土交通省のほうには、木曽川の左岸堤、そして鍋田防潮堤という形での工事をお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長のお話をお伺いしまして、ちょっと安心しました。

次に移ります。

弥富市の南西に境港から北へ数百メートルの間、三重県木曽岬町と愛知県弥富市の境界は確定しておりません。これは皆さんも御存じのとおりであると思います。国土地理院から出ている愛知県市町村別の記載されている面積は、名古屋市が269.15平方キロ、豊橋市が261平方キロ、あと……で、最後のほうに弥富市は、境界未定のため参考数値として48.92平方キロで記載されております。これは、先ほど三宮さんにいただきましたこの面積でもそうで

すね。国土地理院の面積が使われております。48.92平方キロ。

現在、弥富市が公式に用いている48.18平方キロより、境界が確定すれば面積は多少ふえるのではないかと私は思います。市町村面積につきましては、地方交付税やほかにもたくさん行政上の数値の基礎に用いられ、大変重要な数字であります。一刻も早く境界が確定することに努力してほしいが、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私ども弥富市と、そして木曽岬町との境界についての御質問でございますが、この御質問につきまして、以前から横井議員のほうからお尋ねいただいておりますのでございます。

時期が間違っていたら訂正させていただきますけれども、平成15年のときに横井議員は総務部長をおやりになっておりまして、この境界の問題で木曽岬町と大いに奮闘していただいたといういきさつを私どもは聞いておるわけでございます。愛知県と一緒に、その当時の弥富町の境界はここだという形の中で頑張っていたということでございます。そういった形の中で、横井議員のこの問題に対する見識も深いだろうというふうに思っておるわけでございます。

しかしながら、今現在、先ほども言われましたように、国土地理院の弥富の面積は48.92平方キロ、そして市が表示する行政区域面積は48.18ということで、0.74平方キロ多いわけですね。そうした形の中では、交付税という形での算定面積がプラスの要因で働いているということはあるかと思っております。

しかし、隣の町、木曽岬町との話でございますので、しっかりと境界線を両方の県ともあわせて確定していくことが望ましいだろうというふうに思っております。

あくまでも私どもは、鍋田川の、いわゆる中水門の地点を一つの頭とした場合、それから、下に対して下水門があるわけでございます。下水門については、これも確定がされていない。その中央の地点を一つのポイントとする。そして、木曽岬干拓地の北端の地点を一つのポイントとして、それを直線で結んだところが我々の主張である三重県との、木曽岬町との境界線であるということを主張しておるわけでございます。

一方、木曽岬町さんの主張は、確かに鍋田川における中水門の地点については、そのときの両県、両町の認識のもとに決めたということでございますけれども、いわゆる木曽岬干拓地の北端のポイントの確定については両県、両町の協議の場で決められたわけで中央はないというふうに主張をしてみえるわけでございます。そうした状況において、木曽岬町のほうは、川幅を測量して、面積を二等分したところが一つの境界のポイントであるということを主張してみえるわけでございます。

両者の言い分が違うわけでございますので、先日も町長と2回ほど、この件についてお会

いをさせていただき、協議を重ねてまいりましょうということで合意を得たわけですが、すけれども、いずれにいたしましても次回の協議の場は、先回もそうでございますけれども、木曽岬町さんから私どもに御提案いただくということになっておりますので、その日時とか、そういった形の中での三重県との立場、愛知県との立場ということがまた協議の場となろうかなというふうに思っております。

先回聞かれてから時間が経過していることに対してはおわびを申し上げるわけですが、すけれども、大変難しい問題でもありますので、いろんなことが問題に残らないような形で協議を重ねていかなきゃならないというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市町村の面積は、財政上、行政上の数値として用いられますので、早く確定していただきたいと願う次第であります。

続きまして、市道の改良についてお尋ねしたいと思います。

市道については、地域に密着した生活道路の整備や地域住民の暮らしの利便性、安全性の向上、地域の振興に大変寄与しております。私は、毎日毎日市道を利用させていただいておりますが、最近気づきました2点について、市民からのお話や、自分で気づきましたことについて質問させていただきます。

まず1点目でございます。市道鍋平鳥ヶ地線、これはスーパーピアゴの前から六条のお宮さんに抜ける道でございます、この市道と1号線の交差するところであります。ピアゴの東側の市道に右折車専用のレーンを設置し、道路改良をしてほしいと思います。なぜならば、乗用車が名古屋方面に右折しようとするのと次の車が通れず、進まないで、交通渋滞が起きております。特に朝晩はスーパーのお客さんや農協の施設を利用する方が多く、毎日混雑が発生しております。その市道は、道路幅員は両側歩道がありますので、ある程度右折レーンができると思いますので、道路改良のほうをぜひともお願いしたいが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 御質問の道路改良についてでございますが、市道鍋平鳥ヶ地線と国道1号線との交差点につきましては、直角に交差しておらず、右折レーンを設けた場合には、直進車両の走行ラインを考慮した交差点計画が必要になるかと思っております。そのために、結果的に用地買収等を含めた交差点全体の大規模な改良が必要となります。単なる右折レーンの改良では困難であると考えております。また、国道1号線の拡幅計画もございますので、国道1号線の全体計画の中でしっかりとした交差点計画をする必要があると考えております。しかしながら、現時点では事業実施段階まで至っておりませんので、まずは交通渋滞解消に向けて、信号機の切りかわるサイクルを調整するなどの対応を国、公安委員会に要望してま

いりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひともお願いしたいと思います。

次に、市道鰺浦263号線でございます。これはちょっと聞きなれん名前でございますけれども、この道路は国道155号線の高架、上へ上がっていくところですね。ＪＲ関西線、近鉄にかかる高架鉄橋の手前を左へ曲がりますと、市道鰺浦263号線で、これは関西線を高架鉄橋で渡り、市道におりる２車線道路であります。この道路をおりると、左は車新田、右は近鉄弥富駅へ通じます。この道路は大変便利なよい道路であります。朝の時間帯、国道155号線が大変混雑し、西中地の交差点まで車が並ぶことがあります。朝の一番通りたい時間帯にこの市道263号線には国道155号線の高架の手前から進入するため、渋滞に巻き込まれ、入ることができません。別ルートとして、弥富北中の西側を通る道路がございますが、朝の７時半より８時半までこの道はスクールゾーンで車が進入禁止になっており、また一番通りたい時間帯は通れません。しかし、国道155号線の高架の東側でございますが、そこに鎌倉新橋、これは昭和61年に竣工された橋でございます。その橋の３車線分の仮舗装された用地があり、それが車どめで車が入れんようにして、中を通りません。せっかくあるこの鎌倉新橋を有効に利用し、国道155号線が混雑する時間帯でも市道263号線へ通れるようにしていただいたらどうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 鎌倉新橋を有効利用し、混雑する時間帯に通れるようにしてはどうかという御質問でございますが、この高架橋につきましては、国道155号を整備するに当たりまして、地域の生活道路として側道の整備がされたものでございます。御提案の側道への導入路でございますが、鎌倉新橋は国道155号の将来４車線化のためにかけられたものでございまして、側道を取りつけるに当たり、通過交通の安全性や地域への負荷を考慮して、愛知県と公安委員会との協議に基づき、現在の交通規制になっておりますので、この導入路につきましては１車線つくことは難しいと考えております。

しかしながら、朝の時間帯の渋滞につきましては承知しております。渋滞解消のためにも、名古屋第３環状線の整備促進や国道１号との交差点の安全対策と左折車線の設置などについて、道路交通の流れの改善を国・県に強く要望していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） せっかくあんな広い橋があるのに、通れんというのは残念でしょうがないですね。やっぱり交通事故が起こったらいかんということでとめてあると思いますけれども、わかりました。なるべく155号線の混雑が緩和されるように、いろいろ改良をお願い

したいということであります。

道路は市民の生活の利便性や快適性を考えると大変重要なものでありますので、今後もいろいろな観点から注視してまいりたいと思います。以上で終わります。

- 議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は2時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時38分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

- 7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、質問させていただきますが、質問に入ります前に、台風26号に伴う大規模な土石流によって多くの犠牲者を出した伊豆大島町において亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、町民の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

このたび、多くの犠牲者を出した伊豆大島町においては、とうとう最後まで避難勧告が発令されませんでした。東京都と気象庁が共同で土砂災害警報情報を発令し、防災専用ファクスで連絡したわけではありますが、町の幹部、そして担当者が帰宅して、ファクスに気づかなかった。機械音声は受信確認ボタンを押さないととまらない仕組みですが、誰もいないため、5分間鳴り続けたそうであります。受信確認ボタンを押していないことを東京都の総合指令部はシステム上つかんでいましたが、大島町が警戒情報を認識したかどうかは電話で確認していなかったということで、最後に行く確認という大事な作業を怠ったということであります。ここで危機管理の甘さが出たわけであります。

本市におきましてもこのようなことのないよう、確認を怠ることなく、より一層危機管理体制の強化をお願いし、質問に入らせていただきます。

まず最初に、安全で安心できるまち弥富市のPRについて質問いたします。

弥富市も、誕生以来7年を迎えました。市行政も市民の皆様の協力により順調に推移しております。しかし、平島地区を中心とした住宅地の開発、あるいは湾岸地区への企業の進出も東日本大震災以来敬遠される傾向にあります。これは、弥富市の弱点である海拔ゼロメートル、マイナス地帯という低地としてのマイナスイメージに起因するものではないかと思われます。弥富市が目指すきらめく弥富になるには、弥富市に住みたいと思う人をふやすことであり、また企業立地を促進し、税収のアップ、雇用を創出することであると思います。

私は、このような状況にするためには、今、弥富市は低地であるがゆえに、水からの災害に弱いとされているこのマイナスのイメージを払拭することであると思います。そのために

は、海岸堤防の強化、液状化対策、さらには高潮防潮堤の補強工事はこのように行っております。また、木曽川左岸堤の地震強化対策、液状化対策は現在このように行っており、大丈夫です。排水についても、排水機場の整備、排水路の整備をしっかりと行っており、大丈夫ですと外部にPRしていくことが大事であると思います。

百聞は一見にしかずといえます。パンフレットによる説明も大事ですが、これらの場所を実際に見せることが一番だと思います。見学する場所としては、海拔5メートルで、弥富市の中では一番高い場所となりますが、鍋田ふ頭の耐震補強がされている岸壁、液状化対策が進んでいる鍋田海岸堤防、排水関連では、排水能力が毎秒48立米の十四山孫宝排水機場、樋門の開閉により供用が可能となり、排水能力が毎秒27立米の末広鍋田排水機場、そして津波・高潮からの一時避難場所としては、占有面積が1人当たり1平方メートルであれば、市民4万4,500人分の避難スペースは100%確保できています。そういった観点から、南部地区防災センター、あるいは十四山中学校、孫宝排水機場の屋外階段を利用した屋上への一時避難場所、あるいはこれは防災とは別になりますが、メガソーラーの建設が進む木曽岬干拓地内の曙地区、富浜ゴルフ場、富浜緑地公園、宇宙産業の中核を担う川崎重工も含め、見学し、PRしてはどうでしょうか。ぜひこのような企画を立案し、弥富市の安全、並びに特色を発信していただきたいと思います。市側の考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市のPRについてでございますが、地理的に本市がゼロメートル地域であるということは変えることができない事実であります。議員のおっしゃられます東日本大震災以後におけるマイナスイメージは、市においても危惧しているところであります。しかしながら、低地における防災面の対応は、議員も述べられましたとおり着実に進んでいるところであります。

本市のPRにつきましては、6月議会におきましても横井議員より御質問いただきました。大変重要なことと思っております。

市に対する市民アンケートにおいて、これからも弥富市に住みたいと答えられた方が84.8%、前回5年前の81.2%と比べると3.6%上がっており定住意向が強まっております。マイナスイメージとしてはないものと考えておりますが、満足度や重要度では、災害対策の充実が最も望まれており、さらに定住意向を強める視点に立って、各種政策を進めてまいりたいと考えております。

企業の進出などにおきましては、東洋経済の2013年度版住みよさランキングにおきまして、789市において総合第36位となり、その項目の中で、成長力の産業指数において第2位、民力度の産業指数において第42位と、港湾地域を含め、産業指数について高い評価をいただいております。このことから、現在のまちづくりの政策を着実に推進し、また港湾地区にお

きましては、名古屋港管理組合を初め、関係機関との連携を図り、新たな企業誘致などを進めていくことが重要であると考えております。

議員御提案の市内PRツアーにつきましては、現状といたしましては実施することは考えておりませんが、弥富市が安心・安全で住みよいまち、豊かで活力に満ちたまちとしての魅力や可能性をこれからも市内外へ積極的な情報発信、広報活動とともに、本市以外の場所で開催されるイベントなどへの参加活動など、機会あるごとに弥富市のアピールを続け、PR活動をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市としては、マイナスイメージはないということではありますが、PR活動ですね。私のきょうの質問は弥富市のPRということを主眼に置いておりますので、その点で質問させていただきます。

私も、今まで一般質問の中で、海岸堤防の強化、液状対策の進捗状況、排水機的能力について、また津波・高潮からの一時避難場所の確保の状況を逐次質問し、その安全性を確認してまいりました。そして、今回このような質問をしたわけであります。

こんなようなことを言うと、弥富は液状化が起きるからだめだと言われる方が多数見えますが、これは弥富市に限ったことではありません。先日も1,200年前の尾張地区の地図を見せていただきましたが、西尾張地区ほとんどが海の中であります。

また、1カ月ほど前になりますが、私、浦安市へ液状化の視察研修に行ってきました。浦安市は荒川、江戸川、東京湾と三方を川と海に囲まれた、本市と全く同じであります。昭和40年から50年にかけての第1期埋め立てによりディズニーランドができ、昭和47年から55年にかけての第2期埋め立てにより住宅地ができたわけであります。昭和37年以前の土地を元町地区、第1期埋立地を中町地区、第2期埋立地を新町地区として、市を3つのブロックに分けております。液状化が起きたのは中町地区、新町地区といった埋め立て後50年以内の土地であり、元町地区では液状化は見られませんでした。また、海岸堤防についても、堤防内側のコンクリート破損は多数あったようですが、堤防自体が破損し、海水が内陸部に浸水したことはありませんでした。

液状化、液状化といって、いたずらに市民の皆様の不安をあおってはだめだと思います。しかし、楽観していいわけではありません。安全対策には万全を期さなくてはなりません。本市におきましては海岸堤防の液状化対策工事を急ピッチで行っております。人間は心の持ち方が大事であります。ネガティブに考えるのではなく、ポジティブな考え方を持っていただくことを申し上げ、次の質問に入ります。

次は市民参加のまちづくりについて質問いたします。

弥富市第1次総合計画の中において、協働のまちづくりが言われております。予算の上に

おいても、地域協働まちづくり予算として500万円が毎年計上されており、市民の皆様もいろいろ計画を立て、市民参加によるまちづくりを行っております。これらの予算は、環境美化活動とか、防犯活動が中心の、いわゆるハード面での協働のまちづくりが主なものであります。今後は、さらにソフト面での市民参加のまちづくりをしなければなりません。

現在、本市におきましては、弥富市への提言メール、あるいは御意見箱といった制度がありますが、これは市民の皆様が気づかれたことを提言しているわけでありましたが、今回、これをさらに一歩進めて、市側からテーマを決め、そのテーマごとに意見を伺う、またアイデアをいただいてはどうかということであります。

9月議会でも、未利用地の利用の件について早川議員から質問がありましたが、それはできませんとか、利用できませんとか、ネガティブな回答ばかりでした。それなら、市民の皆様から広く意見を求め、いいアイデアがあれば採用し、事業を進めていくのがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

そこで、まず現在、どのような形で市民の皆様の意見を取り入れているのか。そして、それをどのように市政に反映させているのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市民の皆様の御意見の取り入れでございますが、常時承っているところのホームページからの弥富市への手紙、これメールでございます。また、市役所1階に設置してあります御意見箱、これらによりまして、市民の皆様の市政に対する御意見などをメールや手紙などでいただき、これを市政運営の参考として、事務改善や窓口サービスの向上に反映させていただいておるところでございます。

また、このほかに、市民の皆様の御意見やニーズを的確に把握するための各事業運営に係るアンケート調査、また審議会等の意見を広く市民から公募することにより、市民の意見を市政に反映し、市民による市政への参画を推進することを目的とした審議会等の委員の一般公募、また市が計画、主に計画でございますが、などの案を事前に公表しまして、市民の皆さんからの御意見を伺いまして、寄せられた御意見に対して、市の考え方を公表するとともに、その寄せられた御意見を考慮して、最終案をつくっていく一連の手续としてのパブリックコメント、また市民と行政が相互の理解と信頼のもとで目的を共有し、連携、協力しながら、よりよいまちづくりを進めるための市長が市政の現状を説明する市長出前講座、また各自治会や各種団体との意見交換としての懇談会などがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、今、未利用地ということで、私、話を出させていただきしたので、この件に関して、少し質問いたします。

まず未利用地の利用法に関するアイデア募集の件ですが、愛知県においても行っておりま

すので、職員の皆様はよく御存じだと思いますが、少し説明させていただきます。

こういった重点改革が愛知県から出ております。この中で、未利用地の活用方法について、平成23年度中に広く市民からアイデアを募集する仕組みをつくるということで、出ております。

そんな中で、募集の要領をちょっと説明させていただきますが、アイデアを募集している未利用地として、以下のファイルをごらんくださいということで、パソコンで一覧表を見ることができます。アイデアの送付先としては、財産管理課の利活用グループまでということになっております。注意事項としては、アイデアが必ず採用されるとは限りませんということ、それから、アイデアを一部変更して利用することがあります。また、提案者に対する報奨金等はありません。アイデアの検討結果については提案者に御報告します。こんなような注意書きがございまして、実際にどんな用紙かといいますと、このような格好の用紙になっております。未利用地の活用に関するアイデア、提案年月日、御氏名、連絡先、法人・個人の別、それからアイデアということで書くようになっております。

本市におきましては、中期財政計画の中において、歳入面においては未利用地の売却・活用をうたっています。普通財産としての未利用地のリストをこのようにいただいておりますが、全面積2万135平米のうち、約7割に当たります1万4,629平米が大藤、栄南地区にあります。今回の一般質問でこれらの土地の利用方法を質問する予定でしたが、先日行われました全員協議会の場で市側のほうから稲元地区にあります雑種地としての3,000平米、境町地内にあります5,000平米については太陽光発電を考えているという旨の報告がございました。ただし、稲元地区においては売却も検討するとの発言もありましたが、いずれにしましても、地元との十分な協議の上、地元の理解を得てから行っていただきたい。また、太陽光発電も結構ですが、売電単価が下がってきておりますし、今後、さらに下がることも予想されますので、採算性を十分検討し、また市民の皆様からのアイデア募集による案も含め、十分検討した上で進めていただくことを強く求めます。

それと、このリストの中で、もう1件、鍋田町稲山にあります水防倉庫の跡地、宅地5,233平米、この土地は宅地であります、今後の利用計画はどのように考えてみえるのか、質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今、議員御指摘の鍋田町地内の5,233平米の土地につきましては、立地条件も恵まれ、資産価値も高いというふうに捉えておりますので、とりあえず太陽光発電の事業用地というふうにしますと20年間の縛りができますので、そういったものから外しまして、今後さらにいい利用価値が生まれるかどうか、今後の検討課題として、当面そういった形で管理していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） この土地の利用方法こそ、市民の皆様のアイデアを募集するのが一番ではないかと思います。まず地元の皆様の意見を伺うこと。これをまず第一に考えていただいて、進めていただくことを求めています。

次に、市への政策提言及び各種イベントに関するアイデアの募集について質問いたします。

先ほど、部長のほうから説明がございましたように、パブリックコメントはある程度大きな事業に対して市民の皆様の御意見を伺うことであります。同じようなことではありますが、もう少し細かい事業に対しても、いろいろなテーマ別にアイデアを募集するような制度を取り入れ、広く市民の皆様の御意見を伺い、市政に反映する、このようなことに対して、どのように考えてみえるのか、アイデアの例を挙げながら、順次質問いたします。

例えばきんちゃんに関していいますと、今回初めて全国のゆるキャラグランプリに参加したわけでありまして。これも市民の皆様から、参加しないのかという要望がありまして、エントリー締め切り日の1週間前に参加したわけでありまして、大きく出してくれたわけでありまして。参加1,580体中785位となりました。これは1人1日1回の投票、パソコン、携帯からしかできませんので、このような結果になったと思います。私も、朝起きますと、ワンクリックするのが日課でありました。

熊本のくまモン、岡崎のオカザえもん、またふなっしーといったように、全国的に有名になれば、自分の自治体を大きくアピールし、まちおこしになるわけでありまして。本市におきましても、ことし、きんちゃんグッズもふえましたし、まだまだグッズの種類、あるいは販売の方法についても広く市民の皆様のアイデアを募集したり、また蟹江町のように、かに丸くんのサブキャラといいますが、ちょき丸くんも登場しました。本市におきましても、サブキャラとして、例えばデメキンマルとか、そんなような登場を考えてみえるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

きんちゃんのパート2と申しますか、つくる気はないかということでございますが、端的に申しますと、当面は制作していく考えはございませんが、今現在、海部県民センターからのお話で、海部地域の各市町村連携のもとということで、水と生きる海部地方、仮称ではございますが、これをテーマとして、インターネット動画等を用いて、わかりやすく紹介する地域動画作成の制作検討会が今進められておりますが、その中で、水と生きる海部地方の海部地域盛り上げ隊というアイドルユニットでございまして、その企画案において、各市町村ごとに海部地域の盛り上げ隊のメンバーを1人ずつ割り当てまして、地域にちなんだキャラクター名をつけまして、そして設定キャラクターをナビゲーターとして各市町村の御紹介を

していくという企画案でございますが、今はその中で進んでおるような状況でございます。

また、そのアイドルユニットの海部地域盛り上げ隊は、各市町村ごとにカラーを設定しまして、衣装等も設定カラーに合わせまして対応していくというような企画案で進んでおります。ちなみに参考で言わせていただきますと、津島市で申しますと、キャラクター名をツシマフジコ、名前の由来というのは、天王川の名称であります藤棚に由来するような名前でございますが、イメージカラーは当然藤の花の色ということで、紫のパープル。本市でいいますと、ヤトミランコ、名前の由来は、市の特産であります金魚のランチュウが由来ということで、イメージカラーは金魚を示していますので、レッド、赤をイメージしております。このように、各市町村ごとにキャラクター名とイメージカラーを設定しながら、アイドルユニットの海部地域盛り上げ隊、略称 A M T というようなアイドルユニットの名前までつくっておりますけれども、それによって、今後 P R 活動を予定しております。

また、来年の春祭りにもこのようなアイドルユニットの出演依頼を申し上げまして、P R 活動をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私が考えている以上のことを考えてみえまして、本当にありがとうございます。

けさも、私のフェイスブックに市民の方から、サブキャラとして、リュウキンちゃんとか、デメキンちゃん、サクラニシキちゃんを使ってはどうだというようなことのフェイスブックの投稿をいただいております、このような質問をちょっとさせていただきまして、それ以上のことを考えてみえるということで、感心いたしました。

続いて、もう1点、この間も豊川市で行われました B - 1 グランプリ、ことしで8回目を迎えるわけですが、年々参加する自治体もふえて話題になっております。第1回は八戸市で行われて、1万7,000人でしたが、前回、8回目の豊川市では58万人というすごい人数になりました。市民の皆様からも、弥富も参加したらいいのにねという話をよく耳にします。事前の審査もあって、今すぐ簡単に参加ということはいきません。本市としては、今後、これに対してどのように取り組んでいかれるのか、質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） B - 1 グランプリについて、どのようにという御質問でございますが、B - 1 グランプリでございますが、正式名称、御当地グルメでまちおこしの祭典 B - 1 グランプリという名称でございます。B - 1 グランプリのコンセプトがまちおこしになります。行政予算を使わず、箱物を必要とせず、既にある地域資源を活用するだけで、従来の方法ではなし得なかったまちおこし、地域それぞれが持つ魅力を御当地グ

ルメという旗のもとに、料理を通じて地域をPRする。そして、食で地域おこし活動を行うまちおこしのイベントであるというふうに認識しております。

また、グランプリに出展するにはという御質問だと思うんですが、今後、出展するにはということで、B - 1グランプリでは、参加出場のことをあえて「出展」という表現にこだわっておるというんですか、展示会的な考え方であるということで、出展という表現をしておるそうでございます。B - 1グランプリに出展するためには、議員、中身についてはよく御承知かとは思いますが、あえて申し上げさせていただきますと、まず一般社団法人愛Bリーグの本部加盟会員である必要があるということで、会員資格につきましては2種類がございます。準会員の支部加盟会員と、正会員であります本部加盟会員でございます。そして、入会資格として、会員の定義でございますが、1つ目といたしまして、食のまちおこしを通じて地域を元気にしようという志を持ち、一定の活動実績がある団体であること。2つ目といたしましては、B級御当地グルメということで、4点ございまして、1点目が、食べたらうまいと絶対の自信を持ってお勧めのできるものであること。2点目が、地元の人が日常的に食べているもの、または日常的に食べることができるもの。3点目が、食材でなく、料理として提供されるものであること。4点目が、特定の一飲食店のメニューではなく、そのまちに行けば複数の店で提供していたり、一般家庭で食べることのできるものであることというような基準がございます。

流れから申しますと、支部に加盟してから、B - 1グランプリに出展するまでには1年から2年以上がかかるそうでございます。まず準会員として登録され、日常的な食のまちおこしの活動を確認していただくこととなります。そして、その活動のお披露目の場がB - 1グランプリであるという考え方だそうでございます。したがって、B - 1グランプリに出ることだけを目的にし、日常的な活動の実態がない場合はB - 1グランプリに出展することはできません。年間の活動実績を踏まえ、準会員から正会員への昇格審査を理事会がすることとなっております。また、B - 1グランプリの開催地の決定は立候補制ということになっておりまして、愛Bリーグの本部加盟団体——正会員でございますが——のみが誘致する権利を有し、愛Bリーグの理念を理解していると認められる地域でしか開催することができません。

以上がB - 1グランプリの出展までの流れ及び仕組みとなっておりますが、現状といたしまして、本市におきましてはB - 1グランプリへ出展する状況にはまだございません。市といたしましては、今はB - 1グランプリ出展によるまちおこしは考えておりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 平野議員。
- 7番（平野広行君） ありがとうございます。

やはり出展するまでにかなり高いハードルがあると思いますので、今後、市民の皆様からのそういった声が大きくなったら、またぜひ御検討をいただきたいと思います。

そのほか、夏なんかになると、鍋田の堤防やら、境港、あるいは木曾岬町の堤防には大勢の方が見えて、長島温泉の花火を見ているわけですが、例えば富浜のゴルフ場からこういった花火が見れるということになれば最高だなと思います。市民に限り、人数限定で花火見物ができないか、そんなようなアイデアとか、あるいは交通問題では、信号をつけてほしいけど、なかなか信号はつきません。危険な交差点における事故防止策のアイデア、あるいは広報「やとみ」の中で今紹介されておりますが、「こんなええとこ、あったがね」という写真の展示があります。これは過去にあるもの、でき上がっているものの紹介でありますから、まだこれから未来に向かって、こんなことができたならええがねといったことのアイデア募集等、まだまだその他いろいろあるわけですが、我々議員や職員の皆様のかたい頭ではなくて、市民の皆様の柔軟な頭脳を利用させていただくことが大事であると思ひまして、今、ちょっと例を挙げさせていただきましたが、このようなことに対しまして、どんなふうにお考えかということ。同じ質問になりますので、総務部長、先ほど答えていただきましたので、省略しておきます。

もう1点、以前にも私、提言しましたが、こういった意見提案が採用されたといったときには表彰する制度を設けてはどうかということ、以前も質問しました。もちろん報奨金はありません。ただ、市民の皆様の市政への関心度を向上し、さらには市政参加の意気高揚を目指し、こういうことがありますので、このことに対してはどのようにお考えでしょうか。これ、通告をしてありませんので、お答えいただければ、それでも結構ですが、お答えいただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市民の方からの提案に対する報奨制度ということでございますが、それにつきましてはこの場で明確にお答えできませんが、一応検討課題ということで、すぐできるかどうかはわかりませんが、そういう形で捉えていきたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次の質問に入ります。

3点目ですが、弥富市の市道における迷惑駐車について質問いたします。

昨今、世界においては、東南アジア、アフリカ等の発展途上国において車の需要がふえ、日本からの中古車の輸出が増加しております。弥富市においても、鍋田ふ頭の拡充により当港からの中古車の輸出が増加し、特に弥富市南部地区においてはその輸出の利便性がよいため、輸出用中古車の駐車場が多くなってきております。駐車場内に車が入っていれば問題ないわけですが、駐車場に入り切れない車を市道上に駐車し、市民の皆様の日常生活や農作業

等に迷惑をかけることがふえてきました。これらは、市民の皆様の通報によって蟹江署が取り締まるわけですが、車を移動するのはそのときだけで、1週間もすれば、またもとどおりの迷惑駐車状態になります。結局のところ、これの繰り返しで終わっているのが現状ですが、この件に関して、現状の認識、あるいは苦情の実情について、まずお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 輸出業者の迷惑駐車につきましては、この1年の間に5カ所ほど通報がございました。各案件について、市の職員が現地を確認、指導を行い、改善されない場合には警察にお願いして指導をしていただいております。議員御指摘のとおり、短時間でもとに戻る場合もございますが、再度指導を行うなどしておりまして、指導した場所についてはおおむね改善の方向にあります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 平成4年から8年にかけて、全国の各市町において迷惑駐車、違法駐車に関する条例が制定されています。どの市町の条例もほとんど同じようなものであります。本市におきましても、平成14年の3月に制定された弥富市違法駐車等の防止に関する条例があります。これに基づいて重点地域の指定を行ってはどうかと思います。条例が制定されて10年になりますが、今までに重点地域の指定をしたことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 条例が制定されてから、現在までにこの弥富市違法駐車等の防止に関する条例の規定に基づきまして重点地域の指定を行ったことはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 重点地域に指定することによりまして、市の条例があるわけですが、第7条、それから第8条で市長の権限によって関係行政機関と協議して重点地域に指定して、いろんな啓発活動、あるいは取り締まり活動を要請することができるということになっておりますので、ぜひこういった条例がございますので、こういった条例を生かして、今後、取り締まりといたしますか、こういったことがないような、抑止効果を高める取り組みをしていただきたいと思います。

南部地区に限らず、市内の他地区においても違法駐車、迷惑駐車で困っているところがあれば、重点地域に指定して対処すればよいと思います。

また、事業者に対しての罰則規定は、これは契約書の中において、地主が事業者に対して行うのが一番であると思います。

いずれにしても、このような案件は、市、港湾、そして地域住民の三者が条例に基づ

き協力しなければ解決しないと思いますが、再度、今後の取り組みについて考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市の違法駐車等の防止に関する条例を活用して、現状を改善することができないかとの御質問でございますが、議員御指摘の迷惑駐車につきましては、商品としての車の一時保管場所として道路を使用しているものであって、例えばコンテナなどを道路に置いている場合も同様だと思いますので、この違法駐車等の防止に関する条例の適用にはなじまないものと考えております。現状として、おおむね改善が行われていますので、現在行っている指導を引き続き行っていきたいと考えております。

地主と事業者の契約書にこのような場合の罰則規定を盛り込んだらとの御提案でございますが、地主さんのほうへお願いはできるかと思いますが、強制はできないものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 西尾張中央道においては大型トレーラーによる車の積みおろしを行っておりまして、特に朝の通勤ラッシュ時には1車線が塞がれて大渋滞が発生することが月に数回ほどあります。これによって迂回した車が農道に入って、通学路になっている道路上をスピードを出して通過するわけで、子供たちに危険が及ぶことになります。また、保育所に園児を送迎する際、違法駐車等の車が車線を塞ぎ、車の通行を邪魔して、お母様方に迷惑をかけることもしばしば見受けられます。いずれにしても、市道の安全な通行、円滑な通行ができるよう、先ほども申し上げましたように、市、港湾、地域住民の三者が協力して、問題解決に当たっていただくことをお願いしておきます。

通告外ですが、関連がありますので、1点質問させていただきます。

ゴルフ場の利用税交付金について質問いたします。

ゴルフをしたとき、どのゴルフ場でもゴルフ場利用税を取ります。金額は、ゴルフコースによって違います。弥富市の場合、ニッケのゴルフコースと名古屋港ゴルフクラブの富浜コースがありますが、利用税の交付金、つまり弥富市に入ってくる税金は1人当たり幾らでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） ゴルフ場利用税交付金の1人当たりの金額ということでございますが、名古屋港ゴルフ倶楽部のほうが455円、あとニッケ弥富ゴルフコースが280円ということでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 24年度の決算では約2,780万円が計上されておりますが、ここ数年は交付金が減少傾向にあると思います。過去5年間の交付金の推移がわかれば教えていただき

たいと思います。平成20年度から24年度までの5年間であります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） ゴルフ場利用税交付金の過去5年間の推移ということでございますが、平成20年度が3,418万2,785円、平成21年度が3,333万2,075円、平成22年度が2,910万6,315円、平成23年度が2,901万2,760円、平成24年度が2,779万3,360円となっております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 平成20年度が約3,400万円、そして24年度が約2,780万円ということで、差し引き620万円ほど減っているわけです。これ5年間でですね。1年に換算しますと、1年に約120万円の減少となっております。

23年度と24年度の富浜コースのデータしかありませんが、利用人数の現状について少しお話をさせていただきます。

まず利用市町村は、県内61自治体、それに三重県と岐阜県、こういうことになっております。利用者数が多いのは港区、23年度で3,556人、24年度3,801人、対前年比106.9%であります。続いて多いのが中川区、23年度3,548人、24年度3,652人、対前年比102.9%となっております。弥富市の場合、23年度1,142人、24年度961人、対前年比84.2%、減少しております。一番減少しているのが東海市でありまして、23年度2,364人、24年度が1,895人で、対前年比80.2%。弥富市はこの東海市に次いで2番目に利用者数の減少が多いわけであります。

24年度では、1年で弥富市の場合961人の利用ですから、1カ月大体80人ぐらいの方しか利用していないということになります。一月に1回ゴルフコンペを行えば、どんなコンペでも5組ぐらいのコンペがあると思うんですね。そうしますと、20名利用されるわけです。これが1年ですと240名、こういう増加ということになります。中期財政計画においても歳入の伸びは期待できない、こう説明されております。たばこ税と同じで、市内で利用すれば、市に税金が入ってくるわけです。年に10回ゴルフをする方には、そのうち1回ぐらいは富浜のゴルフコース、あるいはニッケのゴルフコースの利用をお願いして、税収のアップに貢献していただきたい、こう思うわけであります。富浜ゴルフコースの場合、運営は公益法人名古屋港緑地保全協会が行っておりまして、弥富市からも理事及び評議員として参加しているわけですから、市民の利用促進を考えていただくようお願いしておきます。

今回は、本市ももっともっと情報発信をして、弥富市に行ってみたい、きんちゃんに会ってみたいと思う人をふやし、まちおこしをしていかなければならないと思い、本市の情報発信を中心に質問させていただきました。10月に行われました第2回の弥富市議会タウンミーティングにおきましても、アンケート調査の中で、何を求めますかとの問いに対して、情報公開を求めるのが一番でした。これは第1回のタウンミーティングのアンケート調査におきましても同じ結果であります。第4回目になりますゆるキャラグランプリ、ことしからきん

ちゃんも参加しましたが、岩倉市のい〜わくん、稲沢市のいなッピーに大きく離され、参加1,580体中785位でした。今後はもっともっと情報発信をして、弥富市をPRして、弥富に住みたい、一度弥富に行ってみたいと思うようにすることが、きらめく弥富をつくる上で大事であることを申し上げ、質問を終わります。

- 議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は3時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時41分 休憩

午後3時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

- 18番（大原 功君） じゃあ、質問させていただきます。

介護医療について質問させていただきます。

これは、平成25年3月、6月、9月と聞いたところ、毎回毎回答弁が違うということ。どれが本当でということね。やっぱりこれをきちっとしてくれないと、ケーブルテレビを見ている方も、何だ、あれはと。むちゃくちゃ言っとるんじゃないかという話とか、やっぱり市側はどういうあれをしておるんだと。市長が、市長というのは、長とつく人はマーカをつける人が長なんだな。首長でもそうです。会社でいくと、社長、会長、いろんなこと、この長とつく人はマーカをつける人が長なんだ。だから、マーカをようつけない。ただ、市長の思いだけで行政が最近進んでおるような気がする。これは、私が思うと、平成19年の1月の選挙、このときには川瀬市長と服部彰文君が立候補するということであった。そのときに、服部彰文君が自分の給料も20%下げる。市民税も一円も無駄に使わない。市街化調整区域を市街化にする。各団体と距離を置くとか、そういう話を言われて、ああ立派な方が、今まで佐藤町長や川瀬町長、それから市長、こういう中でやってきても、こんなすばらしい行政のビジョンというのは初めて聞いた。だから、川瀬市長に、おまえは選挙をやめよと。落ちるでと言ったら、あそこの親族が私をこう持って、こうやってやりやがったが、とうとう落ちた。当然だと思う。それは、私は強く言えなんだということを言いましたけど、川瀬君に16年世話になったから言えた。やっぱり市民が言えた人は、これだけの58歳で出てきて、これだけ弥富市をやってくれるかと。例えば川瀬を100にしたら、服部彰文君なら150か200ぐらいやってくれるだろうという思いで、みんな一生懸命彰文候補に入れたと思う。

どっこい、市長になったら、ころころころころ変わっちゃって、実際言って、市民税を一円も無駄に使わないということよりも、自分の給料の20%も4年たったらやめたという話だとか、介護の問題でもそう。いつまでたっても、あなたたちはうそというか、ちょうらかし

の答弁ばかり。これのときに、6月の20日の日にこれもらったわね、進捗状況。このとき、明るく日、あなたのところへ行きました。そのときには、この109万が、ちょっとあんたら、また変更して金額がちょっと変わったね。初めは71件だったんだけど、今回出したのが69件で、108万近くね。その中には、本当に付き添い料だけかと言ったら、課長、あなたが、いや、これは付き添い料だけじゃありませんと。代行料も含んでおりますという話だった。だから、どこが本当なの。この間、言ったときは、これは付き添い料だけだという話だった。これだけこころこころこころ変わってされておいたら、本当に今の、昨年なんかは、市長、市長なんかは「きずな」という言葉をよく挨拶されよった。もうことしになったら、きずななんて、どこへ行ったかわからへん。皆さん、その後、聞きましたか、「きずな」という言葉。全然聞いとらん。

昨年、私が一般質問やったときにも、市長から、大原議員にも御指導いただきたいという話だったから、私も、この間、御指導するなら、本当にこうやって間違った、マーカーをようつけん人なら、やめてもらったほうがいいなというふうに言いました。

例えば備品でいうと、JISマークと、それからグッドマークというのがありますね。グッドデザインというのがね。こういうのは優秀な商品ということですね。ピンホールであれば、これは何も使い物にならん。やっぱり先ほど言ったように、きちとしたこと。

だから、今回でも、グループホームの経営者が2ところの中で施設長をやっていると。これはだめなんです、絶対。そのために、平成16年のときにつくったときには、番地を変えて、17年と16年、変えてやったわけ。これは県の指導なんですね。

そして、ここの新聞にあるように、10月には稲沢の老人ホーム、グループホーム、それから津島。これなんかは結局名義貸しということで、介護保険の取り消し、こういうのがありました。

それから、まだレクリエーションというのがありますのでね、請求書の中に、1,800円とかなっているんです。1,800円がついておるんだけど、ここになぜ付き添い料がついておらんのかと。それから、S病院とM病院に行ったときには3日間で4,500円ついております。

この間の説明では、9時半から11時までは1時間1,000円になっておるんです。なぜそんな近いところが4,500円、3日間になっておるのか。

本当に監査というのは6月の日にやられたね。6月の9日かな。やられたときに、初めて監査をやったと。市長の一番初めの話では、18年から県から委託をされて、そして監査もしておりますという話だった。

ところがどっこい、そんな話じゃない。ことしの平成25年6月の9日かな。6月21日ね。21日に初めて監査をした。18年からいったら、市長は19年になられたから、18年ということはないんですけれども、ここ五、六年の間で初めて監査。

それから、ケーブルテレビというのは立派やと思う。市民の方からも電話がありました。結局、本当にそこに従業員が、勤めてない人に給料を払っておるという、私に電話がありました。だから、介護課長にも言っておきましたけれども、この方は津島税務署でなくて、一宮の税務署やと思うね、法人になっていますから。一宮の税務署に弥富の市議員の大原功がこういうことを言っているから、このことについて、税務署としてはどのように対応されていますかと、私の携帯番号も言っていて、大原功に直接電話してくださいと言ってください。プライバシーの侵害というのは、証明ができればプライバシーの侵害にはなりません。ただし、証明のできないものを自分の思いですることは、これはプライバシーの侵害になりますから、刑法110条かな、これに違反するようになっています。

市側がこういうことをみんな知っておって、それから、県警についても、ことしの1月の28日、愛知県警へ行ってきました。質問する前に私はいろんなことをさきに聞いておいて、確かめていく。そして、警察の方からも証明がいただけるようなことをしておって、そして、一般質問しておるわけ。私は、神様仏様に絶えずお参りしております。自分が言ったことに、応援してくれるというのが神様仏様やと思う。うそのことを言うんじゃないで、やっぱり正直に物事を判断して質問する。何でもいから、一般質問だから、ケーブルテレビが流れるから、一般質問やればいいのかという問題ではないと思う。本当に市側がこういうのをチェックしたら、これは私は違反じゃないかなと思う。

こういう点についても、市長がもっときちっとマーカーのつけれる市長になってほしい。市側はもうちょこっと、言ったことについて、絶えず守ってない。これについて、市長はどう思われるのか、答えてちょうだい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答えする前に、前段で私に対していろいろと御意見をいただいたことに対しましては真摯に受けとめ、またこれからの行政運営に生かしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、御質問の御趣旨ということにつきましては、グループホーム、介護施設におけるさまざまな今までの御質問に対する私どもの答弁だろうというふうに思っているわけでございます。

その中におきましても、それぞれの定例議会で私どもは大原議員からの御質問に対しては、今回こういう御質問を受けるということは本当に私ども職員といたしましても初めてのケースと言っても過言ではないぐらい、大変難しい問題もございます。そうした形の中で、関係するところのさまざまな機関、あるいは国のほうにもお尋ねをしながら答弁をさせていただいているところでございます。そうした意味におきましては、質問の趣旨を正しく理解しないために、大原議員に対して誤解を招くようなことが中にはあったかなというふうに思いま

す。このことにつきましては、私のほうから深くおわびをしていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほども言いましたように、いろんな関係機関と、その御質問の趣旨に対しては、我々は真摯に答弁すべきだということで調べながら質問に対して答弁をさせていただいているところでございます。御理解をいただきたいというふうに思っております。

今回の議員の御質問につきましては、介護保険法に規定する運用基準、あるいはその中で定めるさまざまな重要案件ということに対してはしっかりと取り決めていかなきゃならないと。利用者との間に取り決めていかなきゃならないということがあるわけでございます。そうした形の中での緊急時の対応、あるいは社会生活上の便宜の提供ということにおいては、その施設の義務的な行為であるということでございます。協力医療機関であるとか、あるいは行政機関への手続の代行行為は、施設が別に定めて料金を徴収することはできないというふうになっておるわけでございます。それにつきましては、私どもといたしましても、確認をするため、厚生労働省の担当室にもお尋ねをし、同じ見解をいただいた、このような見解をいただいたわけでございます。

また、一方、厚生労働省といたしましては、その担当室は、施設の人員配置基準を満たしていれば、付き添い料や代行するために施設を離れることは可能だという見解もでございます。

また、一方では、今回の件に関しましては、厚生労働省の担当室は、国の定める運用基準から見れば不適切なことはあるけれども、利用者及び利用者の家族の同意を得ているために、常勤監査委員による人員配置基準も満たしておる。そのようなことからして、不正な請求行為とまでは言えないという見解でございました。

私どもといたしましても、その施設の行為は、やはり重要事項の説明書に記載をされていないというようなことにおいて不適切な行為ではあったけれども、大原議員の御質問の言葉をかりれば、法律的な違反までにはなっていないというふうに思っているところでございます。

私どもが、全員協議会等でも私はお話をさせていただいておるわけでございますけれども、例えば行政的なところで処分行為というようなことができるのであれば、それは、いわゆる保険給付額の不正請求があった場合、これはやはり我々としては処分していかなきゃいかん。行政処分をしていかなきゃいかん。

そしてまた、もう一つは、いわゆる人員がきちっと満たされてなくて、その施設が運営されている。こういう状況においても、やはりこれは的確ではないというふうに思っております。

もう一つは、施設の利用者に対して、著しいいじめであるとか、虐待的な行為があれば、これは行政処分の対象になるだろうというふうに思っております。

そうした形の中において、首尾一貫として、私たちは今回の件につきましては、いわゆる指導、勧告の範囲という中で進めさせていただいてきた状況でございます。御理解をいただきながら、今回のグループホームの問題につきましてはそのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 経営するときに、グループホームというのは、医療提携機関については代行料とか付き添い料は取らないと。取れないというふうに国の規定があります。その規定を破って取るということは、いわゆる国の規定というのは法律と一緒になんです。それを違反したら罰しましょうと。例えば40キロのところを80キロで走っても、捕まらなきゃ、これは違反にはならん。それと同じことです。それは、みずから自分が40キロのところは40キロで走りなさいという戒めをせないかんわけね。捕まらんから、もう何でもいいんだと。私がこれ調べたから、69件の方がこれだけの金額。これはたった2件分ですよ。先ほど言ったように介護保険に、ここに働いておらん人、その人の給料を払っておるということは不正行為になるんですよ。そこに人数がいなくて、なぜ給料を払うということになると、これは当然介護法の中では、そこに人数がおらんきゃいかんわけです。6人なり9人なりおらんきゃいかんわけ。全くおらん人に払っておったら、その中で、法人税にかかわること、これは。

それから、今、市長が言ったように、代行料というのも、私は中部運輸局に3回行きました。それから、愛知県警も行きました。愛知県警は1月28日に行きました。そして、そのときに愛知県警の担当者は、代行料というのは、多分許可をとっているのかもわかりませんから、玄関まで私をその警察官は見送ってくれて、そして中部運輸局はこの前にありますと。そこで確かめてくださいということで、私は確かめました。当時は小松田さんだったかな。この方が担当であったわけね。そうしたら、この方が言われるのは、中部運輸局の話では、グループホームについて運輸許可を出してないから道路交通法には違反にはなりませんと。うちのほうでは関係ありませんから。これは警察のほうに行っていただければいいという話です。それは、部長も課長も代行料じゃないないと言うけれども、これは代行料とはみなせんわけね、許可がないから。この間も言ったように、私のところも市側に、道路の使用許可とかいろんなものをもらいますね。使用許可をもらっても、その事業をやる許可がないと、市長が許可をくれても、これはできません。事業はできません。これが事業許可です。営業許可と事業許可とはまた違います。

だから、市側が言っておる答えが全然違う。国の規定は何だったということになる。市でもそうでしょう。条例なんかいろいろつくる。その条例についても、結局市側がこの条例で、例えば3月31日、4月1日から執行しますとかいうことをやるわけでしょう。それはみんな

条例やいろんなものをつくったり、規則をつくったり、要綱をつくったりしてやるわけ。全く今の服部彰文市長だと、本当言うとマーカーをつけることができないんじゃないかなと思う。ただ、自分の思いで、こうしたい、ああしたい。

一番初め、三宮議員が都市計画税のことを言いました。発展のためにやるだったら、今の蟹江なんかは、川瀬町長だった。そのときには、蟹江町は都市計画税を取ったわけです。だけど、新たに佐藤篤松の新町長ができたら、都市計画税は廃止したんだ。蟹江町は12平方キロメートルぐらいかな。弥富市の4分の1ぐらいしかない。三宮議員にもらったさっきの紙だとか、個人税でも弥富より多いんですね。それだけ発展しておるわけ。だから、都市計画税を取ったら発展したわけなんです。都市計画税を取らなかったら発展したわけというふうに逆にとられるわけです。

先ほど、市長が三宮議員の答弁の中でも、弥富市の発展のため。発展のためじゃない。あれは都市計画税は目的税だね。だから、大きな私との差が違う。税金というのは目的税だから、足らなきゃ、どんどんどんどん場合によっては上げても仕方がないわけね。例えば財政破綻になると、学校とか、それから福祉については事業はできるけれども、それ以外については事業は多分できんと思いますね。必ずそういう規定があるわけですね。だから、やっぱりそういうものをきちっと市長が守っていただきたい。

市長に聞きますけれども、地方自治法の条文の中に30条と33条があるけれども、これはどういうふうになっていますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答えしなければならんわけでございますけれども、御質問が、大変失礼な言い方でございますけれども、私どもにいただいている事前通告と大きくその質問内容が離れておりますので、何を答弁していったらいいかということについては少し困惑をしている状況でございます。

地方自治法につきましては、また勉強させていただき、また御報告申し上げていきたい。御報告申し上げるというよりも、議員御存じだろうというふうに思いますので、私自身、勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。

先ほどの御質問の中で、代行料、あるいは中部運輸局の見解が民生部長の答弁と違っていったというようなことも過去にはございました。その件につきまして、私どもの答弁をさせていただきたいわけでございますが、道路運送上の許可、もしくは登録の必要があるかどうかということにつきましては、その代行料、あるいは付き添い料に、いわゆる運賃が当てはまるかどうかという判断が運輸局から出されておるわけでございます。代行料、あるいは付き添い料が運賃に当てはまるということならば、当然許可、あるいは登録が必要となるということでございます。しかしながら、ここの代行料につきましては、この中に運賃は入ってい

ないことを中部運輸局で私どもも確認をいたしておりますので、許可、あるいは登録の必要性はないというふうに思って、答弁をさせていただいております。

そういった形の中で、施設のほうも同様に考えているというふうに思っております。許可や届け出の書類は出していないので、議員の言われるような、運輸局は運送許可を出していないから運送法に当たらないという形での運輸局の回答と、私どもの民生部長の答弁は整合性がとれているというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

それから、先ほどの御質問の中に従業員の給与という話もございましたので、そのことにつきましては副市長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 先ほど従業員でない者に給料を支払っているという情報があるという話でございましたので、これはもし、本当に従業員でない方に給料を払っておるとすれば、これはまず所得税法というか、法人税法に大きな問題があるだろうというふうに思っております。それが一つと、それと、もしそこに従業員としているんだというカウントをして、私どもに届け出をしておるということになると、配置基準を満たしておるかどうかということがありますので、また詳しい情報を教えていただいて、対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この方から電話をもらったんですけれども、携帯番号を私は知っています。だから、行政機関の中で、あなたたちが、介護課長にも聞きましたけれども、一宮税務署に行っていたら、この方がこうだということぐらいは、この方も、名前を言うのだけは伏せてくださいという話だった。だけど、携帯でうちに20回ぐらいかかったね。初め非常通知でかかってきたの。だから、嫌がらせかなと思って、うちのも出なかった。私も出なかった。そのうち、何回かかってくる間に携帯電話に携帯の番号が書いてある。携帯番号を持っています、ちゃんと。だから、その説明を一宮税務署でもちゃんと説明させていただきます。だから、安易に証明のできないことを議会でどうだこうだということは言っておりません。先ほど言ったように、運輸局が許可をしてないから、運送法には当たらないということなんですね。ここの違いをよくしといてもらわないかんですね。運輸局が許可をしたものについては料金の設定をしますから、これ以上取ってはいけませんよというふうに言われました。だから、それ以外の警察のほうにも言いました。警察のほうは、許可をとってなかったら道路交通法違反になりますよと。まして、弥富市の場合は、市長が指導については管理者であります。管理者の中で、無免許の者を代行料、いろんなところを走らせて、もし事故があったら大変なことなんです。

それから、介護のことについても、市長が通告とは違うと言うけれども、あなたがきちっとマーカーをつけてないから、蟹江町のことも言わなきゃいかんわけ。マーカーをきちっとつけてしておれば、そんなよそのことまで言わなくてもいいわけね。蟹江町の人にはマーカーをきちっとつけておるから、あれだけ発展した。だから、そういうのをやっぱり教訓にしなければいかん。

それから、介護についても、私がこれを何回も言うのは、介護保険というのは、40歳から払わなきゃいかんね、介護保険税というのをね。そうすると、これから20年、30年たって、本当に介護を自分が見てもらえるかという不安があっても、国の制度、行政の制度だから、どうしても払っていかないかんというのが皆さんの思いなんですね。市長はまだ若いから、介護にかかる必要はないんだけど、でも払っていかないかんわけね。だけど、自分は介護にならんかもわからん、なるかもわからん。でも、やっぱり国の制度、そして自分が安心して見てもらえる。こういう制度があるから、皆さんが国民健康保険税でも払ったり、それから市税でもそうですね。弥富市に住まわせていただきたい。そのためには、弥富市が事業をやって、どんどん発展していく。それについても、やっぱり自分が一人のところで住むんじゃないくて、隣近所にようけ住んでいただけりゃあ、防犯についても、生活についても、安全性、いろんなものについてもフォローしていただける。そういう市長が本当に今弥富市にあるわけなんです。だけど、市長が、前にも言ったように、また外れるといかんと言われるかもわからんけど、ソニーの盛田昭夫さんは、勉強、学問だけじゃない。努力があったから、現在のソニーがある。

服部彰文市長も、今の弥富市があるのは、服部彰文市長の御尽力があるから、ここまでみんなが安心して安全で生活ができるんです。先ほど言った地方公務員法の条文の30条と33条は何が書いてありますか、市長。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） たびたび御質問で、地方公務員法の何条でしたっけ。
- 18番（大原 功君） 30条と33条。
- 市長（服部彰文君） ということにつきましては、また私自身も勉強させていただきたいというふうに思っております。恐らくという形の答弁はいけないかもしれませんが、やはり公務員として律すべきことということが恐らく記載されているだろうというふうに思っております。
- 議長（佐藤高清君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 30条の中には、サービスの根本的な基準が30条にあります。それから、信用行為の違反、こういうのがあります。結局一般質問をやった3月なら3月、今だったら12月ね。12月の中で間違った答弁があれば、定例議会の間なら取り消すこともできます。だ

けど、それが過ぎてからはこれはだめなんですね。だから、その辺のところももうちょっと市側がきちっとしないと、いつまでもこんなことでしておってはいけないので、市長から、運送法についても、介護課長は、これは代行料と付き添い料と料金だと言ってみえるんだから、当然愛知県警へ行っていただいて、調査をしていただく。税務署についてもきちっとしていただく。それからもう一つは、グループホームの中に、同じ敷地の中でも番地が違って、会社が違うんですね。会社が違うところに、同じ施設長が両方兼務することはできないんです。これはできないわけですね。それをやっておったら、これは名義貸しになります。名義貸しは、先ほど言ったように、稲沢や津島の人が同じ人が名義貸しをしておって、いわゆる私文書偽造というのでやっておって、逮捕され、そして愛知県が10月、その施設から全部他の施設に移動させました。介護保険取り消しということがありましたから、そういうのが載っております。市長、見られたことあるかな。なんやったら、市長、上げますわ。

やっぱり本当に市民が安心して暮らせるような、そういう市長にやっていただいて、マーカーをきちっとつけて、そしてきずなというのでも忘れないようにやっていただくようお願いをして、長々しておっても市長も疲れるので、ここで一般質問をやめます。ありがとうございました。

- 議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時24分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 大 原 功

平成25年12月 6 日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                      |         |                    |         |
|----------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長                  | 服 部 彰 文 | 副 市 長              | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長            | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長      | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長            | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長              | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼<br>防災安全課長     | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼<br>健康推進課長   | 服 部 誠   |
| 民生部次長兼<br>福祉課長       | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 佐 野 隆   |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長     | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼<br>下水道課長    | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長    | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼<br>生涯学習課長   | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長               | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長            | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長              | 山 守 修   | 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   |

|        |      |                |      |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長         | 平野宗治 |
| 環境課長   | 鈴木浩二 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 児童課長   | 渡辺秀樹 | 農政課長           | 半田安利 |
| 土木課長   | 橋村正則 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書    | 記 | 佐野智雄 |
| 書      | 記    | 浅野克教 |   |      |

6．議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博です。

通告に従いまして質問をしてみたいです。

庁舎建設を進めるため、今回の用地取得問題について、住民監査請求という混乱の原因を的確に解明し、解決していくために、9月議会において市長の対応をただしてきました。しかし、努力不足の謙虚な反省もなく、市民を軽視した対応を続けていたために、今回、前代未聞の住民訴訟に至ったと承知をしております。これは弥富市にとって大変恥ずかしいことであり、残念なことであります。

市民から、庁舎問題はその後どうなっているのかと聞かれることもあります。市民には大変わかりにくい問題となっており、訴訟問題にまで至っている真実を市民に正しく理解していただくために、9月議会に続いて、市庁舎建設の検証と市長の責任と対応をただしていきたいと思います。

まず、市庁舎建設の必要性については、議会も市民の多数も賛成であると受けとめております。私はもちろんのこと、住民訴訟の原告者も原告者支援の市民の方々も、市庁舎建設、そのことについてはほぼ理解もされており、賛成であります。したがって、市庁舎建設の必要性についての議論は全く必要ありません。

9月議会の繰り返しにならないように、住民訴訟の原因となっている超高額な土地取得問題のみの質問内容について答弁されるように、市長に最初に念を押しておきます。

問題は、土地の鑑定評価においては1対1.28、国の路線価格では1対1.3、弥富市の固定資産税評価額では1対1.4と、40%も高く上積みをした超高額な土地の交換をしなければならぬといった今までにも全く例のないことをしようとしていること。また、1億円を超え

る家屋等の高額な物件移転補償金を支払わなければならないといった土地取得条件等については、私を初め訴訟の原告者、また原告者を支援している市民の皆さんも、市長側の見解、対応にはとても理解することができず、弥富市のために、今後の用地取得に及ぼす影響をも考え、みんな反対であります。そのため、反省と改善策を求めているのであります。このことが住民監査請求であり、今回の住民訴訟の原因であります。このような重要な土地取得条件等が、市民に具体的に説明はされておられません。

去る11月16日の弥富市長と安藤県議の市政・県政報告会においても、このような訴訟内容の具体的な金額や条件は示されず、ただ都合のいい言いわけ的な市政報告であったようであります。参加された市民の中には、安藤県議と服部市長の報告会であるから、安藤県議から155号線の進捗状況や今後の見通し等の話でもあるのではないかと、服部市長からは、今問題になっている庁舎建設の経過報告があるのではないかと、住民訴訟が起こった原因はどんなことなのか、正しくよく知りたと思って参加したが期待外れであったと嘆き、私のところへ録音テープを持ってこられました。報告会の内容も聞きながら、録音テープも繰り返し聞きました。

ほとんどの市民が、この重大な問題がなぜ住民訴訟までになっているのか、その真相がわかっていないのであります。また、その真相を、市民に具体的に正しく説明しようとしないうちに問題があるのであります。

私も経験上から、解決できるように補正予算を提案して、わずか1週間で、数時間の審議で議決するようなことではなく、会期を延長するなりして内容の精査、議論を深めるように提案し考えも述べてきましたが、服部市長は謙虚に反省することもなく、また監査委員会も同様に、本年度内には支出されない補正予算であると地方財政法を無視し、門前払いといった対応をしており、現状の市政運営には知れば知るほどますます不信感が募るばかりであります。そのため住民訴訟に至ったと解釈すべきであると私は思います。

服部市長は人の意見も謙虚に聞き、具体的に検討し、冷静かつ慎重な対応に心がけていれば、このような住民訴訟といった混乱にはならなかったと思います。

原告者の一人であります加藤さんは、以前から常に行政問題や市民生活等到大変関心を持っておられ、研究心の旺盛な方で、正義感が強く、オンブズマン的に悪いことは悪いと行政運営や議会活動に対しても堂々と苦言を呈したり、また、まちのために貴重な提言もされている方であります。以前、加藤さんの貴重なアドバイスによって、同報無線の入札においては1億数千万円安く契約することができ、貴重な税金を使うこともなく同報無線の整備ができた記憶があります。市長も承知されていることであり、議会の皆さん方も承知をされておると思います。

こうした人々の時には厳しい提言にも耳を傾ける力量がないところに服部市長の人間性の

問題があり、また地方自治体運営を円滑に進めていくべき市長の倫理観や洞察力の欠如が問題発生の原因であると言わざるを得ません。このような現状では、もう言いわけだけでは済まされないと考えます。

今回、特記すべき重要な問題は、弥富市のために住民訴訟という方法を選択せざるを得なかった原告団初め、原告団の支援者たちは身銭を切ってまで、私費で弁護士費用まで負担し合い、市民の貴重な税金を公正に活用し、無駄遣いにならないように戒めていることであります。原告団は、損害賠償を求めているものでもなく、市庁舎建設に反対しているのでもありません。何ら利益や名誉を求めているのでもありません。ただ、弥富市、弥富市民のために、正義感をもって、市長に対して市民の貴重な税金は公正に活用し、無駄遣いを戒め警告しているのであります。まさに市長の倫理観を促していることであります。

これらの市民の方々は、服部市長の最初の厳しい選挙戦で服部市長を擁立し支援してきた人たちであります。服部市長にとっては、大切な恩義がある人たちであるはずであります。服部市長は肝に銘じて対応を考えるべきであります。名張のように、予算執行してから市長が弁済判決を受けるようなことにならないように、服部市長のためにも前もって警告のために訴訟を起こしたと解釈すべきであります。まさに服部市長のためであり、弥富市のための訴訟であります。

しかし、それでありながら、市長は法廷で決着をつけると強気の姿勢で、市の貴重な税金を使って弁護士に依頼し、着手金費用31万5,000円を先月予算計上しました。もう円滑な行政運営は期待できない状況であります。市長が正当性を主張したいのであれば、この超高額な土地取得条件問題等について公開討論会を開催して、具体的内容を市民に公開し、堂々と討議、討論をし、市民の判断を仰ぐようにすべきではありませんか。顧問弁護士からも、市民によく説明し理解を得るようにすべきであると言われたと、市長は6月19日の議会で答弁しているではありませんか。

市民の貴重な税金は一円なりとも無駄遣いしません、市長の歳費は20%減額しますと訴えて、市民の支持を得て当選できた最初の公約、心がけはいつの間にか忘れられてしまったという支援者の無念さははかり知れないものがあります。服部市長を擁立、応援した私を初め支援者らも、市民に対してみんな責任を感じているところであります。

そこで、まず最初に、このような観点等から、これら市民の心情と市長の倫理観と責任、現状の対応についての認識を尋ねたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員に御答弁申し上げていきます。

最初に、私に対していろいろとお話をいただくわけですが、御意見として真摯に

承り、今後の行政運営に生かしていきたいというふうに思っております。

残念ながら、ここ数年、佐藤議員とはお互いに膝を合わせゆっくりと話す機会もございません。私の不徳のいたすところではあるとは思いますが、お互いの全くの信頼感を欠いているような状況でございます。しかしながら、今回も庁舎問題につきましていい機会をいただきましたので、私の認識も踏まえ御答弁をさせていただきたいと思っております。

庁舎問題に対するさまざまな問題につきましては、特に土地取得問題においては、議会においては総務委員長を委員長とする庁舎特別委員会を設置していただき、各委員と議論、協議を重ね、各委員にはおおむね御賛同をいただいていると思っております。また、全員協議会におきましても、多くの議員の御意見を賜り、大多数の議員に対して賛成をいただいているものでございます。

そうした状況の中において、6月の定例議会におきまして土地取得の補正予算を計上させていただきました。物件移転補償費1億530万円、土地購入費1億1,620万円の補正予算の議決をいただいたわけでございます。

議会の議決は重い、その裁量権は非常に重いものがあると私は強く認識をしているところでございます。議員各位の裁量を御尊重申し上げていきたいと思っております。しかしながら、反対された佐藤議員はこのことをどのように御理解していただいているか、私には少し理解ができないところでもございます。

その後、住民監査請求から住民訴訟へと至ったわけでございますが、大変残念ではございます。しかし今後、司法の場で本市の正当性を申し上げ、判決をいただけるものと確信しているところでございます。

庁舎の土地取得問題につきましては、その差し止め請求ということで司法の場に移りましたが、佐藤議員は、私の認識では、極めて原告の方々と同じ立場に立ってみえると思っております。被告は弥富市長であります。既に11月27日には、第1回の口頭弁論がスタートいたしました。そして第2回目が、12月26日にその口頭弁論が開かれるわけでございます。幾ら本会議場の御質問とはいえ、答弁を差し控えさせていただく場合もございますので、御了解をいただきたいと思います。

しかしながら、何度も超高額な土地取得条件問題ということでございますので、いま一度お話をさせていただきます。

物件移転補償費1億530万円についてでございます。私どもは、積算をする鑑定人を競争入札で決定し、その積算においては全て補償基準に基づき実施させていただいたものであります。建物、工作物、動産、不動産、立ち木、移転費、諸経費等々でございます。積算に対しては、信頼できるものでございます。

よく議員は、20年、40年経過したものがなぜこんなに高いというふうにおっしゃっておる

わけですが、建物の外見だけを見て補償額を決めているわけではございません。新しい場所で再建築した場合、いわゆる再築補償率に基づく補償額を提示させていただいておるところでございます。この物件移転補償費の資料は全て提出しておりますので、司法の間ではっきりしていただけることになろうというふうに思っております。

土地購入費総額 1 億 1,620 万円、これは 2 筆でございますけれども、現在お願いしている土地と産業会館の土地とでは、確かに鑑定評価額は 1 対 1.28 であります。また、公共用地の取得にかかわる補償基準も、私としては十分理解をしているつもりでございます。

しかしながら、隣地をお願いするということは、どなたが見てもいびつな不成形の形から使い勝手のいい成形の形と変わり、一体的な土地利用をすることにおいて建物の日影規制をクリアできるとか、あるいは駐車場をゆったりと確保できるとかいう形の中で、大きな効果を生み出すものと思っております。いわゆる庁舎建設に対する所期の目的を達成することができ、まさに行政の経営判断というふうに思っているところでございます。

監査請求の起きたときにも、監査委員の御説明にもありましたが、取得後の庁舎敷地は一体的に利用する効果もさることながら、道路路線に正面と北側のところに面するわけでございますので、その利便性も高く評価も高くなる、いわゆる側方路線加算という形の中でのことをおっしゃっております。

いずれにいたしましても、平成 23 年 3・11 東日本大震災の教訓として、老朽化し耐久性のない庁舎を一刻も早く建てかえる、災害時の司令塔として市民の安心・安全を確保するということが喫緊の課題であろうというふうに思っております。これは私の強い認識であり、また倫理観でもあると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15 番（佐藤 博君） 大分飛躍した話でありますので、そうした中で順次質問をしてまいります。

市長の市政報告会における発言内容に、大変私は疑問を感じております。

そこで尋ねてまいります。

市長は、監査委員というのは、その事業が執行された後でさまざまな数字をチェックしていくのが監査委員の仕事ですと。執行もしていないのにどうやって評価するのか、請求は却下されたら市民に市政報告をしておられます。

監査請求には、予算執行後の事後監査と、予算を執行してしまうともとに戻すことができず取り返しがつかなくなるため、予算執行前に行う事前監査の制度がありますが、市長は承知をされているかどうか尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 事前監査制度について承知しているかということでございますが、私

も会計を少し学んだことがございますし、今の立場でさまざまな一部事務組合等を含めまして監査役を担当する機会も多いわけでございます。詳しくはわかりませんが、事前監査については多少承知をしているところでございます。

通常の監査におきまして、よくあることでございますけれども、事務局員が監査委員の指示に基づいて、あらかじめ監査を実施する方法も事前監査の一つであろうと思っております。しかし、佐藤議員のお尋ねは、私は随時監査、いわゆる予算執行前に必要があると認めた場合に、監査委員が前もって監査を実施する、こういうことについては随時監査という制度があるということを承知しております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 各地方自治体のホームページによりますと、事前監査の制度は、それぞれの行為が行われることが相当の確実さで予想される場合も対象となります。このように記載されています。どこを調べても、年度を越えた監査はできないとはどこにも書かれておりません。

事実、私も調べてもらいました。静岡市を初め、たくさんの自治体のホームページ等、住民監査請求制度について調べてもらいましたが、今のそのような事前監査ができないということを書いてあるホームページは一つもありません。事前監査も非常に必要なんです。

確かに、予算執行後の事後監査は原則1カ年以内と明確に書かれています。今回の場合、監査委員は地方自治法第124条、相当の確実さをもって予想される場合のみと、予想される場合には当たらないから却下しています。これは事前監査の重要性が理解されておらず、ただ見解の相違では解決できない重要な問題であります。

事後監査で不正不当の監査結果が出されても、もとに戻らない結果もあります。不正不当な予算執行をたすべき監査制度であります。市長は、予算の執行後の監査請求よりも、不正不当な予算執行を事前に監査することによって予算の執行を差しとめることの重要性の意義を認識されておるかどうか、この点について再度伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

6月の補正予算は、そのときにも御説明をさせていただきましたとおりでございます。土地収用法に基づく事業認定を県からいただくための補正予算という形の中で、議会にも説明をさせていただきました。また、監査委員はその議事録において、平成25年度には執行されない、または執行される見込みがないという形の中で、住民監査請求を却下されたわけでございます。監査委員の立場というのは、その予算がおかしいとか、あるいは監査委員がその予算に対して意見を申し上げるということについては、私はその立場にはないというふうに思っているところでございます。

あくまでも予算の審議は議会、そして議員皆さんであります。そして、その裁量権は非常に大きい範囲があるということを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それでは、地方自治体の予算は、地方財政法からしても単年度の予算編成が原則であります。

最初から年度内には執行しないような予算を提案、議決するということはいかななものか。これはどこで聞いても全く不可解な問題だということでもあります。単年度予算決算の原則を逸脱した不適切な補正予算を提案、議決したという前代未聞の問題が弥富では発生したわけであります。

国政はもちろんのこと、地方自治体の財政運営は、本年度の予算は本年度内に支出する予算であるということが原則であります。最初から、今年度は支出しないというような予算を提案、議決、計上していることは当然あってはならないことであります。監査委員の使命とも関連があり、この点の説明を市民にわかるように、一度説明をしていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 6月議会で御説明させていただきました時点では、まず建築許可についてのスケジュールが12月中にはおりるだろう。その後、仕様に基づく事業認定の手続が3月までかかるだろうという想定のもとにお話をさせていただいております。

それで、その時点でスケジュール的に見ますと、税務協議というのはどうしても4月に入ってしまうという可能性が十分見込めたものですから、当時そういったお話をして補正予算を組ませていただきました。

この間の9月議会でしたか、緊急質問にもございましたように、予算の連続性についてどうだというお話がございましたので、確かにそのとおりであります。それで、当初におきましての説明の段階では、一旦予算が執行できない、できたら使いたいんでありますが、できないだろうという想定をしましたので、できない場合は流させていただいて、改めて新年度で予算を組ませてほしいということでお話をさせていただきましたが、緊急質問でお話ございましたように、連続性という意味から3月に繰越明許で補正をさせていただいて、引き続き予算として計上させてほしいというふうに答弁させていただいておりますので、現段階ではそのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それで現在、住民訴訟に入ってしまったので、事業認定についてはこの訴訟の決着を見てからというふうに担当課から聞いておりますので、執行については確実にできないだろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私は、この補正予算2億1,150万円は繰越明許の方法をとられるの

かということを質問しております、９月に。繰越明許の方法があるんです。質問しております。

しかし市長は、繰越明許は絶対やりません、こういうことを答弁しておるんじゃないですか。これ９月議会の議事録を見てもらえばわかりますが。だから、繰越明許という方法があるということを私は指摘してきておるんです。しかしそれはしないと、こういう説明であったから、来年度はどういうように予算編成をするのかと。同じものをまた予算で組むんだつたら、また来年度、結局監査請求が出ますよということも言ったはずであります。

その点について間違っておりますか、私の質問が。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そのときの佐藤議員の御質問については、議事録を見ないと正しいとか間違っているということについても判断できないわけでございますけれども、私どもといったしましては、そのような状況の中で、今後のスケジュールの中で何とかこの補正予算がということを考えておりました。ある意味では不確かな状況という形であったことは事実でございます。

しかしながら、こういう形で住民訴訟に至ったという形については、もうこの辺のところについてははっきりしなきゃならないということで、先ほど副市長からも答弁をさせていただいたように、３月議会において繰越明許という形の中で継続的な形にさせていただきたいということをお願いしているわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○１５番（佐藤 博君） きのう、大原議員からも、ころころと答弁が変わっていくじゃないかと、まさにそのとおりなんです。

私はちゃんと、そういうことがあると、繰越明許の方法もあると、そういうことは尋ねておりますから、今さらになって繰越明許をやりますというような言い方は通用しませんよ。

それから続いて、いろいろありますから質問してまいります、服部市長は今回の問題も、市政報告の中では、「最初から用地の取得について議会にきちんと説明し、議会の上承を得て進めてきました」と、テープの中にこのように出ております。これは私からいうと、全く弁解がましく、全く真実とは異なった報告であります。

経過のわからない市民からすると、きちんと手順を踏んで進めてきたのに住民監査請求が出されたり、なぜ住民訴訟が起こったのかと、間違った受けとめ方をしておられます。その真相を正しくここで説明します。

昨年の３月議会では、私の質問に対して、地主の方の協力が得られるとの答弁があったことから、昨年の３月７日に庁舎建設特別委員会が設置され、基本設計まででき上がり、昨年の１２月には基本設計図が市民に配付されたのであります。用地の問題については、ことしの

3月ですよ、1年後、ことしの3月になってから、1坪50万円の要求のため取得が困難になったと、市側は初めて議会に諮るようになったんですよ。初めから用地の交渉の経過というのは全然聞いていませんよ。協力がいただけるというだけだったですよ。だから基本設計までやったんですよ。基本設計が市民に配付されてから、ことしになってから用地が困難になったという報告であったはずですよ。

ですから、私が平成23年から2年以上かかりながら適正な用地取得条件をまとめることができているというこの怠慢の上に、市民に基本設計図まで配付した責任を追及しておるんです。基本設計費も支払っていること、用地取得条件の交渉がそうしたことから、より困難になったというのが一般の見方であります。したがって、超高額な用地取得条件に従わざるを得なくなったと私は解釈しておるのであります。

このような日時的経過が、用地取得条件の交渉を困難にしてきたことと私は市民に申し上げたいと思うのであります。この点は重要な問題であります。ごまかすことなく、正確に確認をしたいと思います。

補正予算が提案された6月19日の議会において、2年半もかかって用地取得条件をまとめることができなかつたのかと私が質問しました。市長は、「用地の交渉には3通りがあり、時間がかかっていたことは事実」との答弁があった。私が2年前からそのような話は聞いていないとただしたのに対して、市長は、「途中経過が示されていないということにつきましてはおわび申し上げなければ」と答弁しているんです。

初めからきちっと議会に諮って、きちっと議会の手続をとって進めてきたんですか、これで。議会に諮ったのはことしの3月からですよ。この点は間違えてはいけませんよ。この点は重要な問題であり、基本設計図を市民に配付したのに、このような議会に諮ってきた。重ねて強調しますが、議会に諮ったのはことしの3月からであります。

市長の間違った報告は、問題解決を今後より困難にすると思いますが、市政報告会の内容と事実関係について明確な説明を求めます。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 用地交渉の経過を議会に説明していないではないかという御質問でございますが、それは説明を受けたのはことしの3月からだと主張していただいておりますが、地主のお1人とは、平成22年11月から、買収及び代替地案での用地交渉をしてまいりました。しかし、条件的に折り合わず、借地なら応じてよいということでもございました。

本市には、市街化区域内では建物底地の借地契約というのは事例がございません。このことについては、議会のほうでも何回も御説明をさせていただきました。そして、各市に尋ねた結果、同様な借地契約の事例が見つかり、その条件と一時は地主さんと交渉がまとまり始

めました。

しかしながら、この借地条件という形については、議会のほうに御報告申し上げたら、建物底地でいわゆる借地契約をすることは正しくないのではないかということで、その各議員のほうからお話をいただいたところでございます。いわゆる借地ではだめだということで、再度やり直すことの機会をいただいたわけでございます。

購入することで交渉を続け、土地の価格では産業会館の土地と比較しますと1.28倍の差がありますけれども、おおむねの御了解をいただいたということで、議会のほうに御報告を申し上げた次第でございます。

そういうような状況の中において、私どもといたしましては全員協議会、そして庁舎建設特別委員会等々の議会の場において御説明をさせていただいております。決して3月からではないということを御報告申し上げていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 議会に用地がまとまるのが困難だということは、ことしの3月ですよ。前から聞いていませんよ、そんなこと。用地がまとまらないのに基本設計までやったということ、この事実はどうですか。違いますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新庁舎の建設に対して、用地を取得するということは大変重要な問題であります。また、建設に際しましては合併推進債、いわゆる90%起債、そして40%の交付税措置という形が活用できる。その状況の中で、財政負担が少なく将来世代の負担も少ないという状況の中では、議会と一致しているところでございます。

以前に対して、スケジュール等もお見せさせていただきましたけれども、先ほど来、副市長のほうからも話があったとおりでございます。非常にタイトなスケジュールの中で、最短の計画で私どもとしてはその当時はやってまいりました。

そして、当時合併推進債の発行時期というときには、あと4年数カ月という状況にございましたので、目標達成するまでに基本設計案がまとまりましたので、市民の皆様にお知らせするという形の中で基本設計を出させていただき、パブリックコメントを求めたわけでございます。

その前提ということに対して、基本設計案を提案させていただいたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 全く私の質問に対する答弁じゃないですよ。

私は、用地交渉の困難になったというのはことしの3月からですよ。その前に基本設計は終わっちゃっておるんだ。だから、市長は最初から用地の取得について議会にきちんと説明、

全然議会に説明していませんよ。何のまとももない中で基本設計やったんだから、それは地主さんとしてはかなり強気になりますよ。

何でそれじゃあ、基本設計を市民に公表する前に用地の取得条件をきちっと決めておかなかったのか、その点について、市長どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 用地取得の問題につきましては、私も3通りの方法があるという形の中で、先ほども答弁の中でお話をさせていただきました。1つは賃貸契約もあるだろうし、あるいは代替地の問題もあるだろうし、土地買収の問題もあるという中で、交渉を進めてきたわけでございます。

基本設計という段階においては、さまざまな形でそれに添付する書類が必要となってくるわけでございます。そうする中において、土地契約をするというような状況においては、土地収用法におけるいわゆる特別控除ということに対しては、その控除が受けられないという中で土地契約を結ぶことはできないわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 全く言いわけだけです。答弁じゃないですよ。そんなことをいっておったら、この問題はいつまでたっても解決できんですよ。間違っておったところは間違っておった、怠慢であったところは怠慢であった、議会にきちっと諮るべきところが諮ってなかった、そういうことはきちっとすべきですよ。

まあその点は、市民の皆さんにも、基本設計が終わって、そして用地交渉が難航したということだけはみんなわかってもらうようにしたいと思っております。

続いて、市長は先ほども言いました。市政報告会で土地の評価額について、市長は市役所用地として一体的に使用すれば価値が上がる、こういうような今の報告をしております。

これは私は監査委員に質問したときにも申し上げたことでありますが、民間であれば投機的要素もあったり活用評価で判断できるけれども、公共用地の場合は、その時点で、その場所において鑑定評価額を基準にして評価すべきであります。見込み評価をするようなことになると、公共用地の取得は全て高く評価しなければ取得ができなくなるのであります。

一例を申し上げれば、例えば道路用地の取得の場合、道路ができればその隣地の土地は高くなります。だから、道路用地を買おうとするときに、隣地の評価が上がるからその上がった評価額で買えというようなことになったらどうしますか。そんなことだったら、もう道路の用地は買えませんよ。公正な用地取得はできなくなりますよ。

その時点で、現状の鑑定評価を基準にするのが常識ではないでしょうか。この点について、市長はどう考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御質問にお答え申し上げます。

私ども、土地の価格を求める場合においては、国の定める公共用地のいわゆる取得にかかわる補償基準という要綱がございます。これについて行っているわけでございますけれども、この基準に基づいて土地の正常な取引価格を求める場合には、市が取得した後の将来に生ずる価値を考慮することができないということにもうたっております。

それは確かにそういう状況の中で、鑑定評価額の1対1.28ということが生まれておるわけでございますが、最初に私もお話をさせていただいたように、今回この購入予定地が庁舎敷地として一体的に利用すれば、いわゆる日影規制の問題であるとか駐車場の問題であるとか、そういったことに大きな効果を生み出すということは言えるわけでございます。また、側方路線加算という状況の中においても、大きな産業会館のほうの土地との乖離はないというふうに申し上げてきました。これはまさに行政の経営判断という形で御理解をいただきたいと思っております。

今後においては、議会の同意、議決の手順を踏まえて庁舎用地として取得していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、今回の場合は見込み評価で正当だという判断ですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そうではありません。いわゆる6月の補正予算に認めていただきました土地購入費及び物件移転補償費がそのものの額でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、市役所用地として一体的に使用すれば価値が上がるといような、市民に報告はどのような意味があるんですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この土地を取得させていただきまして、いわゆる一体的な土地利用という形の中で新庁舎を建設することに対するメリットということについて、市民の皆様には御理解をいただくように説明をしていきたい。12月15日にも事業説明があるわけでございますけれども、そういった形の中でも説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうするともうすぐ、なかなか進んでおりませんが、県道、国道、こういうようなところの用地買収も弥富市が積極的に協力をしなきゃできない。そうの中で、家屋補償やあるいは用地取得がそんなようなことで、道路ができれば高くなるんだから、一体的に活用したら高くなるんだからこの用地は高く買ってくれと、あるいは高く

交換をしてくれというような要求が出たときには、市長はどのような対応をとられますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもは、その土地を収用するときにおいては、やはり地権者や地主の皆さんとしっかりと話し合いを進めながら、いわゆる土地の収用に対するさまざまな私どもの要領、要綱につきまして御説明を申し上げ、御理解をいただこうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がなくなりますから、このことだけにかかっておれませんが、ということは、そのときそのときで都合のいいように解釈をしてやっていくと、こういうことだね。

それじゃあ、次へ進みます。

○議長（佐藤高清君） 修正答弁、服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、佐藤議員がおっしゃった最後のお言葉につきましては、決してそうではないということだけ申し述べておきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） しかし、結果的にはそういうことですよ。いいですか。

そこで、私は産業会館のあるあの土地の活用評価についても、これは非常に重要な問題だと思っておりますので、再度確認をしておきます。

産業会館のあるあの用地の南側から800平米を、240坪ですね。交換用地として提供し、さらに近い将来、北側を国道1号線の拡幅で提供するようになると、全体の敷地は約3分の1少なくなることになります。面積が少なくなった場合の活用評価は減少することになると思います。

土地の評価は、一般的に低下するのではなかろうかと思いますが、この産業会館の土地の将来の評価を市長はどのように考えておられるのか、承りたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 土地の評価をする上において、一番前提となるのが正面路線価ということでございます。

したがいまして、産業会館の土地につきましては、今代替地を出した状況と今の状況と比較しまして、正面路線価また側方路線、これが1号線、平和通りというのは変わらないものでございますので、面積比例で減ることはありますが、単価で減るというふうには捉えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

- 15番（佐藤 博君） 今の路線評価でいくとというのは、路線評価だったら1対1.3ですよ。鑑定評価は1対1.28なんですけれども、路線評価のほうが高いですよ。

それと、土地が活用するというのはやっぱり敷地面積が、規模によって大きく変わるんですよ。小さい面積であれば評価は安くなる。ところが、貴重な広い面積であつたら価値は当然高いものになるんですね。そういう認識はありませんか、総務部長。

- 議長（佐藤高次君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 今1.28とか1.3とおっしゃってみえますのは、これから庁舎のために取得しようとしている土地と産業会館の土地の比較は1.28、1.3ということでございます。それで、取得しようとする土地が取得できたときには、あそこが一体というふうに捉えて、正面路線が平和通りになりますのでということでございます。

それで、要はあそこの取得しようという土地の正面路線が変わることによって価値が上がると。産業会館のほうは、たとえ代替地として出してそこの用地が減っても、正面路線、また側方路線ですか、そちらのほうが変わらないものでございますので、価値は下がらないというふうにお答えしたということであります。以上でございます。

- 議長（佐藤高次君） 佐藤議員。
- 15番（佐藤 博君） 全く考え方が私と違うんです。土地というのは、ある程度規模によって評価は変わってくるんです、これは。路線価は変わらないかもしれんけれども。まあいいわ、その点を今やっておったって時間が過ぎるから、次に進みます。

次に、補正予算2億2,150万円は今後は繰越明許費でやると、こういうことに言明をされたようですが、間違いありませんか。

- 議長（佐藤高次君） 大木副市長。
- 副市長（大木博雄君） そのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（佐藤高次君） 佐藤議員。
- 15番（佐藤 博君） そうすると、この補正予算額でこれから監査の問題、あるいは訴訟の問題もきちっとこの価格で議論をしていくと、こういうことでいいですね。わかりました。

続いて、もう1つつけ加えておきますが、用地の取得が円満に解決しなければ県の事業認可も厳しくなり、建設はおくれるようになるのではなからうかと。また、場合によっては不可能になるかもしれません。

その場合の責任について、市長はどのように考えておられるか。

- 議長（佐藤高次君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 住民訴訟という形の中で、司法の場に移っているわけでございますので、その点については明確にお答えするわけにはまいらないというふうに思っております。

できましたら、3月議会でその進捗状況を踏まえてお話しできればというふうに思ってお

るところでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 参考のために申し上げておきます。

曾野綾子さんの著書「人間にとって成熟とは何か」の中で、次のように表現されています。諦めることも一つの成熟であり、メンツにこだわり過ぎて失敗することもある、こういうくだりがあります。参考に申し上げておきます。成熟とは何であるかといったら、果物が熟すること、また人間の体や心が十分に成長すること、場合によっては物事をきちっと解決すること、こういうように成熟とは捉えておるわけです。参考に申し上げておきます。

一日も早くこういう問題が解決をして、そして市民の期待に応えられるような対策を私は市長に要望しておきたいと思います。

そこで、私はこのような問題が起こったことに対して、私なりに勉強もしなければならないし、先日、愛知県の職員のOBの方でこうした行財政関係の専門家である人にいろいろと相談をし、指摘も受けてきましたので、今後の参考のためにあわせて順次質問していきます。

最初に、私の経過説明を受けて、どのようなことが言われたかと。

このような土地取得条件については問題もあり、住民監査請求は弥富市にとって重要なものと考えられるとの認識がありました。その理由は何であるかということ、基本設計まで進んだ中で土地取得がまとまっていなかった点は当局の責任であり、また支出できないような予算を議決するようなことには配慮が足らなかった、問題があると考えられる、こういう見解でありました。私と一緒にのことですね。

その中で、さらにこのような将来的にまちづくりの中心となる市役所はどうあるべきか。防災、安全性、機能的な事務室や会議室の配置、市民全体が利用しやすい場所、交通アクセス、建設費の経済性、庁舎の維持管理費など行財政問題の経験者やまちづくりの専門家、学識経験者等を中心とした基本調査委員会による基本調査を最初にやる必要があったのではなかったかと、こういうように指摘を受けました。

もう時間がないので簡潔に言います。今回の検討委員会のメンバーからすれば、議会の代表も出ておられますけれども、どちらかといえば区長さんだとか充て職の人が中心でありますから、どうしても市側の説明にイエスマンになりがちで、専門的な見地からの意見、見解というのはなかなか求めることができなかった、こういうふうに思っております。

そうすれば、今回の基本構想も基本設計も全て仮のものとして、広く市民の意見も交えて議論し直すことも生じてくるのではなかろうかと、こういうように私は感じたのであります。まあ市長に聞いてもできないと思いますから、私は意見として申し上げておきます。今後また、次の機会にきちっとします。

それから、ボーリング調査費1,034万円が支出済みになっていますが、高過ぎるのではな

いかということであります。

この地域には、地盤沈下のためにボーリングによる地質データが愛知県にはあり、箇所によってそのデータに補足するのが一般的で、せいぜい300万前後で調査はできるのではなかったかと、こういう指摘を受けたが、その点について市側はどのように考えておられるか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） その前の前段でお答えをさせていただきますけれども、検討委員会のメンバーがイエスマンであったというふうにおっしゃっているわけですが、まことに心外な御発言であろうと思っております。そうした形では、各委員は皆様それぞれの責任のもとに自分の意見を持って会議にも出ていただいたわけでございます。議会からも、議長がメンバーとして参加をいただいたわけでございます。

そして、基本構想がまとまり、先ほど議員がおっしゃったようなさまざまな項目についてはこの基本構想にまとめさせていただきました。もう一度御熟読いただければ幸いかなあというふうに思っております。

また、ボーリング調査の件でございますけれども、御質問によるとせいぜい300万円ぐらいでその調査ができるんじゃないかというようなことが言われておりますけれども、どなたがおっしゃっているのか私は少しわかりませんが、この地質調査につきましては、前にもお話をさせていただいているように7者の競争入札によってその受注者を決定し、調査を依頼したわけでございます。

この内容におきましては、ボーリング深度、地下の深度は65メートルから55メートルというようなところの調査を3カ所、3本行ったわけでございます。これは地盤の許容応用力及び基礎ぐいの許容支持力ということを求める調査でございます。また、今回の庁舎につきましては、液状化対策という工法を取り入れていきたいという状況の中で液状化調査をさせていただきました。

いずれにいたしましても、しっかりとした地質調査がなければ安心して庁舎はできないわけでございます。そういうような状況で、事あるところの事前でのデータを活用して、その実施設計をしていくわけにはまいりません。そうした形の中で、しっかりと責任をとっていただくということになるわけでございます。

ちなみに申し上げますけれども、愛西市が今庁舎の問題に割れておりますけれども、この地質調査の金額も1,050万円で、ほぼ私どもと同額でございます。そういう状況の中での地質調査であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間もないので申し上げますが、このボーリング調査費については、もうちょっと一遍研究をされるといいですよ。県にはあるんですから。そこへ持ってきて、

市長は今検討委員会について言われたが、検討委員会の中に建築だとか行財政だとかという専門の方は入って見えましたが、どうですか。

私は失礼な言い方をしたということではないですよ。そういう人たちの専門的な意見も聞けるような、最初に調査委員会をつくったほうが妥当だったという指摘を受けておるんですよ。専門家はいましたか。いいですか、間違えていけませんよ。

最後に、市ともなれば個別外部監査制度も必要ではないかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 個別の外部監査制度ということは一つの制度としてはあると思いますけれども、私どもとしては、識見を有するという状況の中においては、公認会計士のいわゆる監査員をお願いしております。そういった意味においては、適正そして公平に監査をしていただくということで適任者だと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がありませんから、大事な問題を1つ私は指摘していきたいと思えます。

この前の16日のように、服部市長が、ある市民は私が悪事を働いているようなメールを出していると、こういうようなことを言われたということでひんしゅくを買っています。きちっとしたものを市民に報告していないから、そういう疑いが出ることは当然なんです。また次の機会に、私がきちっとやります。

2番目の問題については、3月議会でやります。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、体育館施設の使用について。

スポーツの普及に伴い、体育施設を利用する団体が年々ふえています。利用時間の重複などで希望時間に確保できない団体も少なくないのではないのでしょうか。

現在の利用区分として、体育施設は火曜日から土曜日、午前9時から午後0時までの3時間、午後1時から5時までの4時間、そして夜間として午後5時から午後9時半までの4時

間30分の3つのサイクルになっています。日曜日、祝日の場合は9時から5時までということになっていますが、しかしながら、平日の夜間の時間帯におきましては、午後5時から活動を始める団体はなく、ほとんどが7時から7時半ごろから始めているのが現状ではないでしょうか。

午後5時から7時まででは、全く利用されていない時間帯です。使用料に関しても、四時間半借りても実際活動する時間は2時間から2時間半でも同じ料金ということになります。そのため、1つの団体が夜間の時間帯で入ってしまうと、そのあいている時間帯にほかの団体が利用しようと思ってもできない状態になっています。

時間の有効利用として、夜間の時間帯を午後5時から午後7時までの枠をつくり、2つに分けてはどうかと考えます。一つの案として、そこに小学生や中学生などのスポーツ等に利用してもらってはどうかと考えます。もちろんそれには限りませんが、市として、このような時間の有効活用をどのように考えてみえますか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥富市におきましては、体育施設がございます。それ以外の施設もありまして、それぞれ市民の利用に供しております。

それで、時間帯の区分でございますが、これはおおむねどの施設も午前、午後、夜間に3区分されておるという状況でございます。まだ全部の団体を調べたわけではございませんが、県内のいろんな団体を見ましても大体こういった分け方という形になっているのが現状でございます。それで、夜間とは何時からかと申しますと、午後5時から閉館までという施設が大部分であるという現状でございます。

その夜間につきまして、2つに分けてはどうかという御質問でございますが、施設の利用状況は各施設ごとにそれぞれ異なっておりますので、そういった利用状況を踏まえながら、来年度調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） これは次の項目にも関連してくるんですけども、現在どこでも3つのサイクルに分かれているから、こういう現状だというんですが、体育館施設の使用料金についてもですが、それについてお聞きしたいと思います。

現在の体育館施設の使用料なんですけど、今午前、午後、夜間という3つに分かれているというお話ですが、私は今回体育館施設でお伺いしているんですけども、社会教育センターが午前の9時から0時までの間に1,260円、そして午後の1時から5時までが1,580円、そして夜間の5時から9時半までが3,160円となっております。

十四山スポーツセンターにおきましては、同じく午前で1,600円、午後で2,100円、夜間で2,100円、コミュニティセンターにおきましては午前では1,160円、午後では1,470円、夜間

では3,060円、十四山体育館におきますと、午前ですが1,600円、午後でも1,600円、そして夜間だと2,100円、十四山公民館におきましては午前が1,600円、午後1,600円、夜間2,100円、そして学校施設になりますと午前で1,260円、午後で1,580円、夜間で3,160円と、ばらばらの感じがするんです。

この使用料というのはどのように決められていますか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在の市の管理している公の施設の使用料につきましては、近隣市町の類似施設や過去からの経緯などを考慮していることから、必ずしも統一した考え方のもとに積算されているものとは言いがたい面があるのも事実でございます。

使用料というものは、ある行政サービスを特定の方が利用するという前提から、利用する方と利用しない方との均衡を考慮しながら、行政の関与の割合を明確にし、負担の公正を確保していかなければならないと考えております。

この施設の維持管理に係るコストを考慮しながら、公費負担と受益者負担の割合を明確にするように、ただいま議員のほうから御指摘のありました体育施設の使用料を含め、市の管理する全ての公の施設の統一的な使用料設定基準の策定の必要性は感じているところでございますので、来年度に調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 今現在、この使用料を見ますと、十四山地区におきましてはスポーツセンターも体育館も公民館もみんな同じ値段ということで、恐らくこれ合併時に全然変わらずにそのままの値段で来ているからじゃないかなあと思うんですが、十四山スポーツセンターの設備と十四山公民館の設備と比べてみますと、どうしてもスポーツセンターのほうがいい条件で使うことができると思うんですね。そんなところにも、やはり社会教育センター、十四山スポーツセンター、各コミュニティセンターなどは同じ条件で使える施設なので、そこら辺を料金の統一と十四山体育館、公民館、学校施設などはシャワールームもないし、更衣室也没有せん。そんなところが同じ値段では、やはりいいほうに集中するのは当たり前の話ではないかと思います。

そこで、1時間当たりの使用料を決めて、そこに夜間ですと照明とか、夏になりますとクーラーを入れたり何かしたときに空調設備料を決めていったらどうかなあと思います。

スポーツをする人が気持ちよく汗が流せるように、弥富市の体育施設も料金統一で設備がきちっとそろっているところ、そうでないところの差をつけて。

〔発言する者あり〕

○3番（鈴木みどり君） 差はついてないと思います。

例えば、学校施設は鍵をコミュニティセンターまで返しに行かなきゃいけないという一つ

の手間がかかりますね。そういうところで、私もスポーツをやっていますので、ちょっと面倒だなあと思うところもありまして、どうしても学校施設よりもコミュニティセンターとか、そういうところのほうがいいなと思ってしまいますのであります。なので、皆さんが楽しくスポーツができるように、市のほうも考えていただきたいことを強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は、学校教育の出前教室についてお伺いしたいと思います。

この10月に、私たちは東日本大震災の被災地であります宮城県七ヶ浜町、石巻市に視察に行かせていただきました。被害に遭われ、対処された市役所の防災担当者から、一番大切なのは、自助、共助、公助と言われる中、やはり自助が一番大切だ、そう話されました。

そのためには何が必要なのか。それは日ごろから家族で災害に遭ったときどうするのか、どこに避難すればいいのかを話し合っておくこと。そして、日ごろから被災に対する訓練をしておくこと、子供のころから防災教育をしていくことと話されました。

そこでお聞きしますが、現在、弥富市では小学校などでどんな防災教育をしていますか。お願いします。

- 議長（佐藤高清君） 服部教育部長。
- 教育部長（服部忠昭君） 鈴木議員の御質問の、防災教育は実施しているかについてお答えさせていただきます。

各小・中学校とも防災訓練の事前学習で地域の特徴、地震、津波について、液状化などについても学習をして、防災訓練では地震、火災の場合の避難の仕方、地震、津波の場合の避難の仕方、実際、父兄に児童を引き取りに来ていただく引き取り下校、全ての学校ではありませんが保育園児を連れて避難誘導訓練を行っておりところがございます。

3・11東日本大震災以後、外部講師を活用したりして、子供だけではなく保護者の参加も呼びかけ実施しております。また、より子供たちの意識を高めるために、小学校では市内在住の阪神・淡路大震災の体験をされた方を講師にお願いして、防災について学習しております。中学校では、水害について各学年でテーマを持って学習したり、中学生にもできる災害時の行動や対応について学習をしたり、その発表会等を行っている学校もございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3番（鈴木みどり君） もし大きな災害に遭った場合はもちろん、自分の身は自分で守るという教育は大切です。これは日ごろの訓練から身につくものです。

ここ2年にわたり、夏休みを利用して十四山公民館でサバイバル体験教室が開催されています。これは防災教育として身をもって実践すると、とてもいい経験ができるものです。身近なもので明かりをつくるキャンドルづくりや、町歩きをしての危険箇所の確認、避難場所

での段ボールで自分の寝床をつくること、ハイゼックス炊飯で自分の御飯をつくること、ロープワークでの結び方の練習、着衣水泳、いろんなメニューが折り込まれています。この行事は、市内の小学生、4年生、5年生、6年生、全員の児童に案内を出しています。にもかかわらず、残念なことに参加者は少ない状況です。

この弥富市で災害が起きた場合、被害が一番大きくなるかもしれない栄南学区での参加者はいませんでした。開催場所となっている十四山地区、そして大藤学区などでも参加者はゼロです。参加した子供たちは、楽しくとてもいい体験ができた、また参加したいという感想を述べていました。東日本大震災から2年半たっているわけですが、意識は薄れてしまったのでしょうか。

これがもし学校教育の中で折り込まれていたのなら、保護者も子供たちももっと意識が高まるのではないかと考えます。学校教育と社会教育の違いはあるものの、この体験教室が防災教育としてはとてもすばらしいものだと思います。

私は学校教育と社会教育の連携が必要ではないかと考えます。保護者の方の災害に対する意識はもちろんのこと、子供たちにもぜひ関心を持ってもらいたい。そのためにも、夏休みの出校日などを利用して実践的な防災教育をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 夏休みの出校日などを利用した実践的な防災教育について、お答えさせていただきます。

十四山中学校では、夏休みの出校日に学校が指定した避難場所から学校までの危険箇所の確認を行って、より安全に避難ができるよう取り組んでおります。これらのことを他の学校にも紹介しまして、地域の実情に応じた防災教育の指導を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 例えば、電話一つにしても災害時にはつながりにくいこと、そんなときはどうすればいいのか。171の伝言サービスの利用の仕方や、また119番通報などの電話のかけ方、けがをした場合の応急処置など、これは中学生なら十分できると思います。消防署などの外部からの講師を招いて、学年に応じた出前教室を依頼してみてもどうかと思います。

もちろん防災面のことだけではなくありません。福島原発の事故以来、日本の環境やエネルギーが今日本でどうなっているのか。3・11の震災前は、地球温暖化CO₂の削減に日本中が取り組んでいました。これから将来どうなっていくのかを、次世代を担う子供たちに伝えていかなければなりません。

この点については、何か取り組んでいますか。

- 議長（佐藤高清君） 服部教育部長。
- 教育部長（服部忠昭君） 環境教育への取り組みについてのお尋ねかと思いますが、各学校では年間の指導計画の中に環境教育が位置づけられております。

学年によって取り組む内容は異なりますが、社会科の国土と環境、理科の人と環境などの単位では公害や環境破壊の問題について、その原因や影響、自分たちができることを考える学習をしております。道徳では、よりよい環境づくりと環境の保全は一人一人の不断の努力によって支えられるものであることを認識させ、正しい郷土愛、人間愛の心情を育てるようにしております。家庭科、私たちの消費と環境では、賢い消費者となるため商品選択や意思決定の能力を育て、特に省資源、省エネルギー、資源回収に心がけさせることを指導し、環境にも関心を持ち、未来に向けて環境の保全が考えられる子の育成を目指しております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 鈴木議員。
- 3番（鈴木みどり君） 持続可能な社会づくりのためにも、地域の人、各種団体、会社などを巻き込み、行政、学校と連携して子供たちに学習する機会を与えていくことが必要だと思います。

弥富の子供たちが自分の命を自分で守れるよう、また広くは地球環境を考えることができる、そんな子供に、またさまざまな興味を持ち学習する子に育ってほしいと思います。そのためにも、今後も積極的に出前教室を取り入れてくださることを要望して、私の一般質問を終わります。

- 議長（佐藤高清君） 次に山口敏子議員、お願いします。
- 12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

通告に従いまして、3点質問させていただきます。

初めに、市内通学路の整備についてです。

弥富市には3つの中学校区、8つの小学校区があります。現在、中学校は生徒が自転車通学になっているため、学校近くの道路は歩道が広く、自転車も通行できるように整備されていると思われます。特に、一番新しくできました弥富中学校付近は、この整備が進んでおります。

しかし、どうでしょう。小学校の通学路については、まだまだ大変整備が進んでいない、細い道路だったりするところがあります。特に、市内で一番厳しく危ない学区の通学路は白鳥学区のように思われます。この通学路は、大型ダンプ、大型トラック、通勤の乗用車が数珠つなぎになっているその隣の車道を、20センチの高さの縁石で隔てられた歩道を通学路として使っているところもあります。

この道は、登下校のときには子供たち、それに地域の住民の方々が生活道路として重要な

道路になっていると思います。県道、市道、管理は大変と思いますが、この厳しい道路にガードレールを取りつけることはできないでしょうか。そうすると子供たちも安全に通行できるとと思いますが、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 御質問の通学路などの歩道の安全対策につきまして、お答えをさせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、平成24年度におきまして通学路における交通安全に向けた緊急合同点検を実施しております。この中で、通学路の歩道につきましても現地確認を実施しているところでございます。

この点検を受けまして、交通安全対策を必要とする箇所においては、防護柵の設置、通学路看板の改修や路面標示などを行うこととしまして、本年度より順次整備を進めているところでございます。県道におきましても、同様にこの点検を行っており、順次整備が進められておるところであります。

御指摘の箇所につきましては県道と思われますので、愛知県のほうへ要望をしまいたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 今後、このガードレールが早く取り付けられるように、子供たちの安全、地域住民の方の安全のためにも、早急にできることを願っております。

それから次に、市内には8つの小学校、9つの保育所があります。8つの小学校のうち、交通量の多いそこを通る桜小学校の通学路にはカラー舗装がされて、私たち車を運転するときも、そこを歩く児童でも住民の方にも、ここは注意をしなければいけない道路だなと、かなり効果があると思われます。

そして、次に新しくできました日の出小学校付近の道路も、ここはかなり交通量の多い道路です。ここは赤で「学童横断注意」と、かなり目立つように道路に書かれております。これも運転される人、そこは注意する道路だなと、すごい効果があると思われます。

市内には2つの学区、弥生小学校と大藤小学校が保育所と小学校が隣接してつくられています。この2学校とも比較的ゆったりとした地域、周りが田んぼであったり畑であったりして、そういう地域につくられておりますが、やはり小学校の登下校時間と保育所の送迎時間が重なることがございます。

小学校の児童には徒歩で、保育所は自転車または車として、子供たち、児童たちが参ります。車、人双方とも注意を促すためにも、学校、保育所近辺にはカラー舗装をしていただければ、そうするとより安全な通学路になるのではないのでしょうか。早急に実現ができるといいなと思いますけれども、御考慮をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 小学校、保育所付近の道路に、注意を促すカラー舗装の実施をということにつきましてお答えをさせていただきます。

路面標示などにつきましては、交通の危険箇所や通学路などにおきまして、カラー舗装や交通安全を促す文字、そしてドットマークというものを設置しております。また交通安全対策費といたしまして、ことし9月補正で増額をさせていただいております。

したがいまして、小学校、保育所の周辺におきましてもカラー舗装や路面標示など、危険箇所に対応しました安全対策を順次進めさせていただきまして、交通安全を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。順次、弥富市内の保育所、小学校の周りがカラー舗装されて、より児童、子供たちが安全に通行できるのを待っております。ありがとうございます。

それから次に、弥富市にも防災公園、平成の命山の造成をしてはということで質問させていただきます。

弥富市は、弥富市各戸に配られたハザードマップを見ますと真っ青で、唯一鍋田ふ頭付近の工場地帯が一番高い場所を示す黄色、それに昔から堤防だった場所ですね。筏川、鍋田川、その近辺は細長くですけれども黄色に色づけされております。

今年度、弥富市は南部コミュニティの隣に防災センター、十四山地区には十四山中学校、孫宝排水機場の屋上に上がることができる屋外避難階段ができました。今後も、このような屋外避難階段がつくられることはあるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、建物に対する避難ということを中心に考えておりますので、今後もこういった屋外階段といったものを考えてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 今後とも公共の建物の屋上には避難階段が順次つくられるということ。

11月18日付の中日新聞、このような特集の記事が出ました。ここには、静岡県袋井市で造営されている平成の命山の記事が掲載されていまして。「江戸の知恵人工高台」「高潮から身を守る「命山」」と大きく書かれております。江戸時代、330年ほど前、台風による高潮で約300名の方が犠牲になった。地元の古文書によると、生き残った村人が高さ5メートルの「中新田命山」や高さ3.5メートルの「大野命山」をつくり、その後水害の被害から免れ

たと言われて、そういう文章があったそうです。

南海トラフ地震被害想定では、今のこの史跡となった2つの命山がある国道付近に浸水区域が、周囲では海拔2から3メートルの低湿地帯であるため袋井市にも高台が見当たらない。東日本大震災後、危機感を抱いた住民の間で持ち上がったのは、平成の命山をつくろうではないかと地元の自治会の連合会の方が命山造営の要望書を市長に提出し、住民と市が協働で実現に取り組んだというような記事でございました。袋井市は、遠州灘から1キロ離れた国道150線沿いにこの平成の命山を昨年の10月から工事が進められ、平成の命山として今月12月に完成、そういう記事でございました。

袋井市も弥富市と同じように津波避難タワーもつくられております。このタワーと命山の比較、値段とか費用対効果とか、そういうことが記載されておりました。タワーと命山の特徴としては、命山は、ふだんは公園として市民に開放されて使えます。そして、有事のときには避難場所として、ふだんの防災教育の場所としても使える命山でございます。平たんな弥富市にも、人工の高台、命山の造成はどうでしょうか。市有地の活用にも一緒に考え合わせれば有効活用になると思いますけど。

それから、耐用年数としては、この命山は永久的に使えます。避難タワーですと、やっぱり50年ほどの耐用年数と言われております。災害公園の平成の命山が市民の集いの場の一つと、ひとつ考えてはどうでしょうか。御考察をお願いします。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘の中日新聞の記事につきましては、私も読ませていただきました。

当市におきましても、命山ではございませんけれども、各学区に防災広場の建設を計画しておりました。東日本大震災以降、避難場所には高さが必要だとの判断から、議員も御承知のとおり、24年3月議会で防災広場から高さがある建物への避難へと方向を変更しております。具体的には、議員もおっしゃいましたように南部の防災センターでございまして、十四山中学校の屋外階段といったものが設置されておるわけでございます。

命山の建設につきましては、概算の設計でございまして、ちょっと試算してみました。約3,000平米の土地に、弥富市の場合非常に低い地盤だということで、約7メートルほどの高さに造成したという仮定でございまして、その結果といたしましては、収容人数は1平米1人の換算で約600名ほどということでございます。ちなみに、建設費は8,200万円ほどという試算が出ております。

市の所有する土地に建設する方法もありますが、必要な場所に設置することは非常に難しいことかなと思っております。そうなりますと、土地購入に対する経費といったものがかかるといったことで、設備だけで済む屋外階段等とはまた違う費用が発生するといったことも

考えられると思います。

そういったことから、建物の屋上を避難場所として活用することが費用対効果的にすぐれているのではないかなという結論に達しております。また、当市は軟弱地盤でございます。これだけの土盛りをした場合、その土圧というものによって隣接の地盤の隆起も可能性があるといった御指摘もいただいております。

以上の結果でございますけれども、現段階では建物に避難といった方針の変更は考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 先ほど、試算をしていただきましたということで3,000平米、それから8,200万円ぐらい。この袋井の命山はもっと規模が大きくて、敷地面積が6,400平米で建設費も1億4,000万ということで、弥富は結構安くできるんかなあと思ひまして、3,000平米にぴったりの土地があったということで、私は思い出したんですね。

稲元地区が一番今弥富で低いということで、昔から言われております。ちょうどぴったりの3,000があるから、あそこにつくったら一番いいのになと、ちょっと短絡的に思ったんですけども、太陽光、太陽光ときのうの一般質問も出ておりましたけれども、太陽光もいつかどうなるかわかりませんけれども、永久的なる命山も公園として使える、子供たちも遊びに来たりすることができるということも一つ頭の中に、これから変更することもあるかもしれないので、変更したときには稲元のあの土地を入れていただけたらと思ひました。これは私の希望的観測でございますけれども、弥富市にも命山があつて、公園になったらいいなあという希望的で、一応お話をさせていただきます。

次に、弥富市には電柱などに避難場所案内看板がかなり立ってきております。これは避難所がどこにありますとかということの看板です。

弥富市民の大多数の方は、50年前、この地方を襲った伊勢湾台風の災害を知らない人、経験されたことがない、そういう方がだんだんと多くなってきていると思ひます。伊勢湾台風は、阪神・淡路大震災、今回の3・11の東日本大震災が起きるまでは、それまでは日本で起きた最大級の災害でした。50年前の伊勢湾台風から日本の災害に対する対策がスタートしたと思ひれます。

現在、スーパーなどで売られておりますインスタントラーメン、インスタント食品はその後に開発されたと思ひれます。私たちはあのころ、もしああいうインスタントラーメンがあったら、ひもじい思いをしなくても済んだがなあというあのときのつらい思い出、経験が今に生かされていると思ひます。

当時の弥富市は、2カ月半ほど水没しました。12月に入り、やっと仮堤防ができ、少しずつ水が引き始めたことを思ひました。これは先人の方々の努力で、この54年間水害による大

きな被害が起きていない。この弥富市、海拔ゼロメートル地帯の弥富市ですが、排水事業がしっかり機能しているおかげだと思っております。

市民の皆さんに、50年前の水害で大変だったけど、安心・安全のまちですと知っていただくためには、伊勢湾台風は本当は負の遺産でございますが、この負の遺産を二度と起こしたくないという貴重な体験、そういうことを知っていただくためにも大切な遺産だと思います。市の公共施設などには、当時の水位の看板があります。そこに今電柱などにあります1次・2次避難所の指定をされていますよ、ここは公共施設でありますよという看板のところに伊勢湾台風の水位も入れてはどうか。弥富市はあれから水害は起きていませんよ、でも、もし水害が起きたらこれぐらいは水が来ますから、皆さん自分たちで避難しましょうという警告になると思います。

そこにもう1つ、先ほど言いましたように水位があれば、皆さんももっと避難するときには気をつけなくてはというふうにあると思いますけれども、そのほうはどういうふうになりますでしょうか、御返答をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘のとおり、伊勢湾台風の歴史というものを認識するというのは非常に大切なことかと思えます。4年ほど前ですけれども、伊勢湾台風50年ということでいろんな行事がありました。そのときにもいろんな催し物がありまして、そういったものも伝達しておったわけでございます。

今御質問の中の伊勢湾台風の水位ということでございます。これについては、過去には実際に水がつかった場所の位置の表示が市内でたくさんありました。去年までですと、東中地にまだ1カ所あったといったようなことがございます。現在におきましては、石垣等にかすかな痕跡を見つけられる場所は若干ある程度ということになっております。

まず第1に、電柱に対しての表示でございますけれども、電柱の表示につきましては1.2メートルから1.5メートルの間しか一般的な表示ができないといったものがございます。そういったことから、なかなか難しいことかなあと思えます。

それから先ほど、過去にあったような水位表示でございますけれども、たとえ当時の浸水高、前はここまでついていましたよというのがあったとしてもなんですけれども、昭和30年から40年代には約1メートル以上の弥富市は地盤沈下があったといったことがございます。ということで、現在、どこまで浸水するかといった浸水高の確定というのは非常に難しい問題かなあと思えます。

議員の言われますのは、非常に高いところにあります、ちょうど図書館の前にあるようなものを考えていらっしゃるのかと想像するわけでございますけれども、あれにつきましては実際に鍋田の一番先のところの水位、高潮の高さはこの高さであって、それがもしここまで

来ていたとするならこの高さだということで、実際に来た水位とは違うということは以前にも申し上げたような気はいたしておりますけれども、そういったことでございます。

といったようなことから、今後も今現在行っているような海拔表示、これですと実際にどこまで水が来るかというのはある程度推察できるというものでございますので、そういった形で進めていきたいと思っております。御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） やっぱり海拔表示で大丈夫だと思います。高潮が来たときは、それは一時は来るかもしれませんが、この地域は堤防さえ守られれば大丈夫なんだけど、もし堤防が切れた場合は海面と同じ水位になってしまう。私は鯛浦のほう、中六のほうに住んでおりましたので、中六のほうですと大潮のときとか高潮になってしまうと軒下ぐらいまで来ていましたけれども、だんだんとそれは下の方へ行くともっとたくさんだったと思いますし、だからそれは海拔ということがあると、やっぱり皆さんにも堤防が切れた場合はここまで来るんだなという皆さんの表示ですね。これからは表示だけはしていただけると、皆さんもその心の準備というか、ここまで来るんだということで、恐れることはないと思います。現実には恐れなくてもいいから、一応その自覚をするということは大事じゃないかなと思います。ありがとうございます。

それから次に、避難場所の案内看板についてですが、もっと見やすい場所につけていただく必要があるのではないかということで、ちょっと住民の方からお話がありまして、例えば近鉄の踏切の遮断機の下の辺ぐらいに、この近くの避難場所はここですよと書いてありましたので、果たしてこの低いところにあると誰か見てくれるのかなと。犬や猫は見てくれるかもしれないけど、人はちょっと目線にはないかなあということで、これはせっかくつけていただいたのにもったいない表示だなと思いましたので、ちょっとその辺をお知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まず、市が設置した避難所看板等ということで、お答えさせていただきます。

これにつきましては、おおむね見にくい場所にはつけてないのかなあというようなことは思っております。ただ、実際にここの部分が見にくいというような具体的な場所がありましたらお教えいただきまして、それに対しての対応はさせていただきたいと思っております。

それから2つ目、近鉄の踏切の案内看板でございます。これにつきましては、私も議員の御質問があるまでは承知しておりませんでした。それから見に行ったわけでございます。

そして、近鉄に問い合わせいたしましたところ、災害などで列車から乗客を避難誘導するときのために設置したものということで、列車がとまってその乗客の方を避難させるときに、

ここに逃げましょうというので乗務員等が誘導するためのものだということで、踏切ごとについているそうです。全ての踏切かどうかは確認できておりませんが、そういうものだそうです。したがって、避難場所につきましても市が指定している避難場所だけではないのが現実でございます。例えば、近鉄弥富駅の西の踏切でございますけど、こちらについては市が指定していない近鉄弥富駅の上の部分ですね。あそこが津波等の避難場所として指定されているということでございます。

いずれにいたしましても、どこに避難するかというのは市民の方々の重要な関心事だと思っております。自主防災会の訓練に、避難訓練を取り入れていただくこともふえてまいっております。避難場所の確認や、地域の防災マップの作成など、今後お願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 愛知県から防災計画が年明けぐらいには発表される、南海トラフの3連動型の地震があった場合のという形の中で愛知県の防災計画が発表される予定でしたけれども、少しこれがおくれておりまして、来年の6月くらいになるだろうということでございます。

そうした形の中で、またそれぞれの新しい情報というか、例えば浸水であるとか津波の高さであるとか、そういったようなことが具体的に表示をされるのではないかなあというふうに思っております。

そんなことも含めまして、市としての再検討もしていきたいというふうに思っておりますので、追加答弁させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 東日本大震災から1,000日を過ぎました。宮城県の女川町の女川浜の高台に立つ女川中学校の生徒たちが、11月23日に保護者、教職員、それから来賓の方々約300人が集まりまして、この小春日和の中で3年生の生徒さんたちが紅白の紐を引くと、高さ2メートルの白御影石で「ここは、東日本大震災津波到達地点より高い」、中央には大きな文字で「女川いのちの石碑 千年後の命を守るために」、3年生の俳句で「夢だけは壊せなかった 大震災」、そういう石碑がありました。

その下には400字の文字が刻まれておりました。要約は、「これから生まれてくる人たちに、あの悲しみ、あの苦しみをあわせたくない。その願いでこの碑を建てました。絶対に移動させないでください。大地震が来たらこの碑より上に逃げてください。逃げない人は無理やりでも連れ出し、家に戻ろうとする人は絶対引きとめてください。今、女川町はどうなっていますか。悲しみに涙を流す人が少しでも減り、笑顔あふれる町になっていることを祈り、そして信じています」。こういう碑が宮城県の女川町に21基建てられるそうです。全て募金

だそうです。

あの震災を中学生がこれから後世に残しておこう、大事な大事な教訓として、1,000年先の人たちに知っていただこうとってこういう碑をつくっております。私たちも54年前、伊勢湾台風に遭いました。これは大事な大事な、私たちにいただいた遺産です。それを私たちは防災の基本としてずっとずっと後世に伝えていきたい、そういう思いで今回一般質問させていただきました。これで終わらせていただきます。

- 議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は12時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

- 17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は3点ほど事前通告をしてございますので、3点を中心に質問をさせていただきます。

きのうときょうと一般質問、さらには今日までいろんな形で議会との行政、議論があります。私もこの議論、一般質問する、そして議会と行政側とのすり合わせというか意見の交換のときによく言われることは、いつごろにどうするというようなお話があります。

1つの物事を解決していくのには、お互いが市民への説明責任もあるわけですから、やはり約束ということではないけれども、できなかったらできなかった、できるならできる、そんなこともきちっとしていただくことが1つは、私は冒頭、質問するに当たってお願いになるわけですが、これは市長、御指導いただく部分と、今日までいろんな形で行政の中で職員の皆さんも市長も努力をされていることについては結果がついてまいります。しかし、そのことを認めながらも、やはり議員として説明責任を果たしていく。私も市内に3,000以上の議会報告を私自身が行っていますけれども、その中に結構食い違いが出てきます、残念だけど。

例えば、防災一つについてただいまから質問いたしますけれども、避難所が、先ほども答弁がありました。各学区別にそれぞれ行うということの中で、高さに変わりましたという答弁、これはそのことの中で私どもも変化は理解をしなきゃならない。だけど、施策の変更ということで、議会の中で予算を審議していく上においては、きちっと順番にどこをどうしていくか。高さに変わった、このようなことも明確にお答えをいただくことがやはり私どもの議会としての質疑、議論に発展をしていくと思うし、市民も安心をしてその中に生活ができていくんじゃないかと思います。これは私の思いであるかもしれませんが、その思い

をきちっと受けとめていただきながら、私は質問に入っていきたいと思います。

まず最初に、自主防災についてですが、この自主防災のできたのは、平成15年に東海地震、いわゆる太平洋ベルト地帯、駿河湾沖における震災、それぞれその状況の中で、弥富町が、そして十四山村が激震地に指定を受け、その状況の中から自主防災組織は平成15年につくられました。そして今日、11年目を迎えています。

この防災ということに関して、お互いに自助、共助、公助ですか、その柱でもって今日まで進み、そして予測のつかない東海地震、東南海地震、南海地震、3・11を含んで、自助の精神でもってこの防災、減災、そしてその災害に対応していくという状況の変化をお互いに、行政は行政として学校、保育園、そして避難所を今日まで整備をしていただいております。そのことは私も承知をしています。

しかし、この自主防災組織がつくられて運営のあり方ですね、まずは。11年たって52カ所ができた。じゃあこの計画は、計画というものに対して何年を目標に七十数カ所達成を目的としているのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

具体的に何年までというお話をさせていただけるのが非常にありがたい話なんですけど、実際にもう既にでき上がっていてもというのが当初の予定でございました。ただ、いろんな状況の中でなかなか御理解いただけない地域もあるという中で、現在まだ20カ所ほどができてないというのが現状でございます。

現段階において、何年までにこれが完成できるかといったことについては、現在その時期については持ち合わせてございません。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、持ち合わせないというところに、行政のあるべき姿がこれでいいのかという気がします。

公助、共助、自助含んで、市全体の防災訓練は全て行っている。そして、避難所についても行政は行政としてそれぞれの地域で、特に南のほうから、海に近いほうから対応したいという形の中の議論を、議会としては議論をしてきているつもりでありますし、市側もその状況がこのごろ目に見えてきています。

しかしながら、できているところ、できていないところ、予算を見ても年間500万ちょっとですよ、24年度の。これ、本来40万ずつのお金が行くならば、最低、資材の購入等においても50掛ける40で2,000万ということの中で行くと、一体どういう形で、自主防災という組織がありながら運営がされているのかということについて、自主防災があくまで自主防災組織だから自主に任すのか、行政としてその立場を通した指導はどうあったのかということ

について、まずその精神をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まずもって、今までの市全体としての対応が弱かったということについてはおわび申し上げます。

今後の話になってまいりますけれども、来年1月16日に、初めてになりますけれども、自主防災会の全体会というものを開催する予定になっております。そこには、三重大大学の自主防災会に非常に詳しい先生にもおいでいただくように考えております。そういったところで、来年以降も年2回ほど取り組んでいきたいということを思っております。

この会を通じまして、防災会同士の情報の交換とか防災知識の習得、それから管理規定等を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） なぜ私は申し上げるかということなんですよ。

先ほども議員から、避難場所の掲示方法、連絡方法、それぞれの問題について、場所が市の案内と自治区の案内と自主防災とが違うという形が言われているわけですよ。ですから、少なくともそういう部分において、形の上で同じようなことを行っていくときに無駄であるのか無駄でないのか。もう1つは自立を、自助を高めていくためには自助の議論も大切だが、画一的な指導というものも大きな役割を持つわけですよ。

だから私は11年間、私は正直な話、五之三地区で、自前のことを言って申しわけありませんけれども、中六がまず第1だったと思う。その後、2番目が3番目に、規則等を含みながら検討させていただきました。このことはいいことだなあということで、私もそれぞれ五之三地区の防災の立ち上げには努力させていただきました。

そして今、私のところの問題点は、五之三地区のいわゆる繰越金を災害が起きたときには全ての、お金は平島地区みたいに1億近いとか金はないが、五之三は600万、700万ぐらいの繰越金を防災費用に充当するという意思決定もしているんです。だから、お金の話じゃないと思うんですよ。それは総意があって初めてそういうお金が使える、使いたいということ。そういうために全体的にどうあるべきかということの中で、私はこの11年間経過の中に一度も行われなかったということについては、少し不満を抱くものです。

今課長が、おわびを申し上げますとおっしゃいましたが、何度もそうですけれども、企画を立ててその実行をしていく上には苦難があります。苦難があるけれども、目的があるわけですよ。到達があるからこそ計画があるわけでしょう。それに対する対応の仕方がこういう形であるのが、本当にどうであるのか。

先ほど市長は、来年度、国の方針、県の方針等、それぞれが違いがあるかもしれんが出てくるとおっしゃる。私どもも15年以降、それぞれの変化はお互いが認識をし、学び、そして

議会もそれぞれの対応もしてきているはずですね。これが市民にもその報告をしてきている。そういう状況で今日の運営のあり方について、私は少し、課長が遅まきながら来年の1月に学ぶという話。その規模はどれだけかわかりません。それぞれ、それぞれの自治防災区の中にその専門家などの養成などもされていることも知っています。

しかし、画一的な防災組織を確立するということについては、私も議員も過日、七ヶ浜町ですか、東北へお邪魔しました。そのときに防災の果たす役割、3・11の結果、大変な役割を果たしてみえるんですね。ということは、生命・財産を守っていく上において、今の警察だけではどうにもならない、消防団でもどうにもならない。そうすると、その地域にある犯罪防止、そして予測される地域の連絡、そのことが各自治区の防災が全て私どもがお邪魔したところではできている。それが大きな役割を果たして、それぞれ治安、財産を守ったという話になっています。

そういうことを私どもは経験をさせていただいたことから考えてみると、本当に早期にこの自主防災の画一的な組織化と統一、そしてその扱い方に課題があると思っています。

私はきょう、昨日も自治防災組織のつくり方の中での予算の執行、使い方についても質疑も出ていました、不明な点があると。だけでも、年間40万ずつの、例えば10区、私どもでも40万だとすると、50万は予算化して毎年五之三区で使っているんですよ。そうしますと、10年たつと500万ですよ。そうすると、500万という備蓄財産が、資材があるわけですよ。

そうしたときに、じゃあ全体的に立ち上がった、遅いところもあるが早いところもあるが、そういう状況の中に市が補助するお金の使い方、これによっても変化があるわけです。

きのう、市長は見直すところは見直していきたいという資機材の話も、予算の支出の仕方、使い方について答弁がありました。私はありがたい話だなあとと思っています。

それで、ある地区で市の防犯課にお邪魔して、紙の、市長こういう内容なんですわ。それからこうやって、例えば避難をするときに、各家庭に、避難をされた人は、例えばこの無事だというやつをつけないと。ないところは避難をされてないから点検をしないと、こういう訓練をやるところ、やったところがあるんですよ、中六ですが。

この資機材の購入費にお金を使わせていただけないかと言ったら、食品と消耗品以外は使えないので、この消耗品的なものについては使えませんというお話だった。じゃあレベルといますか、その地区の防災にかかわるいろんな形での議論が進められてきたところというのは、それぞれに創意と工夫を持って防災の関係に立ち上がっているわけなんですよ。そういういわゆる先進的な考え方のところを投入しながら、弥富市全体のレベルを上げていくこと、そのための必要経費の使い方、これは税金を使わせていただいている、税を返すという立場からすれば、当然踏み込んだ議論をしていただきたい。

防犯課へお邪魔したら、これはだめですと言われて帰ったと。だから、私は知り合いです

から、私もそこに学んで防犯組織をつくったものですから、努力させていただいた。伊藤君、おまえのところもどうなんだと。まだそういう状況というのは勉強せないけれども、ここはやっぱり議会で声を大にして言うわけじゃありませんけれども、きちっと市長が昨日も答弁されていたように、真剣にその必要な部分は何なのかということに、この資機材とあわせて自主防災の成長の過程で変わっていくものについて、そこを判断していただくということが行政として求められているんじゃないかと思いますが、この関係方について検討はいただけますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

それぞれの自治会の自主防災会ということに対しては、多くのところで立ち上げていただき、現在、72自治体のうちの52自治体で結成をされているところでございます。そして、私もといたしましては、当初の応援させていただく補助金というような状況の中で、これも応援をさせていただくわけでございますが、やはりそれぞれの自主防災会の発展の進捗の状況においては、あれも欲しい、これも欲しいという状況になってくるかなあというふうに思っております。

そして、こういうことをしていって、もっと市民の皆さんがその地域の皆さんに対して安心・安全が訴えられるということにつきましては、私もとしては、これは大変結構なことでございますので、応援もさせていただかなきゃならないというふうに思っているわけでございますので、もう一度資機材の内容と、その発展形として当然予測されるような備品の購入ということにつきましては大いに検討する価値があるというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえて、あるいは備考として予備費というような状況も踏まえて、もう一度現在の補助のあり方ということについて再検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） ただいまは、市長のほうから御答弁いただきました。

やはり早期の組織化と同時に、さらなる検討をしていただきたいと思います。ということは、これ備品は各自治区がためているやつはどういう管理をしていくかということも課題なんですよね、本当に。40万円ずつその地区に出されていく。じゃあ400万、10年たてばその資機材が購入されているわけですよ。

そういう管理指導も、これはやはり的確な形で方法を含んでそれぞれ検討し、さらなる意見の統一をしながら、五十数団体の画一的な扱い方が求められるんじゃないかと思っていますので、この点についての考え方を御答弁願います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

資機材の管理という形の御質問かと思います。現在におきましては、市の補助によって集落、自治会、自主防災会のほうで買われるといったことで、その所有については各防災会のほうの所有になるかと思っております。

購入時につきましては、写真等で確認しております。以後の管理につきましては、先ほど申し上げましたように、各自主防災会にお任せしていたというのが現状でございます。ただし、市の補助金で購入したものでございますので、管理規定とか管理台帳といったものの整備というのは、これは自主防災会のほうにお願いしなきゃいけない内容かと思っております。

また、必要に応じてでございますけれども、いわゆる監査的な形のもので、実際にそのものはどのように管理されているかといったことも必要に応じて行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） また申し上げますけど、11年たって、きょうこのことが始まるということなんですよね。ですから、私はやはり縦横と市のつながり方が、自助の精神をどうしていくかというのは、自主防災は自主防災の地域もありますけれども、目的が行政の中の組織として体をなしていくということになれば、当然画一的な指導・管理をされることを強く訴えまして、2点目の課題に入りたいと思います。

2点目にですが、いわゆる総合計画、基本計画の関係でございますが、この問題につきましては、過去、11年度に総合計画の基本についてはつくらなくてもいいですよという法律改正がありまして、これは自治法の2条の4項でなりました。

その状況の中で、弥富市は総合計画の基体、いわゆる後期の素案について今検討を行われています。市長は、総合計画は具体的な施策の目標で、成果指標を設定し定期的に数値を点検していくことによって事業効果の検証を実施し、市民にわかりやすく行政運営をということで弥富市としては取り組まれているとは思っています。

これはやはり私ども議会も、私は特にこの総合計画があることによって、市民との責任説明、あわせて有効活用があるものだと思っております。それで今日、市長は昨日も、1月に議会にその素案について説明して4月以降実施をしていきたいと、こういう話です。

ですが、ここの問題として、議会も市もそうですが、やはり今後のあり方がどのような状況に考えておみえになるのか。いわゆる自治法2条4項が改正されて、基本的には議会との意見の承認案件でなくなったわけですよ。ですけれども、その重要な課題として、受けとめ方の中で市長はどう考えられるのか。ということは、特に、多分この問題が提起されたのは、国のほうはマニフェストによるところの、各首長のそれぞれマニフェストとの整合性など、議会との議論のあり方の中でこの2条4項が変化をしてきているんじゃないかと思うんです。

ですけれども、私どもは議論の過程の中で10年計画というのを、21年から弥富の新しい指針を議論した経過もあります。市長も在任中です。しかし、このことの中で今私どもが確認できる議会としては、30年までは市長の後期計画、中期財政計画等含みながら乗っていくと思うんですが、それは私は嫌ですとおっしゃるのか、今後の扱い方について、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

第1次総合計画の後期計画がいよいよ来年度、平成26年から30年という形の5カ年計画でスタートするわけでございます。前期計画におきましては、各議員の皆様方の大変な御協力をいただいておりますことを、この場をかりまして感謝申し上げる次第でございます。

後期計画におきましても、昨日もお話をさせていただいているように、12月16日に最終的な審議会を開催して、1月に議会の皆様方のほうへ御提案申し上げていきたい。そして3月を目途といたしまして、全ての世帯に対して全戸配付をしていこうというふうに思っているところでございます。

そうした形の中で、地方自治法の改正という状況の中で、総合計画は策定しなくてもいいよというようなことがあるわけですが、これは先ほど伊藤議員もおっしゃったように、私どもとしては、この総合計画というのは市民と行政が一体となって進めていくまちづくりの大きな指針であろうというふうに思っております。総合計画なくして市の発展はないというぐらいなことを思っていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

そうした形の中で、私としては本年の最終的な後期計画においても、この素案の中にもお示しをさせていただいておりますけれども、市としては総合計画をしっかりと立案していくと、政策として立てていくということを申し上げているところでございます。

廃止後の市町村の選択でございますが、3つほどあるかなあというふうに思っております。総合計画は策定せずに個別計画でいったらどうだというようなことも考えられます。もう1つは、行政の任意計画としていくという形の中での計画もあり得るかなあというふうに思っております。そしてもう1つは、条例で議会の議決事項に定めていくということが選択肢としてあるかなあというふうに思っております。

平成31年から第2次の総合計画が基本的にはスタートするわけですので、私は3番目のいわゆる条例で議会の議決事項に定めていくということが一番賢明ではないかなあというふうに思っております。そうした形の中で、これからの後期計画の中で第2次の総合計画、平成31年からスタートする計画につきましては、しっかりと条例の中で定めていくことが望ましいというふうに思っておりますので、またそのときには皆様方としっかりと審議していきたいということを申し上げておきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） ただいま市長から御答弁をいただきました。

私も今後のあり方として、住民基本条例か市条例の中で、また議会基本条例かというふうに思っております。市長、何分にも今後そのように次の段階に向けて、条例の制定に向けて御努力を願うことをお願いしまして、3点目の課題に入らせていただきます。

3点目は、またこれ都市計画になるわけですが、私どもから見ますと、名古屋都市計画という条例、いわゆる告示の問題ですが、特にこの告示事項の中で非常に複雑というか、住民の生活圏もそれぞれいろんな形で変わってくる課題もあります。

特に道路問題、道路は一旦計画が設定をされますと、その沿線の状況の開発行為が制限がされる。そうしますと、この計画が弥富市の場合は46年かな、一旦出された中身があるわけですが、それ以降、変更がなければそのままずっと行って、いわゆる開発行為などに制限を受けちゃうんですね。

そうしますと、特に県道、国道、そうなんです、弥富駅前の整備などもそれに付随する点が幾つかあるんですね。空き家があって、空き家がありながら空き家はなぶらない。そうすると、その地権者はそのときの家庭の状況といいますか、経済の状況といいますか、それぞれの条件の中に、なかなか拡張もできない。しかし、その前に事業計画がきちっと定めて、例えばこの計画告示に入る。その中で、5年か6年の間で今後道路が来るんだなあ、こうせなきゃならんだなあと思っておるうちに、実行されないと昭和46年から今日まで何にもなぶれないよと。そうすると、空き家にして、もう逃げていかないかんわというよりも撤退せないかんわと、こういうことが今発生しているような気がしてなりません。特に空き家が出ていまして、通勤通学やら日ごろの流通といいますか状況の中にも危険が伴っている。だから住民の皆さんから、一体これどうなるんやと。

とりわけて見てみますと、県道津島木曽岬線なんか、関西線の踏切の近くだと思いますけれども、特に空き家があって、狭い。塀が壊れるか屋根が落ちるか、こんなこともあるわけですね。これはもうそこに住んだり、そこを利用している皆さんからすれば大きな心配事なんです。

私は、この告示をされた計画から今日まで幾つかのいわゆる区域の指定という農地の問題、市街化区域の問題、あろうかと思っています。ですから、まずはとりわけて道路の問題を考えてみますと、全国的に見ますと裁判事例が起きてくるような気がしてならんわけです。そのことについて市側は御存じですかね、そういう状況に放置された環境についての。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 伊藤議員の御質問に回答させていただきます。

裁判になったかということでございますが、そういった事例については掌握しております

のでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 私は、裁判を好む者じゃないんです、本当に。ということは、そのくらい個々の個人の所有財産と行政側の今後の環境整備ということについて難しさがあるということを確認したわけです。ですけれども、このままその状況が放置をされていくこと自身に弥富市の活性化はないと思うんです。とりわけ商業地域などを含んで考えると。

そうしますと、やはりこれが県道であるのか国道であるかによって、その主体的な力量を発揮するのは県の予算、国の予算なんですよ。ここで幾ら、失礼だが市長が、おい、県早くやってくれと言っても、地権者が動かんがやと県が言うてくると、地元が動かなきゃいかん。そうすると、その地元が動くことによってどうなのかということも発生をしてくる。しかし、県会、国会議員の皆さん方が本当に私どもの弥富市を心配して予算要求をしたり整備をしていただく、その中によって地方自治とのつながりをきちっとしていただく。このことが求められる課題だと私は思っています。

いろんな形で、きょうも保安上の問題で、土木課長は県へ要請をしますという話です。本来、管理区域が弥富市にあったとしても、県が見に来て、県が県道ならば整備をするのは当たり前の話なんです。国は、国道ならば早く国道の整備をするのは当たり前の話なんです。それを担う地方自治の役割は大変だと思っています。

ですから、私はそういう意味合いからして、じゃあ管理区域からすれば弥富市として空き家の対策としてはどうあるのかということのを少し学ばなきゃならないなあと思いながら、過去にもこの弥富市の中でも空き家問題として議論がされました。私はたまたま貝塚市の条例を見させていただきました。ですから、弥富市としても、資料として添付させていただいたので、これらを参考にしていただきながら、住民が今求められているのは空き家、通学の安全、いわゆる防災、減災に対する心構え、そのことを通して弥富市として一つはいかがでしょうかと思いますが、この問題の対応について考え方がございますかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御質問の趣旨と若干違っているかも知れませんが、危険家屋対策といった立場からお答えさせていただきたいと思っております。

空き家対策につきましては、空き地も入ってございましたけれども、以前にも御紹介させていただきました長崎市等では土地・建物を市に寄贈していただくことによって解体費を市が負担するといったような制度をとっているところがございます。それから、東京都足立区のように解体に対する補助金を出すといったようなところもございます。

ただ、これにつきましては貝塚市の例とは若干違っておりますけれども、その前に条例につきましてはできる範囲が調査、指導、勧告、命令、公表、代執行、あとは一部で過料を科すといった形になっております。議員の言っていただきました貝塚市につきましては、この最後の過料まで入っているという形で、一番重い形の条例かと思っております。

対象の建物につきましては、倒壊のおそれがあること、自然現象により建築物が飛散すること、廃棄物の不法投棄場所になること、病虫害または悪臭の発生源になること、野犬等のすみかになること。また、火災予防上、これは防災上もございませうけれども、危険な場所であることなど、厳しいそういった条件が入っておるところでございます。

現在、弥富市におきましては空き家に関して調査をしておりますけれども、本当に危ない建物については多くのものではないかなというふうにも思っております。

現段階においては、貝塚市のような過料や代執行を含む条例の制定というのはまだ慎重に考えておるところでございます。今後、必要性が高まれば条例の制定も考慮していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 危ないということを申し上げておる。課長、関西線の踏切を越えたところ、あれ危ないと思わないんですか、あんだ。思わないというのが私は不思議ではないな、あれは。ただ1カ所のものを言うわけじゃないですよ。

だから、そういうところに対する対応の仕方、現実に調査をされているなら、これは弥富市の中で幾つ、何件どんな状況かという、道路沿いがあるか、私どもの五之三も1カ所あるんだけど、居住者が名古屋に行っちゃって見えん。建物としても古い農業センターも五之三のこれも危ない、いつ崩れるかわからん。

これは私はきょうそのことを個々に申し上げるつもりはなかった。課長の答弁が少し私は陰悪だなあと、要するに。住民もそういう話もあるし私どももあるので、そのことについて申し上げていきます、まず。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 空き家対策につきましては、道路に関連することなく、弥富市内大変たくさんの数が最近ふえてきているわけでございます。この問題につきましても、いつかの定例議会のほうでも御質問をいただいているところでございます。

個人財産という状況の中において、これをどう管理していくか、または処分していくかということについては大変難しい問題があることは議員御承知のとおりだと思っております。しかしながら、道路との兼ね合い、あるいは生活との兼ね合いという状況の中において、その危険家屋というのは大変厳しいものがある。また、さまざまな災害というようなところも前提として考えなきゃいかんということでございますので、これは今思いとして、私は議会

のほうに一緒になって考えていただきたいという形の中で、例えば総務委員会の中で委員会をつくって、一度弥富市内における空き家対策という状況において、さまざまな災害等も予想される中、検討していく大きな課題であろうというふうに思っておりますので、一度私どもから、総務委員会になろうかと思っておりますけれども、そんなところで総合的に考えていくということをお示しさせていただきたいなあとというふうに思っております。

来期ぐらいからスタートできればというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） この空き家対策、まだ1週間ぐらいの間に国のほうも方針を立てたんですよね。指示を出しているんですよ。

だから、私が原稿を書いているというか、調べておるうちにそういう状況が生まれてきておる。だからこれは一地方の問題じゃない、本当に。国も乗り出しておるんですよ。だから私は、防犯課長、申しわけありませんけれども、今市長がお答えいただいたように、課長にどうこうというわけじゃないです。本当に真剣にお互いに考えていく、条例の議論をしていく、その形の中で住民の皆さんに御理解をいただくこの舞台をどうつくっていくかという、議会も行政も一緒になって御議論いただきたいなあとということで、空き家問題については申し上げました。

続きまして、その中でこの道路問題、はっきり、もう一度弥富市としてこの計画道路に対してどうあったかという、長い昭和から続いてきた議論はどうあるのかという、総合計画とあわせて見直すことを議論されたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います、開発部長。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、事業計画道路の関係でございますが、これについて御回答させていただきます。

弥富市の都市計画道路につきましては、都市計画決定が昭和48年の1月19日に行われ、今日まで議員が言われますように40年が経過しております。都市計画道路につきましては、市民への説明はそれぞれ都市計画道路を決定する手続において、計画の素案を示す時点で住民説明会と計画の原案を示す時点で公聴会を開催し、市民に周知しているところでございます。また、事業を実施する場合におきましては、地元説明会あるいは地権者への説明会で事業の内容を説明し、関係者の御理解を得た後に事業を進める運びとなっております。

議員御指摘のように、全国的に都市計画道路の整備が都市計画決定してからまだ進まない状況の中で、愛知県では都市計画道路の見直し指針を平成17年の3月に策定しております。この指針におきまして、都市計画道路の見直しは都市計画マスタープラン、それから土地利

用計画の総見直し等にあわせて、おおむね10年ごとに行うことを基本としております。今年度より、県から都市計画道路に係る勉強会といたしまして市町村に呼びかけがございまして、本市においても担当職員が参加をさせていただいておるところでございます。

今後、このような機会を逃さず、都市計画道路の見直しの指針に基づき必要性を十分に検討し、検討の結果において見直しをする必要が十分に生ずる場合においては、市民の説明会を行いまして手続を進めることとなりますので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 手続が行われて指定告示がされたのは私どもわかっているつもりです。

しかし、本当に地権者が、そこに住む沿線の皆さんからすると、もう40年も同じことをやられたんじゃないわいというような状況などがいっぱいあると思うんですよ。地域づくりもできないわけですね。

ですから、やはり今開発部長が答弁されたように、市の中でどうしていくんだという議論をきちっとしていただきながら、地域とのコンセンサスを得ながら、そして関係する県、国、市としてのあり方を今後御努力いただくことをまずこの道路問題についてはお願いをしておきます。

続きまして、この告示の中で区域の問題ですが、これは農業問題と市街化区域の境界のかわるところです。

きのうも開発部長から5項目ほどの、農地転用などについてはクリアをしなければならん、マスタープランだとかいろんな関係の説明がありました。私どもはやっぱり先ほどの道路の問題と一緒に、今日、農業問題と市街化区域の境の皆さん、一体どんな状況にあるかということ、現況をきちんと認識していただくことが必要じゃないかなあと考えています。土地改良の北部などにおいては、もう50年、60年前にやられているんですが、今になって土地改良をやれないと思っています。

しかし、鍋田地区なり十四山地区での土地改良というのは、近代といいますか近年行われたところもあると思っています。しかし、境界区域において2畝、1畝という田んぼがあるんですよ。じゃあ1畝の田んぼに大型のコンバインが、20分で稲を刈っていく機械が入りますか、現実。入らないと思いますわ。そして道路は壊すわ、そして減反で放置はする。減反政策で減反するんですよ。そうすると、その農地から何が発生するかというと、周りの優良農地へカメムシが潜んでおって、夜中になってによこによこ出てきて周りの田んぼの稲を食うんだ。これ、本当のことなんです。

ですから、そういう農地のあり方、そして転用のあり方。転用でもそうですけれども、1

反歩あるとすると、農家が転用すると今40万ですか、お金を取られる。毎年同じようなことになっておる政策です。

ですけれども、それはそれとして、本当に境界地域におけるところの課題は大きな課題なんです。ですから市側としても、それぞれ転用に係る部分について、その区域外においての住宅環境整備というか市街化というか、転用後という課題のあり方については議論はされていると思いますけれども、やはり1畝、2畝というような農地で、境界で、水道も電気も来ていると、そういう状況ならば、何らかの英断、決断を弥富市として県へ例えば書類を上げるときにも、許可をする場合、農業委員会等も含みながら知恵を絞って、マスタープランだけじゃないと思うんですよ。今、格付だとか枠づけ、地方分権の中でできること、幾つかあるはずですよ。出した書類が、これではいけないと言うだけじゃなしに、どうしたらこの問題に対応できるかということを御議論願っているのかどうか。私は、二、三件お伺いしたところ、それはだめだと言われて、筋はだめ、マスタープランに載ってないからと言われればそれ。

だから、例えば転用についても、端的に言いますと、団地の中に今いわゆる高齢者になって空き家が多く、弥富はふえているんですよ。そうすると市街化区域の中に、マスタープランの状況の中にそういう空き地がある場合は市街化ができないとするなら、繰り返し人口の増加がない今日の日本の経済、状況の中からすると、構想は持っていますが転用はできませんというのが今でしょう。今やらないかんといって、ことしの流行語がある、今ですよ。本当にこの問題はそこに持っている所有者、そこに住んでいる人たちというのは、経済的にもそしてそれぞれ行政に期待する大きな課題を持っている。いつになったら転用する許可がおりるんだと。だからこれは単純に見れば、まず永久にできない。議長も農業委員長をやっておるからわかるけれども、いや本当にわかると思うんや。

ですから、これは農業委員会等でも、例えば弥富市の中の市の行政の農業指導、環境整備としても十分な議論をしていただきたい、このことを私は思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、1畝当たりのところについての道路に生じるとか、そういったことの質問もございましたが、こういったところにつきましては土木のほうで、狭隘道路なり、用地買収という形で地元にご協力いただくようにはお話はさせていただいておるところでございます。

それから市街化区域内の開発につきましては、開発基準に基づいて手続をとっていただくような御指導をさせていただいております。

それから、市街化調整区域でございますものづくり地域でございますが、これにつきましてはきのうも答弁させていただいておりますが、県それから企業庁のほうにお話をさせてい

ただきまして、一刻も早く市街化編入をしていただくようお願いさせていただいておる段階で、企業庁のほうといたしましては6点ほどの要件というか、開発するに当たっての条件をいただいております。

1つ目といたしましては、地区計画が定められていること、また定められる見込みがあることということでございます。2つ目といたしまして、用地の取得見込みがあること。3つ目、これが一番重要だということで企業庁のほうからお聞きしておりますが、現在の、鍋田地区で申しますと廃棄物の埋設及び土壌汚染がないことの確認を市のほうでしていただきたいということでございます。それから4点目といたしましては、資金計画上支障がなく、かつ採算が確保されること。5つ目といたしまして、企業立地の確実な見通しがあること。6点目といたしまして、市町村の積極的な協力が得られることということが開発の要件ということでお聞きしておりますので、当面は全部で6項目クリアされるのが一番必要かと思いますが、当面は廃棄物で埋められております土壌汚染についての検査が必要であるというふうに認識しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 狭い道路は地権者に協力をしていただいと言われますが、協力は協力ですけれども、狭い農地をどうにもならないでしょうと機械をみんな売っちゃったんだよ。いわゆる小作というよりも、地主の小さい田んぼの人でも、所有者はトラクターもコンバインも売っちゃったんですよ、正直な話が。そうして小さいところに休耕田をしてきた。そうすると、休耕田は半分のお金こさくれんと言うんでしょう。まあ例えばの話ですよ。

そういうところに対する考え方を、前向きに検討をしていただきたいと。ちょっと開発部長、あなたの発言を無視するわけじゃないけど、できないというんじゃないしに検討をしていただきたい。

それからもう1つ、私が次に申し上げたいこと、時間も来ますのであれですが、特に弥富市として南部開発行為、「モノづくり愛知」、弥富が指定を受けています。その指定区域は楠とか何とかいろいろ指定がございます。しかし、弥富市の中に開発行為として、例えば環境の横の土地などは、環境ができるときに既に弥富市はこういう形ならば県へ申請をし、開発行為の許可を得られるということで、あそこは水道も電気も引いたんじゃないですか。例えばの話やよ。私は見に行っていますが、そういう状況にもう何年か放置されておる。

それと同時に、今弥富市は教育問題、そして人口増加などを含みながら考えなきゃならない課題が幾つかあるんです、学校の統廃合など。そうしますと、鍋田地域の商業地域の基盤を整備しながら、ものづくりの弥富市として、南地区全体を農業の推進地域は地域、そして開発行為をして住宅だとか人口をふやして、教育環境、保育環境の維持、こういうものを、こういうものといって人ですから失礼な言い方やな。いわゆる総合的に判断をしながら、弥

富市の開発行為を県のほうへ申請していく。そのためには住民説明もきちっとして、私ども議会もその役割を担わないかんわけですけれども、当然そういう形の南部地域における開発行為、今弥富は愛知県の中でも航空産業など、ものづくりなどを含みながら県は指定行為をしようとしているわけですから、広範な文化・教育、それぞれの含んだものを南部地域としてどうあるべきかというプロセスを検討されながらしていただくことについて、私は提案をしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 御答弁させていただきます。

最初に、先ほどの農機具等を手放されて入れないということですが、確かに大型機械が導入されたことによって入れないところもございます。これにつきましては、今私どものほうからＪＡにお話をさせていただいて、小さい圃場でも対応できるような措置をとっていただくよう、検討していただくように依頼をしておるところでございます。

それから、弥富市の都市計画マスタープランの土地利用のものづくり産業地として位置づけられております鍋田地区、それから末広地区でございますが、先ほども答弁をさせていただきましたが、名古屋港の背後地として特性を生かすために、こういったものづくりの産業を集約することで特性を生かしたものづくりを進めていきたいというふうに思っておりますが、先ほど議員が言われましたように、八穂のクリーンセンターの横に電気、水道等という御質問がございましたが、ここについては造成は確かにされておりますが、許可も何もなくて、先ほど答弁させていただいたように、埋蔵物、今の土壌検査等を行うということで地元のほうにもお話をさせていただき、今後こういった企業誘致に関して企業庁のほうに強く要望をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○１７番（伊藤正信君） 最後ですけど、やはり今弥富市が抱えていく、市長は都市計画税、目的というようなお話をいろんな形で御説明があるわけですが、まず何をどうしたい、弥富市全体の財政計画を立てていくか。やっぱり国、県などを含みながら、その施策に乗りながら弥富市としてどうあるのか、そしてまた目的をどうしていくかということについての財政確立、そして弥富市の基盤づくり、環境整備、このことを強く求めまして私の質問は終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は１時５５分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後１時４３分 休憩

午後１時５５分 再開

- 議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、この後質問予定のあります小坂井実議員のほうから、参考資料の配付依頼があり、これを認め各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に川瀬知之議員、お願いします。

- 2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

前半は、市民の意見を聞き、市民の満足度を考えた弥富市総合計画を策定することは大変素晴らしいことだと思いますが、少し進め方に問題があるのではないかと思いますので、この行政改革大綱と総合関係についての質問をしていきます。

後半では、未使用公有財産を利用する事業を進めるには、素早い判断をし実行しないと採算がとれる時期を逸してしまうことや、またそれが将来どのように発展し展開するのも考えるべきと思い質問をいたします。

では、弥富市行政改革大綱と弥富市総合計画後期基本計画についてお話しします。

今、盛んに自治体でも財政健全化を目的とした行政改革を進めていますが、この改革をNPM改革ともいいます。このNPM改革とは、1980年代に英国のサッチャー首相が、福祉国家から決別して大胆な行政義務の縮減を図り、市場経済的手法を公共経営へ導入することによって組織の構造改革を推進し、英国病と言われ続けた肥大化した政府による財政危機や非効率性を克服していったことに由来いたします。

NPM改革の本質的意味は、経営体としての行政の品質管理、効率化、透明性の確保などを実現するとともに、公共サービスの受け手である住民満足度の高い行政を実現することにあります。英国のサッチャー政権に始まるNPM型の行財政改革手法は、2001年、小泉政権の成立以降、全面的に日本の構造改革の手法として導入され、地方自治体を巻き込んで本格的に制度化されました。

NPMのコアとなる概念は、肥大化した福祉国家型の財政が破綻したことを受けて、公共サービスの民間への移転と公共サービスの非効率性を排除するよう、市場経済で洗練された民間経営手法を行政マネジメントに導入することです。

その手法としてのNPM型地域マネジメント改革の基本は、公共サービスの民間への移管、企業マネジメントにおける投資効率重視型の財政組織原理の導入、経営情報の公開と透明性の確保、住民満足度を指標とする公共サービスの評価と選択などがあります。この改革によって公営企業を含む多くの行政サービスが民営化され、また行政評価やパブリックコメントなどの制度整備が進み、行政の透明度が高まるなどの制度改革が進展しました。

20世紀末に日本において本格化したNPM改革は、2000年の地方分権改革実現の基盤であり、それに引き続き、この10年間は平成の大合併の推進、三位一体の改革による地方財政の

窮乏化、地方独立行政法人の制度化や指定管理者制度の創設などの行政事務の市場化、行財政改革アクションプランや財政健全化法による公共サービスの切り捨てへの圧力、さらにはパブリックコメント制度や行政評価制度などの行政の即応性や透明性の確保などのほとんど間断ない政府による地方自治体への改革圧力が今でもかけ続けられています。

弥富市でも、このNPM改革を推進すべくコンサルタント料を支払い、株式会社ぎょうせい総合研究所の指導のもと、弥富市行政改革大綱と弥富市総合計画が作成されています。しかしながら、弥富市がこのことを十分理解して行政運営に反映させているのか、また事業計画であるはずの弥富市総合計画は、弥富市行政改革大綱に従って実現可能にするよう考えられているのか、いささか疑問に思い、以下に弥富市行政改革大綱と弥富市総合計画について、近隣の市町村と比較を交えながら質問させていただきます。

1 番、自治体間競争が激化する中、都市施設の整備計画を計画的に進めることによって人々が集い活力あふれる市街地の形成が進むとしているが、ほかの市町村と比較して長所と短所を説明ください。

また、行政改革大綱と総合計画の関係を説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 川瀬議員に御答弁申し上げます。

川瀬議員も、私も第1次総合計画の後期計画におきましては、建設経済委員長という形の中でこのメンバーに加わっていただいております。この場所をかりまして、審議会という形の中で大変貴重な御意見をいただいておりますことに感謝するところでございます。

いよいよ総合計画の後期計画という状況のことにつきましては、今定例議会におきまして何度もお話をさせていただいております。そうしたことにおいて、私たちがしっかりと議会の皆様とともに作り上げたものを、市民の皆様のほうへ御提示していかないといかんという大きな責任を感じているところでございます。

今弥富市という形の中で、私もこの総合計画の中で、やはり魅力あるまちづくりというのはまさに自治体間競争であるということを思っております。現在住んでいただいている、定住をしていただいている住民の皆さん、そして新たに弥富市に加わっていただく移住者の皆さんに対して、我々の政策がどのようにマッチングしていくか、あるいはそういう方たちのニーズをどのように捉えて総合計画の中に構築していくかということが大変重要な問題だろうというふうにも思っているところでございます。

そういった形の中でも、総合計画の中にも記させていただいておりますが、市のすぐれているという形の中で、少し口幅ったいところがあるかもしれませんが、私も弥富市といたしましては、まず道路網ということを上げていきたいというふうにおっ

ております。非常に高規格道路である東名阪自動車道、あるいは伊勢湾岸道路という高速道路を所有しております。また、基幹道路であります国道1号線、あるいは国道23号線という基幹道路を有しております。また、都市計画道路という形の中では名古屋第3環状線、また鍋田ふ頭の進入路線といったようなところがございます。また、中央幹線道路等においても都市計画道路というような状況であるわけでございます。

こうした形の中で、西部臨海工業地帯を中心とした産業の物量産業を支えているというところ、他市と比較していただいてもすぐれている点ではないかなあというふうに思っております。

2つ目は、南部の工業地帯、西部臨海工業地帯を中心とするさまざまな港湾機能であるとか交通ネットワークでございます。

今私どもは、平成23年のときに愛知県のほうから航空宇宙産業のクラスター形成特区という形の中で指定をいただきました。これは多くの自治体もあるわけでございますけれども、私たちとしては最初に認められた地域であるということに対しても自負を持っておるところでございます。

きのうの質問にもございましたように、現在、私どもの弥富市には航空機産業が3社ございます。川崎重工であるとか、あるいは東明工業であるとか、あるいはエアロさんであるとかという形であるわけでございますが、多くの企業で増築工事をしていただくというようなことも今舞台に乗っているわけでございます。そうした形において、次世代の新しい産業という形の中で、国も、そして県も力を入れていただいているところが私ども弥富市にあるということについては、大変大きなメリットではないかなあというふうに思っております。そうした形の中で、さまざまな形においてこれから弥富市の夢を乗せていただけるというふうに思っているところでございます。こんなようなところが利点だなあというふうに思っております。

あえてマイナスというような状況においては、まだまだ都市の整備事業という形の中では、公共下水道事業が普及されていないという状況でございます。面展開を伸ばしていくわけでございますけれども、まだまだ面展開ができてないということに対して、次の時代の環境に対しては少しおくらしているというふうにも思っております。

また、駅前の整備であるとか、そういったようなことにおいては、まだまだ整備をしていかなきゃならないというところについては、大変おくれをとっているということに対しては我々としても反省をしているというところでございます。

それと子育て支援という状況においては、私ども弥富市のキャッチフレーズという形の中で、子育てをしていただくなら弥富市へという形でしているわけでございます。さまざまな施策の中で、これも誇れる点ではないかなあというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、伸ばしていきたいところはさらに伸ばしていく。そしてやっていかなきゃならない事業については、また財源の確保をしながら努力していくということが大事だろうというふうに思っているところでございます。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 行政改革大綱と総合計画の関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

この両者の関係でございますが、総合計画につきましては、本市の将来像とそれを実現するための具体的な施策、事業の計画であります。また、行政改革大綱は総合計画で示す施策、事業を効率的かつ効果的に実現するための考え方、あり方でございます。ともに本市の将来像実現のために定めたものでございます。

また、総合計画において第6章「共につくる自立したやとみ」の施策項目、「自立した自治体経営の推進」の中で、主要施策として行財政改革の推進を掲げております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- 2番（川瀬知之君） 言葉だけでは幾らでもできるんですけどね。人とか金とか、物とか、全て計算をしてやらないと、事業計画というのは企業で言えば確実に全部こなすように考えているんですけど、後で質問します。

蟹江町は大きな強みである鉄道、道路などの交通の利便性を十分に生かした都市施設の整備を計画的に進めており、実際に蟹江JR駅北でショッピングセンターを含んだ土地区画整理事業が行われ、新たな宅地供給で人口の増加、定住が進んでおります。さらに、豊富な沸き出し量とすぐれた効能を有する尾張温泉を活用した市民の健康づくりと観光振興、伊勢湾臨海部工場地帯の物流機能の場として、蟹江ならではの広域的な地域の中の役割と特徴を考えたまちづくりを計画しています。

蟹江町も地域組織やボランティア、NPOがより一層活躍できる地域社会を構築し、蟹江町民、事業者と行政が協働で地域経営を進めること、少子・高齢社会への対応や人口減少を展望したまちづくり、社会資本の整備や公共施設の適正維持管理、蟹江町内での雇用の場や産業活動の活力の創出、蟹江町への定住や観光交流の促進、自主的な活動で協働のまちづくりに取り組む人づくりなどを進め、蟹江町民、事業者と行政が一体となった協働によるまちづくりを実現するための第4次蟹江町総合計画をさらに策定し直しています。同じような動きでやっていると思うんですが、このように弥富市も蟹江町も同じ問題や課題を抱え、それを克服していくための総合計画を同じ方法で策定し、その施策を実行すべく行政運営をしようとしております。

そこで、蟹江町も同じなんですが、どうしてこのように第1次弥富市総合計画の実施計画

が計画期間を３年間とし、ローリング方式による実施計画を毎年度見直す必要があるのか、説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 総合計画の実施計画につきましては、基本計画、これは前期・後期５年間を計画期間としておりますが、その基本計画に基づきまして具体的に実施する事業内容や事業費等を示すものでございます。

多くの事業につきましては、事業を施行する前々年度で構想計画、前年度で実施計画、準備を行い、当該年度に本実施、着工していく工程が多く、このようなことから計画期間を３年としております。また、急速に変化する社会、経済情勢の変化等を踏まえまして、より効果の高い実施方法や新しい事業を常に検討する必要があることから、毎年度見直しを行うものとしております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- ２番（川瀬知之君） 物事って言葉では解決できませんけどね、格好いいことを言っているんだけど。

予算、市民の意見により優先順位を考え計画を見直すということは、この計画の中の全てを初めから施行するつもりがないことであり、すなわちこの計画に責任を持つ必要がないということでもあります。

どうして実行不可能な希望的なこの計画を、相当の経費をかけてまで市民へ告知、知らしめるのか。さらに、どうして市民に対してこの計画の意見、パブリックコメントを求める必要があるのか、説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 総合計画、これは基本構想、基本計画でございますが、基本構想につきましては向こう10年間の計画期間、基本計画についてはそれぞれ５年間の計画期間として計画を定めるものでございますが、この計画期間におきましてこういった事業を推進していくんだという目標、理念を定めるものでございまして、その中で財源等の問題がございますので、優先順位を決めまして、少しでも実現しようという形に向かっているという中で、そのためには財源問題がどうしても出てきます。

そういった中で、少しでも財源を生み出す。そのために行政改革大綱を策定しまして、それに基づきまして財源を生み出して、少しでも総合計画を達成できるように努力するという形でやっておるところでございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- ２番（川瀬知之君） 後で追及して、私の考えは後で言いますので。

新庁舎改築の計画では、既に予算を計上した調査結果があるにもかかわらず、私の以前の

一般質問上でも、パブリックコメント上で市民が弥富駅の周辺の具体的予想図を示すよう促されても公表しないのはどうしてか、説明ください。

また、御理解のほどよろしく申し上げますとはどういうことか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは最初に、弥富駅周辺の具体的予想図を公表しないのはどうしてかという御質問にお答えさせていただきます。

弥富駅周辺の計画につきましては、弥富市総合計画の前期計画に駅周辺の活性化に向け周辺を含めた一体的なバリアフリー化を進めるとともに、ＪＲ、名鉄弥富駅の橋上駅舎化を促進すると位置づけております。

これらのことを実現に向けて、鉄道事業者でありますＪＲ東海、名鉄と継続的に協議を進めてまいりました。この協議において、当初に鉄道事業者からは、協議が進み基本的な合意に至るまでには数年かかるとのことでした。基本合意に至っていないことから、途中経過の段階での計画案等の公表につきましては差し控えていただきたいと強い要請がございました。市といたしましても……。

○２番（川瀬知之君） それは、誰がですか。

○開発部長（石川敏彦君） 鉄道事業者からです。控えていただきたいという強い要請がございました。

市といたしましても、今後において協議を進めることに支障があることや、協議を進める過程において変更が生ずる可能性があることなどから公表しないものとしたものでございます。

続きまして、理解のほどよろしく申し上げますとはどういうことかの御質問でございますが、先ほど答弁させていただきましたが、駅周辺整備につきましては大変大きな課題であることから、地権者の同意、協力を初め多大な費用や長い年月がかかるものでございます。簡単に事業実施ができるものとは考えておりません。

昨年において、橋上駅舎化、自由通路事業につきましては事業を凍結するとしたところでございます。また、鉄道事業者との基本合意に至っていない段階であることから、総合計画の後期計画で当面の整備内容につきまして見直しを検討することとしております。具体的な予想図につきましては、お示しができないことによるものでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） 私は２年前に、もう２年になるんですけど、新人として議員になったんですが、その前からの話だとは思うんですけど、市民にＪＲの駅と近鉄の駅の違いの使い方とかって聞いてはいないでしょうかね、どういう使い勝手をされているのか。そういうこ

とを考えてそういう駅の利用度を考えているのか、そういう調査はしましたでしょうか。市民がＪＲ駅と近鉄駅の使い勝手を考えておられると思うんですね。そういうことは考えておられるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

市民の方から、そういった利用勝手についての意見とか、そういったことも含めた回答と  
いうか、お示しをしたことはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） 市民と協働でのまちづくりとはそういうことですので、これからはそういうふうに使勝手とか利用度とか、要はＪＲより北の方がどういうふうに考えているのか、南の方がどう考えておるか。恐らくちょっと考えは違うだろうし、弥富市は分断していますので、やっぱりＪＲの利用度を考えていけばわざわざ南のほうに行かなくても済む場合もあるもんですから、そういうことも考えてＪＲ駅というのを再検討されるとか、たしか東京だったかな。わざと駅をずらして、ＪＲと私鉄と分けて駅前を２つつくってするとか、そういうことを考えればまちづくりが２つできて、要は土地の評価価値が上がるようなことを考えていることもありますので、そういうことも調査して、市民と協働の駅をつくるのであればそういうことを聞いて、もう一度さっき言われた調査したのを再検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、この計画期間に定員管理の見直しや時間外勤務手当の削減はどのように進みましたか、具体的に説明ください。

この計画期間の間に行政マネジメントシステム、すなわち経営資源、人、物、金、情報、時間など、最も効率的かつ効果的に活用し組織を維持発展させる仕組みを確立したと思います。この構築された行政システムの内容と、今後そのシステムの運用により将来どのような効果が見込めるのか、具体的に説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず定員管理のほうの質問でございますが、これにつきましては国の指針に基づきまして本市も定員管理の適正が求められ、平成22年４月１日における事務職を初めとする市の総職員の合計数を358人とする定員適正化計画を定めております。今後とも、この定員枠を維持していく方針でございます。

弥富市における総職員数の推移につきましては、平成18年度の368名から平成25年度の346名でありますので、７年間で22名の削減となっております。職員の給与総額、これは給料と各種手当の総合計でございますが、これを比較しますと平成18年度18億円から平成24年度16億1,800万円でありますので、約１億8,200万円の削減となっております。

次に、時間外勤務手当の縮減につきましては、平成20年4月に全庁一斉定時退庁日を設定しまして、職場の環境づくりや職員の健康や福祉の増進及び職務能率の向上に努めております。時間外勤務手当の総額につきましては、全庁一斉定時退庁日を導入した平成20年度と平成24年度を比較しますと、約90万円の削減となっております。

続きまして、この計画期間中の行政マネジメントシステムの構築による将来どのような効果が見込めるかという質問でございますが、地方分権の進展に伴いまして、地方公共団体はまさに自己決定、自己責任の原則をもとに行政運営を行っていくことが求められております。職員が自治の担い手としての意識をしっかりと持ち、市政が市民の負担によって運営されるものである以上、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることは行政運営の基本でございます。

増大する事務量に限られた財源で対応していくためには、これまで以上にその基本に立ち入ることが重要であります。職員の一人一人が費用対効果を常に念頭に置いて事業を推進し、効率的な行政運営を行い、第1次弥富市総合計画の基本構想に掲げた将来像等、逼迫する財政状況など市を取り巻く厳しい現実との差を埋め合わせて、課題の解決に向けて知恵を出し、改革に取り組むことによって未来を開き、市政を明るい展望のあるものへと展開することを目的としており、それを着実に進めることが将来の効果と言えると考えております。

また、経費節減等の財政効果の観点からいえば、行政改革の取り組みによる効果の中には、例えば事業の廃止によって次年度以降の支出がなくなった額、こういったものを効果の継続と捉えておりますので、これらのものは将来への効果と言えると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 言葉では仕事はできませんので、お願いします。

弥富市のような地方公共団体が担う主な実務としては、生活保護、特別養護老人ホームの設置運営、介護保険事業、国民健康保険事業、都市計画決定、市町村道・橋梁の建設管理、上下水道の整備、管理運営、小・中学校の設置管理、一般廃棄物の収集や処理、消防・救急活動、住民票や戸籍の事務などがあります。行政改革大綱は、このような実務を効率よく進めるための行政マネジメントシステムを構築し、さまざまな行政施設をPDCAマネジメントサイクルを使って実施していくのだと思われま。

PDCAサイクルとは、サイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたものです。プラン（計画）、従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。ドゥー（実施・実行）、計画に沿って業務を行う。チェック（点検・評価）、業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。アクト（実務）が計画に沿っていない部分を調べて措置をする。このような4段階を順次行って、1周したら最後のアクトを次のPDCAサイクルにつなげ、

らせんを描くようにサイクルを向上させて継続的に業務改善することです。

しかし、私の今回の質問の回答からでは、今の現状の組織を将来どのように変え、さらにどのような行政マネジメントシステムを構築して行政改善へ具体的に導いていけるのか、明確なビジョン、さらに根拠もないのに、PDCAマネジメントサイクルを使って直面する財源不足をどうやって解消するのか理解できません。

大概の多くの日本の企業は、現在グローバル化競争に苦戦し追い詰められています。そのため、これらの企業は置かれた現状の課題や問題、危機をまず把握し、21世紀に合った新たな企業理念を考え、事業再生と存続を目的に新たな成長戦略を模索して考え出し、そしてそれに従った事業計画を策定し、それと同時にそれを実行するリーダーなどの人材の育成に重点を置きながら、全ての事業を計画どおり進めるよう尽力しております。

さらにこれらの企業は、これが重要なんですけど、顧客の声をうのみにして顧客の声に一喜一憂し右往左往した経験から、現在の顧客意見に気を配りながら、未来の顧客に目を向け顧客満足度を高めながら、ここなんですけど、効率や生産性を過度に自制しない企業戦略を考え、既に事業を進めています。

したがって、民間経営手法を取り入れるならば、広報活動、業務の透明性、工事中心の希望的な総合計画を策定するのではなく、具体的なICT化、省力化、組織再編成、もう1つこれなんですけど、近隣、さっきも言ったんですけど、みんな総合計画は同じようなことをやっているもんですから、近隣市町村との事業の共通化と共同など、根拠のある方法を考え、時代とともに展開可能な広域的な地域の中での役割、特徴のある軸のぶれないまちづくりを考えた総合計画を策定していただきたいと思います。

次に移ります。公有財産の有効活用について。

私は、特に東日本大震災から復旧・復興によるまちづくりと経済について調査する目的で、平成25年10月7日から8日に宮城県へ視察してまいりました。そこでも災害に強いまちづくりの実現へ向けて、スマートコミュニティ実証プロジェクトが進んでおりましたので御紹介します。

石巻スマートコミュニティは、石巻市内の4つの地区を対象に、中心部の市街地と周辺の住宅地域をエネルギー管理システムで連携させる壮大なプロジェクトであります。経済産業省の補助金を活用して、東芝がエネルギーの需要側、東北電力が供給側のシステムを構築、運用する計画です。

このスマートコミュニティでは、太陽光発電による再生可能エネルギーの拡大を図ると同時に、災害時にも自立したエネルギー供給を可能にする新しい都市の形を目指し、キャッチフレーズを「灯りと情報が途切れない安全・安心なまちづくり」としています。

対象の4地区にある公共施設や商業施設にビル向けエネルギー管理システムを導入するほ

か、災害公営住宅にマンション向けエネルギー管理システム、復興住宅には家庭向けエネルギー管理システムを導入して、地域全体のエネルギー管理システムとの間で電力の需給バランスを調整できるようにする計画であります。さらに、災害時には、地区ごとに設置した太陽光発電や蓄電池の電力を生かして、照明など必要の高い機器に優先的に供給する仕組みです。電力の供給源として、電気自動車も活用する方針で、電力が余っている地区から足りない地区へ電気自動車を移動させて配電することも想定しているそうです。

それでは質問します。

前回の質問で示された、太陽光ソーラー発電に適した未使用公有財産での太陽光発電事業主の選定は進んでいますか。進捗状況を説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 過日、市の普通財産を太陽光発電事業に貸与してほしいという事業者がございましたので、先日、全員協議会のほうでもお話しいたしましたように、境、海屋の土地について、太陽光発電事業の参加事業者を募集するための準備を進めております。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- 2番（川瀬知之君） 私は、市内の未使用公有財産を利用し再生エネルギー推進、災害時の電源確保、未使用利用地維持管理費削減、借地料収入、固定資産税増収、次に後で説明するんですが、分散型発電会社企業の企業誘致をもくろみ、さらに市民所有の土地の有効利用の道筋になるとして今質問をしております。

太陽光発電事業なんですが、今後対応がくれればおくれるほど太陽光発電売電価格が年々下がり、太陽光発電事業が難しくなる中、上記の未使用公有財産の利用は今後どのように活用するのか、説明ください。

- 議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。
- 総務部長（佐藤勝義君） 今説明しました境、海屋の土地につきましては、参加事業者の募集という形で準備を進めておりますが、そのほかの未使用公有財産につきましては、いろんな絡みもございますので、現在は太陽光発電事業者の募集というふうには考えておりませんので、他の有効な活用方法を、それぞれ土地にいろんな事情がございますので、そういったことも踏まえながら検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。
- 議長（佐藤高清君） 川瀬議員。
- 2番（川瀬知之君） ちょっとてれこになって申しわけないですけど、この未使用公有財産の維持費に今幾らかかっていますか。また、いつごろから未使用になり、今までどれだけの維持費がかかったのか、各未使用公有地ごとに説明ください。この前、太陽光発電を検討されたところだけでいいですよ。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） せんだて、太陽光発電の形で考えられるところということでお答えさせていただいておった4カ所につきましては、稲元というところと境の2筆、鍋田、海屋、この土地についてお答えいたします。なお、年によって変動がございますので、過去5年間の収入、支出を平均した年額でお答えいたします。

まず稲元、こちらの3,000平米の土地につきましては、5年平均の収入、年間土地の賃貸料でございますが12万6,000円、また5年間……。

○2番（川瀬知之君） 維持費ですよ。

○総務部長（佐藤勝義君） これは土木業者がその土地を一時的に貸してくれというときに賃貸料が入ってきますので、ですから過去5年間で入ってきたやつを5で割った数字というふうに捉えていただきたいと思います。稲元の3,000平米につきましてはその収入が5年平均で年間12万6,000円、支出、これは年間の維持管理費、主に草刈りでございますが4万7,000円、したがって、差引額として年7万9,000円の収入超過となっております。

次に、境の2筆の合計、これは5,376平米。5年間平均の収入、年間土地の賃貸料でございますが11万3,000円、支出、5年平均の年間維持管理費でございますが12万9,000円、したがって年1万6,000円の支出超過という形になっております。

続きまして、鍋田の5,233平米。これにつきましては5年平均の収入、年間土地賃貸料でございますが2万9,000円、支出、これ5年平均の年間維持管理費9万1,000円、したがって差引額、年6万2,000円の支出超過。

海屋2,258平米、この土地につきましては賃貸の実績がございませんので収入はゼロ、支出は年間維持管理費が18万7,000円、5年平均でございます。ですから年18万7,000円の支出超過ということで、4カ所の土地の維持管理費について、収入支出を差し引きしますと全体で年間約18万6,000円の支出超過という形になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） できるだけ未使用の土地を利用して、収入をふやすように考えていただきたいと思います。

市民との協働のまちづくりを提言されているようですが、弥富市の新たな産業の育成や既存の事業転換の支援も視野に入れ、次のことを御紹介いたします。御参考にしてください。

今、水素エネルギー社会構築の必要性が叫ばれております。低炭素社会に向けて省CO<sub>2</sub>を図りつつ、安定的なエネルギーの供給を確保するためには、再生可能エネルギーを有効活用していくことが重要です。しかしながら、再生可能エネルギーは低密度であり、季節、時間による変動が大きいので、そのままでは非常に使いにくいエネルギーです。再生可能エネルギーを有効活用するためには、2次エネルギーとして将来的に水素を活用することが重要

な課題となります。

水素エネルギー社会の構築に向けた天然ガスの役割及び課題。水素は利用段階では $\text{CO}_2$ を排出しないクリーンなエネルギーであります。理想的な水素エネルギー社会の姿としては、再生可能な自然エネルギーによる電力等を大量に用いて水素を製造することが考えられますが、経済性や供給安定性等の面で課題が多いです。これらの課題を勘案した場合、当面は天然ガス等を改質して水素を製造することが現実的であります。

なお、天然ガス改質による水素製造プロセスで排出される $\text{CO}_2$ については、分離・回収システムを構築し、将来的に回収された $\text{CO}_2$ の輸送システムとともに $\text{CO}_2$ の回収、直流システムなどへとつなげることが実現されれば大幅に削減でき、低炭素社会実現に寄与することが可能となります。

水素を製造するに当たっては、1カ所で大規模に天然ガスを改質して水素を製造するほうが、複数の場所で小規模に製造する場合に比べて、規模の利益の観点から設備投資にかかるコスト面で有利な面もあります。また、 $\text{CO}_2$ の回収が容易になるため、 $\text{CO}_2$ の回収貯留システムを実施する場合にメリットがあります。まさに、この事柄は弥富市臨海工業地への企業誘致に相当役立つことだと思います。

そして、前回の一般質問で、服部市長も、弥富市と川崎重工とは今後ともよい関係を築き上げていかれると聞いておりますので、川崎重工の水素エネルギー社会構築の取り組みについて御紹介します。

川崎重工は、豪州で産出する低品位石炭（褐炭）から液化水素をつくり、タンカーで日本へ運ぶプロジェクトを進めています。

豪州には膨大な量の褐炭が存在します。しかし、水分の含有量が多く、掘り出して積み上げておくと自然発火してしまうため、輸出するには向きません。豪州にはラトロフバレーという褐炭の産地があります。褐炭の産地としては世界最大規模で、ここに眠る石炭のエネルギー量は日本の1次エネルギーの40年分に相当するという膨大さであります。現在は、採掘地に隣接する石炭火力発電所で燃料として使っています。発火を防ぐために、採掘してから18時間以内にコンベアーで発電所へ運び込んで燃やしています。

この褐炭を発電に使うと、水分を多く含んだ石炭を燃やすために、発電効率がすこぶる悪くなるのが問題です。ラトロフバレーの場合、約28%にとどまり、日本の石炭火力発電所の平均が40%を超えていることを勘案すれば、その低さがわかんと思います。

豪州は1人当たりの $\text{CO}_2$ 排出量が世界最大の国です。豪州政府には $\text{CO}_2$ 排出量を減らしたいという思いがあり、そこで液化水素を志向する川崎重工と思惑が一致し、褐炭から液化水素を精製し日本へ運ぶプロジェクトが動き出しました。

川崎重工はラトロフバレーで褐炭をガス化することに成功しており、その工程で発生する

水素とCO<sub>2</sub>のうち、CO<sub>2</sub>回収貯留システムで海底の空洞へ押し込みます。この空洞は、かつて天然ガスを採掘し枯渇した跡地であり、既に豪州政府は2012年2月に約80億円を投じてこのシステムの検証も開始しています。世界各国で検討が進むこのシステムだが、ラトロフバレー近海は数ある候補地の中でも最も実用化しよい適地と言われています。

一方の水素は、超低温に冷やして液化し、タンカーで日本へ運びます。扱いはLNGとほぼ同じでありまして、天然ガスを摂氏マイナス162度Cで冷やして液化するのに対して、水素はさらに低いマイナス253度Cに液化します。一旦液化してしまえば、1日にタンクから漏れて減る量はわずか0.09%、タンクに入れて長期保管することも、タンカーで輸送することも難しくありません。

川崎重工業は2013年度中に技術開発にめどをつけて、パイロット事業に着手する計画で、まずは2017年までに少量の褐炭から液化水素をつくり日本へ運び、そして2025年により大型化した実証プラントでの検証を始め、2030年の商用化を目指します。

日本へ運んできた液化水素は、当面は火力発電所の燃料として使う考えであります。さらに、水素を直接燃料として利用する発電機の開発も同時に並行で進めてもいます。そこで、将来は水素を使う燃料電池車や家庭用燃料電池エネファームなどへの供給を視野に入れており、同社はロケット燃料に使う液化水素用のタンクやタンクローリーなどを20年来手がけてきた実績もあり、水素インフラへは全方位で取り組む構えであります。

弥富市のまちづくりに協働するパートナーとしては、人材の育成、技術の集約としては最高のパートナーになり得る可能性を秘めております。よろしいですか。弥富市の水素インフラ企業の集積や水素社会の実証をこの地域で先駆けて率先すれば、家庭用燃料電池エネファームは弥富市の多くの既存プロパンガス供給企業も多く取り扱い始めており、市内の企業支援と経済活性化につながります。

飛島の財政を望むなら、飛島村には今中電の火力発電所がありますが、弥富市臨海へ将来水素火力発電所を誘致したらどうですか。先の未来に責任を持つ方々が多く育つよう、弥富市のまちづくりをしていただきたく、参考にさせていただければと思い今まで質問させていただきました。

以上、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時47分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

- 13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実です。

通告に従いまして、質問を行います。

まず最初に、弥富市農業の今後についてお伺いをいたします。

まず、農業の現実についてお話をさせていただきます。

本来、農業は日本の季節に合わせて種をまき、夏野菜、冬野菜をつくり、四季それぞれの果物を楽しみに主食である米をつくり、平和に暮らせたのが昭和30年ごろまでの話であると思います。その後は生活も豊かになり、消費者の求めもあり、どんな野菜も果物も年中ないものはない、なければ世界中から輸入しスーパーの店頭に並べられております。

そんな中、農家はトマトあるいはキュウリ、ナス、花類など施設園芸に生き残りを図り、それ以外の農家は他に所得を求め、それでも農地と米づくりを守ってきたものです。もちろんその中には市からの助成もあり、国からの補助金なども含めて、農業は細々と今現在を迎えております。

しかし、今の農業はプラス・マイナス・ゼロもしくは赤字が現実です。さらに、与党は減反は2017年まで、2018年度は減反廃止を打ち出し、実務者間協議の中、来年度は半額とすることで合意したとの報道がありました。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加が議論され、農業の環境は先の見えない今ですが、こんなときこそ弥富市としての農業の取り組みについてお伺いをいたします。

今年度どおりの、またはそれ以上の御支持が、援助がいただけますか。市長、どうかよろしく御答弁をお願いします。

- 議長（佐藤高清君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 農業の現実的な問題について、今小坂井議員のほうからお話があったとおりでございます。日本の農業の大きな過渡期ということが言われておるわけでございます。

いわゆる米における生産調整という形の中での減反奨励金も、5年でなくなるという形でございます。そしてまた、米価の変動補填についても、交付金も来年からは廃止されるというような状況で、まさに競争社会の中に置いていかれるというふうに思っております。

私は農業は国策だというふうに平素から思っておるわけでございますが、このような形で5年間という時間に大きくかじを切ったということは、我々地方も考えていかなきゃならないというふうに思うわけでございます。国の施策と同時に、私ども弥富市も農業振興地域として約1,100ヘクタールの水田があるわけでございますので、そういった状況においてどのようにこれから弥富市の農業ということについても考えていかなきゃならないかというのは、非常に大きな問題というふうに思っております。

現在、1,100ヘクタールの近くの農地面積で約50%近くが利用権設定されておりまして、オペレーター25名部隊で耕作をしていただいておりますけれども、恐らくこの四、五年の状況の中においては80%を超える段階まで行くだらうというふうに予測もされておるわけでございます。

そうした形の中で、弥富市の農業も大きく変わってくるということは言えるわけですので、国の施策と弥富市の農業政策ということは大変リンクをしておりますので、重要だらうというふうに思っております。

T P Pの問題は、いよいよあすからシンガポールで開催される、いわゆる関係諸国との会議ということが、年内に決着というようなこともございますので、大きな会議日程だらうというふうに見ております。そういうような状況の中で、どのような方向が示されるか、米に対してどのような考え方が示されるかということは私たちも注視していかなくちゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、5年間で日本の農業を政府も考えていくということでございますので、同じような歩調で私たち弥富市という形の中での農業振興地域としての農業も、再三言いますけれども考えていかなくちゃならないということでございます。そういった形の中で、現在の私どもの農業政策というか、そういったことについてもしっかり考えていきたいと思っています。

とりあえず転作補助金という形の中で、市単独で行っておる事業につきましては、来年度は今年度並みという形で考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 深い御理解をいただき、ありがとうございます。

国の政策、ましてや転作政策あるいは農家戸別所得補償、いろいろ施策がありましたが、農家自体がそれに振り回されまして、非常に私どももそれに乗った部分もあります。また、今となっては少し腑に落ちない部分もありますので、それを少し聞きたいと思います。

ここ2年ほど前から始まりました農地集積推進事業、それによって農地集積協力金をいただけたという制度ができました。既の実施されたわけでございますが、弥富市においてこの協力金をいただけた方が何人ほど、また面積はどれほどありましたか、お聞かせいただきます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農地集積協力金をいただけた人は何人か、また面積はどの程度かという御質問でございますが、経営転換協力金でございます、平成24年度は0.5ヘクタール以下ということで7件の方でございます。面積が2万888平方メートルでございます。次

に、0.5ヘクタール以上から2ヘクタール以下の方が6戸、6万5,167平方メートルでございます。合計いたしまして、12戸で8万6,055平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この制度は制約が非常に多く、私どもは苦勞といたしますか戸別補償を申請するに当たり、集落営農組織にすることによって、基本の1反歩も引き下げられないということでいろいろやってまいりましたが、農政局のほうでも行ってまいりましたんですが、お宅の集落ではトラクターが何台ありますかとか、コンバインは何台ありますかと。そのようなものは何もございません、全部オペレーターにやっていただいておりますというところで、そんなんでは集落営農に認めるわけにはいかんようなことを言われたんですが、やはりそのようなところが多いということで何とか認めていただきまして、集落全体で1反歩だけ引いて、あとは面積的にいただきました。

大変そのときは喜んだんですが、農地集積推進事業の中には、集落営農組合を立ち上げた現在でもそのままでは、例えばその中から脱退をしてこの制度で担い手に預けて全面委託して、今の話で0.5ヘクタールあるいはそれ以上というところは金額的にはじき出されるんですが、それがいただけない。まず集落営農となった場合には除外されてしまいましたと、そういうお話でございました。

どことも一緒だったと思いますが、農業者の高齢化が進む中で全面、委託するというのもう目に見えてふえてくると思います。その間で、ことし、うちのほうの組合の中で1町6反、1.6ヘクタールの農地を預けられました。そうすると、この面積でいきますと50万というお金がもらえるはずだったんです。しかし、その方は10アール以上の畑があったということで、そこで権利がなくなったということで、私ども組合としてはよかったなあと。もし集落営農でこれが権利がないということでいただけないとなりますと、集落営農のほうでどうしてくれると言われたときに責任をとらんなんことになってしまいます。それ以外でも、やはり高齢化で申し込みだけしてきたという方が何人もうちのほうで見えます。こうなった場合には、早いところ集落営農を解散するべきではないかと。

弥富市の中には集落営農の組合が3つたしかあると思うんですが、3つありますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

現在、弥富市内におきましては、議員おっしゃられますように3集落ございまして、鮫ヶ地地区、下之割地区、前ヶ平地区でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） その組合の皆様には周知徹底、このことはわかってみえると思いますが、私はこれ非常に心配をしております。早急に集落営農を解散するべきではないかと、

そのように思うのが最近の私の思いでございます。

本当にこの集落営農、苦勞して、そのように農政局で言われましたんで、それ以外にも環境保全型農業にも取り組んでおりますし、また機械化されていないということで、ではつくった米を販売もしましょうということで努力してまいりましたが、今までやってきたことが報われない、そのような事態が起きておるんですが、本当に集落営農のところにはその権利がないというか、そのような取り決めがあるんですか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

集落営農は農地集積協力金の対象とならないが、今までの努力が報われないということの御質問でございます。

集落営農につきましては、先ほど言いました市内には3集落ございます。農地集積協力金につきましては、土地利用型の農業から経営を転換していただくということで、農業者やリタイアする農業者が地域の担い手の農地集積に協力していただく場合に、一定の要件をもとに交付されるものでございます。したがって、集落営農組織につきましては既に地域の担い手に農地が集積されているということで考えて、対象とはなっておりません。

仮に、集落営農組織が脱退し協力金を受け取ろうとする場合につきましては、1年前からみずから耕作をし販売していなければならないという要件がございます。脱退後1年は自作し、協力金の申請はその翌年ということになります。

集落営農につきましては別の補助金、経営所得安定対策でございますが、旧の戸別所得補償でございます。これにおける米の直接支払交付金、現在10アール当たり1万5,000円でございますが、それについて10アールの控除をするという特典が受けられているのがメリットでもございますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ただいまの答弁でいきますと、例えば作業委託ではいかんということですね。作業委託のみでは、自作しなくてはいけないということですね。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 作業委託ではいけませんので、自作という形でお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 私どもの集落営農では、全面委託はしてないですけど、作業委託の中の集落営農なんですね。それを農政局のほうでは認めていただいておりますので。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それは集落営農としての組織として集積されておりますので、そ

ういった形で対応されているというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） どっちにしましても、集落営農を解散いたしましても自作農に戻るということはある得ないということです。何しろ、あるのは草刈り機とかまぐらいしかございませんので、それでもって自作をしと言われてしましても、これは到底かなうことではございませんので、そこら辺のところは皆様によく説明をいたしまして、地元のほうでも相談させていただきますが、これは非常に私どもも考えられなかった事態が起きたということを最近思うようになりました。

それでは、次に移ります。

十四山地区は利用増進といいまして、利用権設定を行って全面委託をします。鍋田地区は機械銀行という名前のもと利用権設定をして、やはり全面委託をしてみえると思うんですが、地区により預けた農家が受け取る金額に差があるということをお聞きしております。

例えば、個人で誰かに委託する農地は除き、どこが違うのか、どういうふうに違うのか、金額的に違うのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 地区によって農家が受け取る金額が差があるということで、調整はできないかという御質問でございますが、賃借料につきましては、農用地利用集積円滑化事業の賃借料の調整会議におきまして、ＪＡ、市、受託部会代表、生産者代表によりまして設定がされております。

平成23年の鍋田地区では9,000円、これは10アール当たりでございます。その他の地区につきましては、10アール当たり6,000円でございます。また、平成24年度につきましては、鍋田地区が1万2,100円、その他の地区につきましては1万円でございます。ことしの平成25年につきましては、鍋田地区が1万4,400円、その他の地区につきましては1万円。

なお、鍋田地区におきましては、前年度のこしひかりの仮渡金額が本年度の賃借料となり、その他の地区につきましては、弥富、市江、十四山地区につきましては、前年度の作柄によって見直しをされるというふうに聞いております。

調整につきましては、御承知のように地区によって米の品質が違いますので、価格も違ってまいりますので、賃借料の差についてはこういったことで御理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 年々金額が違うというのは、前年度の収量あるいは政府買い上げ価格によって次の年の価格が決まるということは承知はしておりましたが、ところによってこれほどの差があるということは、例えば作柄といったとてそう1俵も変わらない、2俵も違

わないと思うんですが、米の銘柄あるいは品質ということかと思います。そして、鍋田地区は早場米というのか、早くとれるお米でございますので値がいいのか、そこら辺のところはちょっとわかりませんが、農政課のほうではどのように考えてみえますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 金額の差でございますが、やはり鍋田地区につきましては特早という形ですので、早く出荷されるということで単価的にも高いというふうに思っておりますし、あとは圃場によってかなりの単価が違うというふうにも聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） そこのところは、毎年単価も違ってきて不満も聞いております。どうしてこんなに違うんだということでございましたので、まあそのようにお答えしておきますが、ただいまこの点についてはこれで終わります。

次に、先ほど市長も申されましたように、担い手に対して農地集積がこれからますます進むと思うんですね。ましてやTPPが機能いたしまして米が安くなったときに、また転作がなくなって全地域に米を作付するとなった場合に、この担い手、オペレーターですね。規模拡大の余力はあるのか、農政課のほうではどのように捉えてみえますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 余力があるかという御質問でございますが、現在、市で把握しております稲作オペレーターが弥富市内に25名の方がお見えになりますが、JAに確認いたしましたところ、他市町と比較しましても機動力もあり、応援体制も整っておるとお聞きしております。

今後の規模拡大についても支障がないという確認をしておりますので、よろしく願いします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） たまたまうちのほうをやっていたいておりますオペレーターも、よそでやっておるところをやめてでもこの弥富地区は頑張りますとは言ってみえますが、できることならば今みたいに作業委託だけだったらやれるんですけど、全面委託となりますと水の管理から土手の除草、水路の泥上げまで全部ということでございますので、なかなか大変だねという声が聞こえておりますが、部会のほうでそのような声があれば必ずふえます。

また、その中で米が安くなったときに、今はまだ、一番安かったときでも6,000円とか7,000円とかいうお金を払っていただけたんですが、米が安くなった場合には逆に農家のほうが払って田んぼの守りをしていただかないかん時代が来るんじゃないかと心配はしております。その点、政府のほうもこれから5年間でいろいろ施策を考えてくれるとは思いますが、

つくらなくなったときに草生えでいいのかと。本当に今の田んぼというのは、ただ米をつくるだけではなくて、大雨が降ったときの緑のダムとして弥富市の田んぼは機能しておると思いますが、そのようなことがないように願って、次の質問に移ります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私も利用権設定させている農家と契約しているのがオペレーターさんという形の中で、オペレーターさんと年間でも二、三回協議をするときがあるわけですが、25件のオペレーターがございすけれど、私は今後はやっぱり法人化していったらどうだということを御提案申し上げております。

そうした形の中で、個人から法人にすることにおいて、しっかりとした企業基盤というか、基盤ができる。そしてまたしっかりとした担い手という形の中でも養成されていくだろうというふうに思っておりますので、こういったことを機会あるごとにお話しさせていただきながら、しっかりと弥富の農地を中心に守っていただくということをお願いしていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 十四山のオペレーターの場合は、既に企業化というか、してみえるということは聞いております。

じゃあ、次に移ります。

弥富市の防犯についてお伺いをいたします。

まず青色防犯パトロールについて、地元十四山地区においても青色防犯パトロールを実施しておりますが、現在、市内に何チーム活動しているか教えていただけますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、車を使ったパトロールを行っている団体が8団体でございす。また、徒歩等による団体が3団体、計11団体が防犯組織としての働きをしていただいております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 栄南地区では1台の青パトで、運転士と乗員がかわり運用してみえるようです。十四山地区は6台の自家用車を登録し、1台の車が月に3回巡回しています。

他の地区がどのようにやっておられるか、状況がわかりましたら教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まず車の台数でございすけど、これは1台から今言われた6台ぐらいまでというところになっております。

あと現状でございすけれども、現在、車でのパトロールしていただいているのが全体で413名、それから台数としては32台でございす。先ほど言いました徒歩のパトロールも入

れますと、登録人員は486名といった数になっております。

実際のパトロールでございますけれども、週1回行っているところが多いというふうに聞いております。ただ、ところによりましては週に5回というような形で、ほぼ毎日パトロールしていただいていると、そういう地域もございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 1台の車でみんなして乗るといいうほうが、私は本来ならば理想であるのではないかなと思うんですが、案外車の調子が悪かったり、車検であったり、たまたまその日に当たるということもありますもんですから、本来ならば1台の車をみんなして運転手がかわって乗るといいうのが私は理想ではないかと思っております。

そして回る回数も、回数よりも不定期に回ると。同じ時間に回るのではなくて不定期に回ったらどうかと。それかといって、夜中に回るわけにもまいりませんので、スイカ泥棒が多いで夜中に回ってくれという要請も受けましたんですが、それはちょっと御勘弁いただきたいということでお断りした部分もございます。

お配りしてあります犯罪発生状況を見ていただきますと、弥富市全体では減少しています。青パトで巡回してみえるところが減っておるのか定かではございませんが、残念ながら、私が巡回しております十四山西部地区では逆に増加いたしまして、大変不本意な結果になっております。犯罪はふえたり減ったりしておるという状況でございますが、その中でも不審者を見ても声をかけるなど。泥棒を見ても追っかけちゃいかんと、そのようなことも言われております。直ちに通報しなさいと。抑止ということで回らせていただいております。

また、最近では不審者情報が多く聞かれますが、中には勘違い、見誤りで片のつくものもあるかと思いますが、重大な犯罪になる可能性も見逃すことができないと思います。件数と主な状況、結果がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 不審者情報に関する御質問でございますが、蟹江警察署に問い合わせいたしましたが、不審者情報に関するだけの統計情報というのは持っていないという回答がございました。

それで、メールで発信されるわけでございますけれども、蟹江警察署安全情報というのが不審者があったときには発信されるということになっておりまして、その数字を1年間拾ってみました。

その結果でございますけれども、住所等で大字までで小字がないということがあって学区の区別は完全にはできておりませんけれども、24年度中で総数で22件でございます。十四山地区では5件ございました。

結果といたしまして、不審者情報から重大犯罪になったりとか逮捕に至ったというような

案件はないという答えをいただいております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 最近では四日市、朝日町ですか、悲惨な犯罪があったわけですが、不審者情報、またそれからそのような重大な犯罪につながるということも考えられると思いますので、防犯カメラの設置をお願いしたいと。

犯罪抑止には、音、光、目、時間と言われております。時間は侵入に要する時間、そのほかにも二重に鍵をかけなさい。目とは人の目、カメラの目ですが、現在、市内に市が設置した防犯カメラは、ごみ不法投棄の監視カメラ以外に、場所は上げないで結構でございますが何台ありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 防犯カメラの設置の件数でございますが、市役所全体の中での数はちょっと今把握しておりません。申しわけございません。

防災安全課のほうとして設置させていただいているのが、主に自転車の盗難防止、これが一番犯罪件数として多いというのもございますので、そういったものを中心といたしまして5カ所に設置しております。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 監視カメラで、犯罪の抑止にも、また安心・安全のまちづくりに必要不可欠ではないかと思います。また、犯罪が起きた場合の犯人検挙にも非常に役立つということが実証されております。

例えば、市役所の前に道路に向かってつけるとか、玄関に向かってつけるとか、そのような考えはございませんか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 現実の犯罪に対しての防犯カメラの設置ということでございますけれども、これはおとしでしたか、連続放火があったときにその地区につけさせていただいたという前例はございます。

そういった例もございますので、今後の設置につきましては実際の犯罪発生状況等で、この部分については必要だということがあれば設置も考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 犯罪が起きる前の抑止ということで、ぜひ考えていただいて設置をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 一般質問を続けます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○ 10 番（堀岡敏喜君） こんにちは、10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

最後でございますので、お疲れの御様子でございますが、もう一踏ん張りよろしく願いをいたします。

質問は防災について、以下数点をお伺いしてまいります。

防災、減災の基本は自助、共助、公助であります。それには事前的な取り組み、発災時、事後の取り組みがあり、またそれぞれにはハード、そしてソフトの側面がございます。簡単に申し上げれば、よりよい防災への取り組みが結果として減災につながるということだと思います。

10月には、弥富市議会を挙げまして宮城県の石巻市、七ヶ浜町への視察を行いました。東日本大震災で被災をした自治体の中で最も多くの犠牲者を出した石巻市、人的被害も少なく、救援の受け入れ体制もひときわ早かった七ヶ浜町、北海道、また青森県から千葉県、また東京都までの太平洋沿岸を中心に1都1道18県で多くの犠牲者、負傷者が出てしまったわけですが、特に津波被害の大きい青森県から茨城県の沿岸部では、集落や住民の人口の数だけではあわせない犠牲者の数に差が出ております。それは悲しく残念なことではありますが、備え、そしてそれをもとにした行動の差にあったのではないのでしょうか。

視察先の両自治体で、意見交換の場で、今回の大震災の経験を踏まえ今後地域防災にどのように取り組むのか、同じ質問をさせていただきました。両自治体の回答はほぼ同じで、共通をしているのは災害被害者ゼロを目指すということと、防災は事前の取り組みが全てであるということでありました。

さて、本年も日本各地でさまざまな自然災害が起こりました。群発する地震に加え、今夏のゲリラ豪雨、経験のない大雨、予測できない竜巻、そして大型台風と、まさに災害列島そのものの夏でございました。特に、伊豆大島での甚大な被害には心が痛み、被害に遭われました皆様には心からお見舞いと一日も早い復興を願うものであります。

そうした中で看過できないのは、大島町の災害でも、地域防災計画がありながら計画どおりには機能しなかったばかりか、避難勧告も発令をされなかったことは大きな課題であります。計画やハザードマップがあっても、住民の生命や財産を守ることができなければただの紙切れであります。台風25号で大きな被害を受けた京都府、滋賀県でも、住民への周知措置がなされていなかったり、通知メールも大幅におくれた地域もございます。

また、住民の側の課題も指摘をされております。避難指示を受けた住民が避難所の場所を把握していなかったり、避難指示と避難勧告の違いを把握していないことがわかった地域もございます。

日常的な防災教育のあり方が問われております。また、災害で犠牲になるのはいつも災害

弱者と言われる高齢者であり、子供たちであります。改めて要支援者への対応や、教育現場での取り組みが問われております。今夏の相次ぐ災害から、住民の生命と財産を守るための我がまちの防災対策に生かす点は余りにも多いのではないのでしょうか。

以上のことから、以下の質問をしてみたいと思います。

1つ目に、弥富市の自主防災組織の現状と課題について、設立の達成率、設立に至らない地域の課題、活動の格差等について、市の認識と取り組みについて伺います。ただ、設立の現状につきましては、先ほど72地区中52団体という課長の答弁がございました。設立達成率は72%ということでもいいですね。それ以外の設立に至らない地域の現状と、活動の格差と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） まず設立率ということでございますけれども、全体で72%でございますけど、世帯ベースでいきますと89.8%、約90%という数字になっております。

それから、設立に至らない地域の課題といたしましては、災害に対する意識の問題も大きいと思います。また、全体的に世帯数の少ない地域が多くございまして、地域の中でいろいろな役職が多くて、新しい組織の設立に対して消極的になっているといった面もあるのではないかなあと考えております。市としては、引き続き設立に向けたお願いをしてみたいつもりでございます。

格差につきましては、先ほど伊藤議員に対するお答えでもさせていただきましたけど、1月16日に自主防災会の全体会というような形の中で初めての会合を行わせていただきます。以前には、そういった講習会をやったことはあるんですけども、こういった自主防の皆さんに集まっていたきたいといった御要望をしたのは初めてのことでございます。その中で情報交換とか行う中で、格差というのをだんだん縮められたらなあと思っております。

また、この会議には未設置の区長、区長補助員さんのほうにも御案内文書は差し上げるつもりをしておりますので、そういった機会を通して設立について、それから格差についてといったものに対応していけたらなあというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 課長に御答弁をいただいたわけなんですけれども、要は防災組織の立ち上げをするに当たっての住民の意識の高揚というのが欠かせないということでございますよね。

実際に、前々回、災害時要援護者の話でも、地域防災にお願いするしかないというような市側の答弁がございました。ということは、防災組織がないとそれに対して手を打てない、そういう市の見解だと僕は受けとめております。

そうであるならば、やはり個人としての、住民としての防災に対する意識をどう高めていくのかということがまず問題になってくるだろうし、そのことについて市がどういう取り組みをされているのか。これが具体的でないと、今後防災組織をつくってくれというお話をされたところで、なかなか形しかできなかったり、活動自身が形だけになってしまったり、これじゃあ意味がないと思います。その辺は課長もよく御存じだと思いますので、あとの質問もずうっとつながっていきますのでね。

ただ自主防災組織の取り組みに関して、個人でお話するとつくりたいんだとおっしゃるんですよ。ただ実際、防災組織ができたときに、それが稼働するかしないかというのは、その中心者となる方が信頼の置ける方かどうかというところが大きな問題になっているだろうと。いろんな地域でもそういうことが課題になっています。ですから、充て職かもしれないけれども、例えば町会長の方であったり区長さんであったりに防災会長をとりあえずは願ひするしかない、そういうふうな見解も出ております。

もう1つ、市の取り組みとして僕ちょっと御意見をしたいのは、防災組織を立ち上げるに当たって、また先ほど小坂井議員の防犯組織というのもありましたけど、いざ市民が何かやろうとしたときに、すごい手続が煩雑ですよ。わかりにくい。ホームページを見ても、防災のことについてはすごい書かれてあるんだけど、一眼してどこそこを見て全部がわかるというふうにはなっていないというのは指摘をしておきたいと思います。

これ、実は瀬戸内市ですね。岡山県の瀬戸内市、この間弥富市に防災について視察に来られた地域です。はるかに向こうのほうが進んでいます。これは自主防災組織の手引きというのがダウンロードできるようになっています。これ中身がすばらしい。どうやってつくるのかというその事務的なことから、何をを目指すのか。答えは出てないんです。ここは皆さんで話し合って決めましょう、ここが大事ですよ。形骸化しないためのコツであるとか、もちろん有識者のいろんな知恵が入っています。市としての思いも、知恵が入っています。こういったものがぼっとあると、説明しながら、渡すんじゃないですよ。課長なり担当の方がしっかり説明をしながら、設立の意義というのをしっかり語っていただくだけでも、その防災の意識というのはその中心者となる方の高揚にはつながっていきますので、ぜひちょっと参考にさせていただきたいと思います。

じゃあ、続いて質問をしてまいります。次の質問でございます。

次に、弥富市自治体としてのBCPの進捗についてでございます。

自治体BCP、職員の防災への取り組みがあつてこそ、その真剣度が市民にも波及をいたします。例えば、現在、市民に対して耐震改修が必要な木造家屋に対して啓発を行っておりますが、現状はどうでしょうか。地震に備え、家具固定の啓発も行っておりますが、現状はどうでしょうか。

ＢＣＰの観点からいえば、私たち議員も当然そうですが、市職員には徹底をされているのでしょうか。市役所を初め公共施設での転倒防止策は講じられているのでしょうか。そういう観点から、現在の進捗と課題についてお伺いしてまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に御答弁を申し上げたいと思います。

まず御答弁申し上げる前に、堀岡議員におかれましては平成23年3・11東日本大震災以降、継続的にこの防災、減災に対して取り組んでいただいております。また、個人的にも防災上の数々の資格を取っていただき、地元の自主防災会のリーダーとしても御活躍をいただいております。また、議会の皆様方にも、今回議会改革の一貫として、議員として災害にしっかりと立ち向かっていこうというようなことが今後研修されていくということも聞いておりますので、この場をかりまして厚く感謝申し上げていきたいというふうに思っております。

ＢＣＰ、いわゆるビジネスコンティニュイティープラン、事業継続計画という形であるわけでございますけれども、突発的な事故、災害に対して、まずどのような効果的な防止策を打っていくかということが非常に重要であろうと思っております。そのことが事業の継続計画につながっていくというふうに思っております。

これは一つの自治体、私ども弥富市だけではとてもできるものではないということで、多くの自治体、あるいはそれぞれの公の機関というところがこのＢＣＰ、事業継続計画という形に対して取り組んでいただいているところでございます。

まず私ども弥富といたしましては、１つはハードウェア、ハードをどのような形で構築していくかということについて、あの震災以来努めてきたところでございます。１つには、鍋田の防潮堤の改修であるとか、木曽川左岸堤の改修であるとか、あるいは日光川右岸堤の改修等々でございます。また、湛水防除事業におきましては孫宝の排水機であるとか、鍋田の新しい排水機に対しても、来年の3月20日過ぎには仮稼働できるという状況の中で、湛水防除事業にも取り組んでまいりました。

また、一時的な避難場所という形の中におきましては、南部の防災センター、そして十四山中学校の屋外階段の設置等々、また民間の施設におかれましてはいろんな形の中で御協力をいただいていたところでございます。

こういったことにつきましては、これからもしっかりと危機管理という状況の中で進めていかなきゃならないということで、後期の総合計画の中にもしっかりと位置づけをさせていただきました。そういう状況の中でのまだハードウェアというか、ハードの面に対して基盤整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。

大事なのはソフトでございまして、先ほど来、自主防災会という形の中での問題もござい

ます。このBCP、事業継続計画の一つのスタイルといたしましては、大変混乱をするわけですね、災害があった場合。そして、その災害があった場合の混乱の中で、事前にどうしておくか、あるいはその最中にどうしていくか、あるいは事後に対してどう考えていくかということが非常に重要であろうというふうに思っております。これはまさにマニュアルをつくっていかないと、まずできないということでございます。マニュアルの策定ということが、このソフトの中には非常に重要であろうというふうに思っております。

先ほど見せていただきました自主防災組織の一つのマニュアルについても一緒だと思います。そういう形の中で、自治会もしっかりとしたマニュアルをつくっていかないと、とても対応できないというふうに思っているところでございます。

最初にも堀岡議員がおっしゃいましたように、防災、減災の基本は自助、共助、公助であるということでございます。そういった形の中で、これからの災害に対して向かっていかなきゃならないというふうに思っております。

私はことし総合的な防災計画を、防災協定を結んでおります千葉県の浦安市に、いわゆる防災訓練という形の中で職員ともども参加をさせていただきました。何と1万5,000人規模の参加で、やっぱり非常に危機感があるわけですね。そういう状況の中での防災訓練を見させていただきました。行政はもちろん市民、自治会、各種団体、そして警察、消防、自衛隊、こういった総合的な機関のもとに防災訓練が行われたわけでございます。こういったようなことにつきましても、我々は大きな参考とさせていただいておるところでございます。

今後、自主防災組織も踏まえて住民との連携、あるいは行政とのさまざまな連携が私は市民との間には大事だろうというふうに思っております。こういうことをすることが、やはり事業を継続的に、さまざまなインフラ整備もそうですけれども、していくことだろうというふうに思っております。

来年度、新たに警察官のOB、そして自衛官のOBを採用していく予定をしております。そういうような状況の中に、暫定的にはまだなと思いますけれども、新たないわゆるBCP計画の策定に着手していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、伊勢湾台風から55年というのが来年でございます。一つの大きな節目ということもございますので、市民の皆様方にもしっかりと災害に対して意識をしていただく、そういうことをもう一度徹底していくことが大事な点というふうに思っておりますので、私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長よりハードの面、いわゆる防災インフラ、公共インフラ、これを同時にソフト、これからも自治体のBCPはまだまだこれからということで御答弁をいただきました。

千葉県浦安市の防災訓練、1万5,000人も参加されていた。その規模の大きさ、真剣さというものをいかに市長自身が弥富市民の皆さんにお伝えしていくか、これが非常に大事だと思いますし、市民の皆さんと共有をして、弥富でもいざ防災訓練とか、そういうことをやる時に市民が同じ意識を持って参加されるか、こういう環境をつくっていくことが本当の防災だと。後で結論を書いているんですけども、もうちょっと後にしたいと思います。

それと、先ほどちらっと触れましたけれども、これからBCPの策定をまたしっかりとやっていくと。情報とか、そういったことはクラウドで今やっているということでお聞きしていますので、肝心なのは、きょうも庁舎を見ていただくとわかりますけど、職員が働いていらっしゃるその環境、職場でしっかりとした転倒防止がされていますかということです。こういうことができてないと、やっぱり行政の方々というのはもちろん模範市民でもあるし、実際に今脆弱な庁舎ですから、もし地震があったら、倒れてきた本棚とかいろんなもので、そこで命を失ってしまう。後の復旧、復興にもやっぱりしっかり頑張っていただかないかんわけで、絶対死んでいただいても困ると。絶対死なないという決意で家具の転倒防止、また御自宅での家具の転倒防止なり、また改修なり、そういったことで率先して取り組んでいただく。で、また市民から相談していただいたときには、しっかり自分が体験した言葉として市民にも啓発をしていただける、そうじゃないですかね、課長。

いつも、市長もいろんなところで防災の話をされるときに、家具の転倒をちゃんと防止していますか、そういう呼びかけをしていただいています。肝心の庁舎の方で住んでいる方ができていなければだめですね。そういうところで、私は徹底をしていただきたいと思いますますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 非常に厳しいお話でして、見ていただいたとおり、庁舎に関していえばそういった徹底されてないというのは確かなところでございます。

今後、そういったことについての取り組み、これは防災安全課だけではない話になりますので、ちょっと調整をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） ぜひ、まず我々議員もそうですけれども、しっかりその道筋、やること、行動で示していきたいと、そういうふうに思います。お願いします。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

次の質問事項、台風26号によりまして甚大な被害を受け、多くの犠牲者を出してしまった大島町の地域防災計画での取り決めは、気象庁発表土砂災害警戒情報が発令をされ、住民に伝えて自主避難を促す避難勧告の判断に活用するとなっておりました。

しかし実際は、16日午後6時5分、土砂災害警戒情報が発令をされましたが、町は自主避

難を促したり避難勧告を出したりはしませんでした。町長は当時、島外に出張中であり、町役場からの連絡もなかったといえます。

また、台風25号の影響で、京都府、滋賀県に初の特別警報が発令をされました。避難指示、勧告は近畿2府4県だけで約50万世帯、約120万人に出されましたが、特別警報が発表された京都府京田辺市、木津川市、滋賀県の日野町、竜王町では、気象業務法で義務づけられている住民への周知措置をしておりませんでした。そのほかの自治体でも、特別警報や避難指示の通知メールが約8時間もおくられて通知をされたことがわかっております。

さらに、2011年8月、長崎、福岡、11月の鹿児島、これは死者3名が出ております。2012年の5月、茨城、これは死者1名、2013年の9月、埼玉県ほか三重県と、竜巻が異常に発生をし甚大な被害をもたらしました。

正確な予測が難しい竜巻に、どう備えればいいのでしょうか。気象庁は竜巻注意情報に加え、発生確率を色分けするレーダー・ナウキャスト、これは気象庁のホームページに、10キロ平方で、レーダーを使いまして竜巻が起こる可能性をあらわしているというページがございます。こういうことの活用を呼びかけております。

日本各地でさまざまな災害が起こる中、観測し予測する技術が発達しているのに、その情報を的確に伝え正しく認識することができず、被害が拡大をしていることは悔しく、大変残念でなりません。命に及ぶ事態だけに、情報を発信する側は的確に判断し、確実に住民に伝えていかなければなりません。また、住民側は情報を得る努力と複数の手段を持ち、災害を楽観視せず、最悪を想定し最善を尽くすことが大切であります。

弥富市では本年9月15日、台風18号に備えて午後9時に、また10月15日、台風26号に備えて午後8時に、それぞれ第1次避難所を開設し自主避難を呼びかけましたね。いずれも再接近が夜中であるということから、注意報の段階で早目の避難所開設を決断されたわけですが、それ自体は画期的であります。しかし、実際に自主避難をされた方はごく少人数であったと伺っております。

それでは質問でございますが、緊急時の避難勧告、災害メールなどの情報伝達のあり方について、設置後初めて京都で発令された特別警報、また甚大な被害のあった伊豆大島での事例を教訓に、どう認識をし、弥富市の現状と今後の課題について伺ってまいりたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御指摘のとおり、災害に対する情報伝達には大きく2つに分けられると思います。

まず国からの情報を市の職員の手を借りずにそのまま流すという、これは警報とか緊急地震速報でございますけど、これについては同報無線の受動機能といったもの、それから携帯

事業者等が流すものもございます。そういったもので直接情報が入ることになっております。

特別警報につきましては、市のほうが情報を流さなきゃいけないと、これは決めになっておりますので、それについては市独自といたしましては例えば同報無線であるとか、安心メールであるとか、エリアメールであるとか、ホームページであるとか、いろんな手段を使ってお知らせするといったことを考えております。

また、議員もおっしゃっていただきましたけれども、テレビ、ラジオ等でこういった情報はすぐに出ます。そういったものを利用するといったことの市民の方に対するお願いといったことも努めていかなければならないのかなあというふうに思っております。

伊豆大島の場合ですと、その後で、専門家が避難場所の開設の情報提供を行うだけでも被害が減少したのではないかといったようなお話もありました。弥富市におきまして、避難勧告、避難指示等で出した実績は今のところございません。ですが、早目の発令、それからその以前にできるだけ自主避難場所の開設といったことに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今回、特に弥富市で9月、台風18号と台風26号のときに、早目に自主避難の指示を出していただいた。御案内を出していただいた。これは自身は本当にすごい、今までの弥富でないような画期的なことだと思うんですけども、やっぱり8時、9時となりますと、いつも大体避難される方って、僕、多分顔も御存じやと思うんですけど、やっぱり不安だから避難をされる。8時、9時ですともう真っ暗でしょう。割と風も雨も降ってありました。早い時間なんですけど、避難ができる時間というのは、課長御存じのとおり本当に何も無い。あのとき、割と朝からというか昼から結構風が強かったんですけど、避難をしていただかないと意味がない部分もありますし、これちょっと余分な質問かもしれないんですけど、ある報道で避難所を開設しますと経費がかかるなんていうことがありますけど、そういうことでちゅうちょするということは、弥富市はないですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 幸いなことに、そういったことはございません。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それならば安心して言うんですけども、なるべく早目にやはり避難を、夜来るとなったら、被害があろうがなかろうが、避難をする方というのは避難を実際になくても、実施をすることで初めてそれも訓練にもなりますし、特に後で話にも出てきますけど、災害時要援護者への対策というの、実際にこれから進んでいくのであれば、避難をする時間が要るわけですね。ですから、なるべく早目の判断が、これは市長の裁量

といいますか、防災にかなり精通されていますので、避難する時間をいかに確保するかということに集中して、また市役所の中でも決め事をつくっていただきたい、そのように思います。

情報伝達のあり方ですけど、防災無線がほとんどなんですけど、台風のと違って聞こえないんですよ、閉め切っていますから。今の家は上等な家が多いもんですから、閉め切っていると本当に聞こえないので、前にもここで提案しました、例えば防災ラジオというのもございます。先ほどテレビでおっしゃいましたけど、風が先に強くて、余り風が強いと電気がまりますよね。そうするとテレビは映らなくなります。そういうことも考えられます。ただラジオ、この間ちょっとクローバーさんにお聞きしたんですけれども、クローバーさんのほうは二重、三重のバックアップ体制をとっていらっしゃるって、この海部地域の防災情報をそれぞれ自治体から受けて流すということをお聞きしております。

6月か3月の議会でも質問させていただいたときにお答えさせていただいたんですけど、サイマル放送ってありますよね。インターネットでラジオが聴けるわけですよ。今、機種名を言っているのかわかりませんが、要はフラッシュプレーヤーというソフトが入っていれば、別に携帯でも見ることができます。

ちなみに、この僕の持っている電話でも実は聞けるんです。もう登録をしていますんでね。ちょっと電波が……、これFMななみです。これ、世界中で聞けます。こういうアプリが実はあるんですね。そうすると携帯でもどこでも聞ける。その人がそこにいなくても、家族の安否を聞くときにでも、どういう状況なのかということを知ることができるじゃないですか。こういうことがあるのに、あるよということの情報の発信を市が積極的にやっていただかないと、何のためにFMななみをやっておるのかということにもなるんじゃないですか。こんなことについて答弁を求めるといって、わからんと言われたらそれまでに終わってしまいます。

もう1つは、ツイッターのほうも日ごろからの情報というものが、もっと厳選をしていただいて頻繁に出さないと、あんまりいい情報をとれなかったら皆さん見ないです。そしてもう1つ言うと、フェイスブックもやってくれといいます。情報を発信するだけでいいんです。一々言うてくることに対して答えなくていいですから。

何でフェイスブックといいますと、今フェイスブックに登録されている弥富市の市民の方々は約2,500人いらっしゃる。これはフェイスブックの特有なもので、マーケティングの調査ができるようになっています。これは市としては情報を発信する上では物すごいいい情報ですので、ぜひ、ちょっと企画政策課長はいらっしゃるんですけども、総務課のほうでちょっと調べていただいて、情報発信する。この間、市議会のほうに視察に来られた長崎県の長与町、これは事務局がフェイスブックページを持っていて議会の情報なんかを流され

ています。

とにかく情報を流すという、いかにして伝えるかという一つの手だてを複数こっちも持たなきゃならないし、市民にはこういう手だてがありますよということも同時に案内をしていくことで、情報の共有が初めてできるんだと思いますよ。ですので、ひとつ積極的にかかわっていただくようお願いをいたします。

時間がないので、次に進みます。

次にハザードマップ、避難の体制など住民への周知徹底のあり方についてであります。

10年に1度と言われる台風26号の影響で、過去に例のないほどの雨量が伊豆大島を襲い、甚大な被害に見舞われました。国土交通省では、市町村向けのガイドライン、土砂災害警戒避難ガイドラインで、ハザードマップで住民に危険を知らせ、的確な避難勧告を出すために専門家の助言を活用するとあります。また、土砂災害防止法では、急斜面の崩壊で住民に危険が及ぶ警戒区域を都道府県が指定するとあります。市町村は警報の発令、避難の体制をまとめ、ハザードマップで危険を周知する義務があります。

大島町では多くの箇所が指摘をされていたにもかかわらず、ハザードマップも作成はされておりませんでした。また、特別警報が発令をされた京都、滋賀では、指示を受けた住民が避難所の場所を把握していなかったり、避難指示と勧告の違いを把握していない方が多いことがわかりました。

弥富市のハザードマップは真っ青でございます。ほとんどの地域が海拔ゼロメートルより低いことを意味しているわけですが、どのような災害が起こればハザードマップが示すような事態になるのか、これを市民の皆さんが理解しているのか、ここが大切であり、どういう行動をとることがベストなのか、知っていることが求められております。

津波、高潮に備えて多くの市民、民間企業、事業所などの協力を得て設置されている緊急時一時避難所は、避難者を受け入れる許容は1人1平米とすれば充足に近くなっていると以前の御答弁で御報告を受けております。しかし、誰がどこへということがある程度決められていないと、あるところに集中をしてしまった場合、被害が大きくなる場合がございます。また、以前にも質問で取り上げましたが、指定避難所への避難は居住する小学校区、中学校区など、受け入れの範囲、また高齢者の方、障害のある方、女性、子供さんなど優先順位があることなど周知を徹底し、地域住民と相互的に理解をしておかなければなりません。

ハザードマップが危険回避、防災のために起こり得る災害に備え、いかに行動するかを想起するツールとなっているかどうか、また適切なタイミングで避難勧告、指示を発表し住民の避難行動を促し、被害を最小限に食い止めるのが地方自治体の責務であります。弥富市の認識と今後の対応について伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 市におきましては、一番最近のものといましては緊急時避難マップというものを全世帯に配付させていただいております。

出前講座なんかへ行かして、この話をさせていただきますと、余り配付物が活用されていないなあといったのが現状かという認識を持っております。ただ、マップの配付時に、数カ所でございますけれども、自主防災会からの要請を受けましてこのマップの見方といったものの説明をさせていただいたことがございます。こういったことが有効になってくるのかなあと。これは先ほど議員言われましたように、各自主防災会の意識の問題もあるかと思えます。せっかくこういうのができたんだから、じゃあその説明を聞きたい、しなさいというようなことをしていただけるとするのは、非常にありがたいことだったなあと思っています。

それから2番目の、避難所の指定の関係でございます。

確かに、誰がどこに行くかというものを指定するのは非常に有効なことでございます。それは必要なことだとは考えておりますけれども、現段階におきましては、まずは場所の確保といったことが優先しているのが現状でございます。学区等によって、先ほど言いました充足率がほぼ100%に近いと言いながらも、収容人員の偏りがあるというのが現状でございます。ある学区では100%以上、ある学区では非常に低い数字といったことがございますので、そういった課題を含めて検討して、今後行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤高次郎君） 堀岡議員。

- 10番（堀岡敏喜君） まだ時間がありますよ。弥富市の高いところというのは市街地に集中しているわけですが、そこですとやっぱり住民の人以上に余る部分もありますよね。だから、今後防災会の連絡協議会をされるというのであれば、それをしっかり共有して、特に、ないところに関しては、その1次避難所に逃げるまでも時間が必要になると、こういう具体的な話が進まない、防災組織があっても意味がないわけですね。その辺、多分課長もよく御存じだと思いますので、今後それがしっかり機能して行って、弥富市民の皆さん一人一人が、いろんな災害があったときにどこに逃げればいいのか、どういう行動をすればいいのかということが深まるようなツールにハザードマップもしていかなないと、ぱっと見たら本の一番上にあつたら本当にショックですよ。この人、大丈夫かなあ。パソコンからとっているとか言いありますけど。そういうことが大事になってきますので、よろしくお願いいたします。

次に移させていただきます。

次に、災害弱者支援についてであります。

伊豆大島の土砂災害で亡くなった方は、安否不明の方も含め39人中半数が65歳以上の高齢者であります。東日本大震災でも、犠牲となられた方の年齢別の割合で見ますと、64.4%が

60歳以上の方々と、また何らかの障害のある方の犠牲者は約9%を占め、その死亡率は健常の方の2倍となっております。

8月議会でも同様の質問をしておりますが、自治会を中心に地域での対応をお願いするしかない旨の御答弁をいただいております。まさしくそれしかないのではありますが、実際に自治会にその余力があるかといえば、大変困難なのが現実であります。

要援護者には御高齢の方や妊婦の方、乳幼児、視覚・聴覚、身体に障害のある方、精神的疾患、御病気で寝たきりの方、医療機器を携えられている方など、日常生活から想像を絶する困難を強いられております。また外国人の方々も災害弱者と言えます。

そういう方々に対して、有事のときに避難を誘導したり帯同したりするには、御本人と、また御家族とふだんからコミュニケーションをとり、相互的に理解をし信頼関係にないときません。

例えば聴覚に障害をお持ちの方だと、とっさのときに手話もできなければ筆談しかないわけですが、適切な意思の疎通ができるでしょうか。東日本大震災でも、実際に警報が聞こえないために逃げおくれで命を失われた方も多くおられます。

今月下旬に、海南病院の主催で「架け橋 きこえなかった3.11」の上映会が行われますが、制作者・監督の今村綾子さんは御自身も聴覚障害を持ちながら、映画を通じ聾者の置かれた現実、窮状を訴えておられます。

緊急時は当然ですが、ふだんの生活から互いに協調し合い、理解し合い支え合っていくことは、年代に関係なく、また障害のあるなしにかかわらず、現代人が社会生活を送る上で改めて求められているのではないのでしょうか。

災害弱者と言われる高齢者、特に要援護者の現場での対応について、弥富市の認識と課題について伺いをしたいと思います。

- 議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。
- 総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御指摘の災害時要援護者につきましては、以前にも申し上げたとおりでございます。全体的に、やっぱり地域のコミュニケーションというのが非常に大切になってくるのではないかなあというふうに思っております。

また、聴覚障害の方ですね。新しい取り組みを福祉のほうで行っておりますので、ちょっとそちらのほうから説明していただきますので。

- 議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。
- 民生部次長兼福祉課長（前野幸代君） では、御質問にお答えさせていただきます。

議員言われましたように、東日本大震災で犠牲になられた方のうち、障害をお持ちの方は健常者の2倍であったと言われております。

障害をお持ちの方など災害時要援護者の方は、災害が発生した場合、情報把握、避難、生

活の確保などの活動を的確かつ迅速に行うことが困難な立場に置かれてしまいます。その中でも聴覚障害者の方は行動弱者であり、なおかつ情報弱者であるという災害時には大変大きなハンデを背負うことになります。

東日本大震災以降、緊急時において災害から身を守るために重要な事項として、正確な情報の伝達が上げられました。しかし、情報の伝達は音声によるものが多くを占めており、聴覚障害者などには情報の入手や理解が非常に困難でした。緊急時には、避難指示や災害の情報を的確に伝えることが重要となります。

市では、緊急時における聴覚障害者などの避難対策として、聴覚障害者向けＳＯＳ緊急時サポートカードを市内在宅の聴覚障害者、音声・言語機能障害者に配付をいたしました。日ごろから所持していただき、緊急時には活用していただきたいと思います。

また、避難誘導用サイン表示板を作成し、市内全ての公共施設に配備し、緊急時に職員が施設内の聴覚障害者などを速やかに避難誘導することにしております。これがＳＯＳ緊急時サポートカードになっております。コンパクトに折り曲げて、該当者約90名ほどお見えになりますが、これをお配りしました。なお、今お話ししました避難誘導用サイン表示板にしては「避難してください」、これを市内公共施設全てに配付いたしました。

今後も災害弱者と言われる方々の支援を、できることから実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今のＳＯＳカードですけど、ちょっともろそうですね。もっとしっかりしたものでつくっていただく……。

○民生部次長兼福祉課長（前野幸代君） これにきちんと。

○10番（堀岡敏喜君） 入れているわけですね、なるほど、わかりました。

市として、僕はそれが完璧だとは正直思っておりません。問題なのは、障害をお持ちの方がやはりコミュニケーションがとりにくい、そういうことを御自身で卑下といいますか、思っている部分もあると思います。ですから、コミュニケーションがとれないのでなかなか人づき合いが難しい、そういうところもあります。

市が管理している要援護者名簿といいますのは、更新時期があると前お聞きしましたね。そのときに、開示をしていいか、しては悪いかというところのことを聞かれるときに、同時に、できたら地域のコミュニティにしっかりと御自分からも積極的にやってください、やっていきましょうねと、そういうことも必要です。寝たきりの方とか、そういう方やったらそれはもちろんまた御近隣でどういうおつながりがありますかということもお聞きすることも僕は大事だと思います。とにかく人とつながっているということを、市は調べる段階ではゆっくり時間があるわけで、できるじゃないですか。そこを初めは民生委員の方でいいと思い

ます。しっかり先ほどの自主防災会の形になったときに、災害時要援護者の支援もということになったときに、初めてそれが運用されるんじゃないかなと。それをまずつくりたいことには人は救えないですよ。まず地域でつながりをつけていく。その前に、その自主防災組織のありようというものを個人の自己啓発から進めていかなければ、はっきり言って自主防災会というものは形骸化した組織になってしまう。組織のための組織、防災のための防災になってしまう。これじゃあ長続きしない、そのように思います。

ちょっと時間がないので、次に進めさせていただきます。結論を言えば、支援をする側も支援をされる側もお互いに手を出しておくということが大事、そういう環境をつくるのが大事だということを言いたいと思います。

次に、学校現場での子供の安全確保についてであります。

特に園児や小学校低学年の幼い子供は、危険を避ける力が発達しておらず、先生ら大人を信頼して従うしか自分の身を守れません。また、小学校高学年から中学生への防災教育、環境について、現状の認識と課題について伺ってまいります。

まずハード面から伺いますが、子供の安全を守り地域の防災拠点として使用される学校施設の耐震化は喫緊の課題であります。今年8月、建築基準法に基づく建築物の天井脱落対策の強化を趣旨とした関連政令及び告示が公布をされ、来年度より施行をされます。また、9月には国土交通省より技術基準の解説書が公表をされました。

これを受けて、文部科学省ではこれまでの検討と国交省の技術基準等を踏まえた学校施設における天井等落下防止対策のための手引きを作成、公表し、各学校設置者が対策を円滑に進められるよう積極的な活用を促しておられます。

弥富市内の公立学校施設も、耐震化は100%済みですが、非構造部の耐震、災害対策は窓ガラスへの飛散防止フィルムが施工されております。今回の財政措置を受けて、弥富市内の学校施設、その他非構造部の特に施設の天井落下防止対策はどのように進むのか、簡潔にひとつよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、天井落下防止対策についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、今年度8月に文部科学省から、小・中学校の体育館のつり天井につきましては、27年度末までの2年間に基本的に撤去するよう通達がございました。

弥富市内の小・中学校の体育館は、これまで断熱吸音を考え、全てつり天井の体育館でございます。体育館の天井等の非構造部材の撤去につきましては、今回の12月補正予算で3校分の設計費用を補正計上しておりますので、今年度当初、計画予定していました1校分を含めまして4校を国の事業採択後、来年度実施したいと考えております。残りの学校につきましては、次年度当初予算で設計費を計上し、順次実施していく予定でございます。

体育館以外の校舎等の非構造部材の耐震化についても、その後順次行ってまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 弥富市も積極的にかかわっていただくということで、よろしくお願いをいたします。

また、この8月議会でも要望しましたが、弥富北中学校、弥富中学校もそうだと思いますが、上履きがスリッパであることに對して、地震や火災が起こった際、飛散物がある中でスリッパでの緊急避難は危険を伴うことから、他の学校と同様に上履きシューズに統一すべきだと思いますが、市の見解を伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 弥富北中学校、弥富中学校のシューズの関係でございますけど、現在、弥富中学校と弥富北中学校の2校が上履きにスリッパを使用しております。

議員御指摘のとおり、災害の際の避難を考えるとスリッパよりシューズのほうがよりよいと思いますので、今後、学校、保護者とよく協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 実際、保護者の方からの複数の要望ではあるんですけど、逆に反対という方もいらっしゃいます。

学校は勉強するところなので、それが基準に考える部分もありますけど、できましたら今学校と保護者の方と話し合われると言いました。この防災というものを議題にして、ぜひ生徒さんを交えて、スリッパはなぜスリッパなのか、靴は靴なのかというところを理由をつけて、あるんだよというところをしっかりと突き詰めて考えて、結論を出していただければ僕はいいんじゃないかなあと。納得するんであれば、なぜスリッパでけがしたのに、何で弥富市はそうなのと言われたときにも、はっきり言えば責任逃れじゃないけど、そういうことまでやっぱりしっかり決めて、子供さん方、またPTAを通して何がベストなのかということを決めていただいたほうがいいと思うんです。

実は、いろんな学校の防災マニュアルを見させていただきました。上履きのまま避難をするということが明記されているんですけども、上履きとは何かという上履きの定義を調べてみますと、かかと、爪先を覆われているものになっています。だからスリッパじゃないんですね。だからこの辺のあたりもぜひ考慮をしていただければいいと思います。何か答弁ございますか、いいですか。なければ次に進ませていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、ソフト面についてであります。

これはきのう、三浦議員も指摘をされておりました。また、きょうの鈴木みどり議員も指

摘をされたことなので読まさせていただきだけにします。

災害の現場で子供たちの命を守ることができるのは、すぐ身近にいる大人しかおりません。その教訓を忘れてはならないと思います。東日本大震災で、宮城県石巻市の幼稚園児5人が死亡いたしました。地震直後は高台にある幼稚園にいて無事でしたが、その後乗せられた園のバスは海側へと下り、津波に巻き込まれてしまいました。仙台地裁は、津波の情報に注意を払わずバスを出発させた園側の過失を認めました。幼い子供は危険を避ける力が発達しておらず、園長らを信頼して従うしか自分の身を守れません。判決はそう強調いたしました。大人の行動が命綱なのであります。

学校や幼稚園などの施設は、非常時に子供を守る第1当事者としてどう行動すべきか、再確認をするべきであります。施設の立地と環境など、さまざまな条件を考慮してマニュアルをつくることを出発点に、実施訓練を通し不断に更新し、広く共有をし続けていくことが責務であります。現状の認識と対策を伺いたいですけれども、ちょっとここは要望だけにさせていただきます。

マニュアルはつくられているということで、避難訓練もされているということで答弁をいただいております。

ただ幼い子供さん、やっぱりお母さんも若い方が多いです。自分の子供はと、取り乱して保育所に来られる。引き渡し云々という訓練もあるとは存じましたが、このマニュアル訓練に関しましては、保護者の方も交えて、本当に短いスパンでやっていかないとなかなか物にならないんじゃないかなと。先ほど、市長がしっかりマニュアルをつくっていくとおっしゃいました。これも実施を伴わないと、マニュアルなんていうのはただの紙切れで終わってしまうと思います。ここをしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

次に、また高学年や中学生に対しての防災教育については、地域性を考慮したより実践的な防災教育が求められております。現状の認識と課題、どういう目的で今後進めていくのかお伺いしたいんですけど、先ほど答弁で、小・中学校ではこの地域に起こり得る災害に対して避難訓練をやられていると。いろんな災害体験者の話を聞いたりしてやっているということで、先ほど御答弁でいただいたんですけど、僕ここで気をつけないけないことは、いろんな災害を語られる有識者の話というのは一方的ですよ、結構。それで聞いて終わりというのであれば、多分形にはならない。お料理でいうたら仕込みみたいなものです。仕込まれた後に、それをどうやって実際の訓練に生かすのか。自分はどう動くのかというところまで検証しないと、例えば釜石の奇跡で知られるような行動にはつながらない。仕込みと、要は戦術であったり、知識だけでは絶対それは生かされない。どうやってそれを使うのかという知識を教えるのが、僕は本来、生意気なようですけど、学校の役目なんじゃないかなあと、そのように思います。

ですので、繰り返し言いますが、例えば、その講習を受けた後に全員にどういう印象を受けたか、自分はどういうふうに動くと思うかと、感想文とか提出を受けていると思いますけど、必ずやった後の自分の対応をどうしていくのかということを検証しながら、ぜひ防災教育と進めていただかないと、学校側がちゃんとやっているよというだけじゃあ僕は身にならない。やっぱり子供がどんだけのことをどんだけ身についたかと、そこに疑問が上がってくるくらいじゃないとやはりいけないんじゃないかなと、そのように思います。

最後が一番主題でございますので、次に進ませていただきます。

最後に、住民の防災教育、訓練、防災意識の高揚についてであります。

備えあれば憂いなしといいますが、防災への取り組みを結果減災へとつなげていくためには、その取り組み自体、実生活とかけ離れていては、時がたてば風化をし成果は得られません。生活文化にまで落とし込み、日常当たり前となるような取り組みが必要であります。今後の市の対応を伺ってまいります。

冒頭にも申し上げましたが、防災は事前の取り組みが大切であります。これが日常当たり前のことにならないと、取り組みが生かされず、災害が起こるたびにとうとい命を失ってしまいます。釜石の奇跡で知られる片田教授のセミナーでもおっしゃっておられました。これは私も心からうなずいたんですけれども、これは多分市長も同時に同じセミナーを受けていらっしゃるんですけれども、生活文化にまでならないと本当の防災にはならないとおっしゃっておられました。

教育も、産業も、医療も、日常の生活に当たり前のように防災の意識が根づいてこそ、自助、共助、公助も機能をいたします。弥富市でいえば、この地域は南海トラフの巨大地震も危惧をされておりますが、耐震、家具固定が、さっきも言いましたけれども、当たり前になっているでしょうか。また、市内全域が海拔ゼロ以下で、毎年のように風水害に襲われる危険性がありながら、住民一人一人がその事実を認識し、地域で共有し、必要な備えができているでしょうか。

年数回のコミュニティ単位の防災訓練、自治会の防災訓練で行う初期消火、心肺蘇生、煙ハウス体験、応急処置訓練等々、どれも必要な訓練ではございます。しかし、これは災害が起きたときに、事後に行う演習的な訓練であります。実は、災害が起きたとき、その演習がなるべく少なくするために、我がまちで被害者を出さないために、何も起きていない今取り組まなければならないことこそ防災の本道なのだと思います。

先日、実は愛知大学の西堀教授という方の「災害と地方財政」というセミナーを受講してまいりました。非常に興味深い内容でして、一々数値的なことは申し上げませんけれども、結論的なことを言いますと、災害を想起した場合、有効な防災活動の最も重要なものはコミュニティであり、それを構成する自立したお一人お一人であるということでありました。

災害を目の前にして、人は2通りの行動をとることができるとして、1つは自助を基軸に構築された公助の団体で逃げるということ。もう1つは、先ほど市長の御説明にもありました減災につなげるためのインフラの構築、いわゆる公助によりあらがうということであります。逃げるには金は余りかかりませんが、あらがうには金がかかります。実際、被災された地域を見ても、被害総額は自治体の年間予算の5倍から10倍の損害をこうむるうち、最も被害額が大きくなるのは、人命はもとより住民の住居、地域産業等が圧倒的で、公共インフラ、公共施設の損害額よりはるかに多いのが現実であります。

自立した元気な一人一人、家族世帯に構成をされた幾つかのコミュニティによって自治体は成り立っております。その一人一人を失えばコミュニティは弱体化し、自治体は成り立たなくなってしまいます。なのに自治体行政は、金のかかる災害にあらがうための投資を行い、本来その財政を支える逃げることに金を使わない。これは近年の災害で顕著にあらわれているのではないのでしょうか。ですから、事前防災にもっと投資をすべきという内容だったんです。私が言っているんじゃないですね、内容だったんです。

減災のためのインフラに金がかかるのはある程度必要ですし、当然かもしれません。しかし、形はないけれども事前防災にこそ投資をして、以下に人的被害を出さないかに力を入れるほうが平時のコミュニティ強化にもつながり、価値的だと言えます。

では、具体的にどうするのかというと、まずは自助、自己啓発のために学習環境に力を入れるべきではないでしょうか。

先ほどの自主防災の設立に向けても必要なことなんですけれども、昨年、服部市長が行われました出前講座では防災がテーマでございました。その中で、防災リーダーの養成に力を入れたいとおっしゃられていました。これは弥富の防災計画の中にも明記をされております。ぜひやるべきだと思います。リーダーの養成といっても、受けた方全てがリーダーになるわけではありません。人の選定が大事になってきます。少なくとも一定の知識、情報を得れば本当の共助の構築に広がっていきます。

現在、市は各地域の自治会、コミュニティに防災会設立を促しております。順序でいうと逆になりますが、リーダー養成を受けるきっかけにもなりますし、本気で自助、共助の必要性を感じて、すぐに活動の場があるほうがよいのかもしれません。

次に、いかに生活文化にまで落とし込めるかですが、このためには事前防災への取り組みが楽しく継続ができる工夫が必要なのであります。

現行の防災訓練も大切ではあります。それに加えて、例えば防災訓練を種目にした、これは蟹江町も2年前から行っております、例えばバケツリレーや土のう積み競争、担架搬送競走などを競技種目にした防災を主体にした運動会、またコミュニティ別に競う炊き出しグルメ大会、B-1とはちょっと格が違うんですけれども、などおもしろいかもしれません。ま

た、現行の市民運動会やその他のイベントにも景品を贈呈されますよね。ティッシュ5箱とかサランラップとかごみ袋とかくれますけど、その1品は、家具固定などを初めとする防災グッズに変える。変えていただくと、いやが応でも市民はそれを手にします。自分のところがやっているんであれば人に譲られます。いやが応でも市民に波及をしていきます。また、市の災害に備えてほしいというメッセージにもなります。こういったことは事前にしかできないのであります。また、市民から公募をすれば、考えつかないような案も出てくると思います。

人間関係の希薄化が進展をし、孤立化が進む現代、自治会への帰属意識の低下、自治会運営の形骸化がコミュニティを弱体化させております。防災への取り組み、自助への啓発は単に防災知識を得るだけではなく、ふだんから人間関係の大切さを確認することとともに、減災の成果を得るだけにとどまらず平時のコミュニティの強化へと広がっていきます。防災先進の弥富市を目指して、まずは一人の啓発から、根気強く継続的に行っていただくことが重要かと思えます。

時間がありませんけれども、ちょっと説明します。

市民一人一人の防災の啓発については、先ほど御紹介した岡山県の瀬戸内市、もう1つ瀬戸内市のものですばらしいものがあるので御紹介したいんです。

これは家庭に全戸配付もされておる、また自由にとることもできる家庭用の防災マニュアルです。これはようできています。台風から、市の防災のほうにも片田教授のセミナー、スーパー伊勢湾台風に備えてというのがありますが、それをわかりやすく、台風のときはこうするんだよ、地震のときはこうするんだよ、こういう見方をしなきゃだめだよ、でもどうするかは自分で考えてねと、結論を出してないんです。そういう内容のものでして、これも後でよかったら、差し上げるって自分で見たらいいんですけど、ぜひ参考に、こういったものがぱっととれるというところが、これも一つの情報の提供のあり方なんじゃないかな、そのように思います。

最後に、市長に、私が今回の質問で申し上げたいのは、防災組織をつくる、自主防災をつくる、先ほどもリーダーの育成も力を入れていく、弥富市の中で被害者をゼロにしていこうという一つの意気込みといたしますが、それをするためにはやっぱり自己啓発に力を入れていただく。自己啓発をしたならば、それをどういうふうな行動に移していくのか、これが自主防災組織だと思います。自主防災組織が継続して楽しくやっていくには、生活文化にまで落とし込んで、先ほどの防災運動会じゃないですけども、繰り返し活動ができていけるもの。例えば先ほども言った炊き出しなんていうのは、お祭りのときに各コミュニティでは必ずやってくれというのもいいと思いますし、一斉清掃がありますよね。そのときには危険箇所をそれぞれ自分らの持っている地域を後で報告してほしいとか、必ず防災につなげていくよう

な取り組みというのが今後は必要になってくるんじゃないか、そのように思います。

最後に市長の総括的なものをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 年が明けますと、東日本大震災から３年という月日がたつわけでございます。あのときの教訓というものについては、さまざまな課題という形の中で生かしていかねばならないわけですが、少し震災ということを忘れかけているなあというふうにも思っています。

そういった状況の中で、市民の皆様にはやはり私たちから情報を発信していくということが行政の役割だろうというふうに思っております。来年は自主防災会の全体の会議を行います。そして、平成26年度についてはもっと回数をやろうという形の中で、それぞれのリーダーの方に対して啓発もしていきたい。また、より知識をも高めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政、議会、そして市民が一体となってこの防災、減災ということに対して取り組んでいかねばならないというふうに思っておりますので、皆様方の御協力をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長から力強いお言葉をいただきました。決して啓発だけで終わらないように、それが実質に行動につながっていけるような取り組みを、防災安全課を中心に市全体で取り組んで、弥富市の中で防災先進市を目指してまいりたい、そのように思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了したので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 勝 巳

同 議員 川 瀬 知 之

平成25年12月 9 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼
福祉事務所長 | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼
防災安全課長 | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼
健康推進課長 | 服 部 誠 |
| 民生部次長兼
福祉課長 | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼
介護高齢課長 | 佐 野 隆 |
| 開発部次長兼
商工観光課長 | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼
下水道課長 | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼
生涯学習課長 | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長 | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長 | 山 守 修 | 市民課長兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 |

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 総合福祉センター
所長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 渡辺秀樹 | 農政課長 | 半田安利 |
| 土木課長 | 橋村正則 | 都市計画課長 | 竹川彰 |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長 | 奥田和彦 |

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記 | 浅野克教 | | |

６．議事日程

| | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第２ | 議案第51号 弥富市税条例の一部改正について |
| 日程第３ | 議案第52号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第４ | 議案第53号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第６号） |
| 日程第５ | 議案第54号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第６ | 議案第55号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第７ | 議案第56号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第８ | 議案第57号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号） |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第51号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第52号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第53号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第54号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第55号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第56号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第57号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第51号から日程第8、議案第57号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那 須 英 二

平成25年12月19日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼
福祉事務所長 | 山 田 英 夫 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 総務部次長兼
防災安全課長 | 伊 藤 久 幸 | 民生部次長兼
健康推進課長 | 服 部 誠 |
| 民生部次長兼
福祉課長 | 前 野 幸 代 | 民生部次長兼
介護高齢課長 | 佐 野 隆 |
| 開発部次長兼
商工観光課長 | 服 部 保 巳 | 開発部次長兼
下水道課長 | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 教育部次長兼
生涯学習課長 | 八 木 春 美 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 | 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 |
| 秘書企画課長 | 山 口 精 宏 | 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長 | 山 守 修 | 市民課長兼
鍋田支所長 | 平 野 進 |

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 十四山支所長 | 花井明弘 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 総合福祉センター
所長 | 佐野隆 |
| 児童課長 | 渡辺秀樹 | 農政課長 | 半田安利 |
| 土木課長 | 橋村正則 | 都市計画課長 | 竹川彰 |
| 学校教育課長 | 立松則明 | 図書館長 | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 伊藤邦夫 | 書記 | 佐野智雄 |
| 書記 | 浅野克教 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 議案第51号 | 弥富市税条例の一部改正について |
| 日程第3 議案第52号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第4 議案第53号 | 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第5 議案第54号 | 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 議案第55号 | 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 議案第56号 | 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 議案第57号 | 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

（追加提案）

| | |
|--------------|--|
| 日程第9 請願第1号 | 新聞の軽減税率に関する請願について |
| 日程第10 発議第10号 | 子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書の提出について |
| 日程第11 発議第11号 | 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について |
| 日程第12 発議第12号 | 介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について |
| 日程第13 発議第13号 | 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書の提出について |
| 日程第14 発議第14号 | 新聞の軽減税率に関する意見書の提出について |
| 日程第15 | 閉会中の継続審査について |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時05分 開議

- 議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第51号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第52号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第53号 平成25年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 5 議案第54号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第55号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第56号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第57号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第 2、議案第51号から日程第 8、議案第57号まで、以上 7 件を一括議題とします。

本案 7 件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長、お願いします。

- 総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会報告をいたします。総務委員会に付託をされました案件は、議案第51号弥富市税条例の一部改正について及び議案第53号、弥富市一般会計補正予算の 2 件が付託案件であります。

まず最初に、弥富市税条例の一部改正について審査を行いました。

この議案につきましては、既に本会議に提案がありましたので、質疑から入りまして、委員の中からこの扱い方について質問があり、特別徴収ということの中で賦課期日後において途中で市町村の区域外へ転出された場合でも弥富市に納入するということ、さらには年金機構からの通知がされるという具体的説明を受けて、他に質疑、討論なしということで審査をいたしました。

全員が賛成ということで審査を終了したことを御報告申し上げます。

続いて、議案第53号、平成25年度弥富市一般会計について、補正予算 6 号については担当課長から説明があり、取り分けて財政調整基金繰入金4,708万1,000円については補正予算の財源の調整ということであります。

さらに、市債元金償還事務30万4,000円については、平成14年度に臨時財政対策債として

借り入れたものの今年度利率の見直しをし、不足額の補正するという内容でありました。

さらには、一般管理事務事業の委託料105万円につきましては、第3次地方分権一括法等が交付され、その条例に係る事務の費用ということであります。

さらに、人事管理費総務関係においての賃金300万については、臨時職員当初予算22名分が2,653万円に対して、6名の増の300万の補正をするということであります。その300万の内容でありますけれども、学校教育課、鍋田支所、十四山支所、介護高齢課、監査員事務局、十四山スポーツセンターにおいて職員の病気等における欠員、もしくは事務量の増加に伴う補正を行うという内容であります。

委員の質問の中では、地方債の補正について、平成25年度末の見込みについての質問がありまして、市長のほうから個人市民税、法人税、固定資産税等の10月時点の内容の説明で104%ぐらい、105%であります、法人税だけは75%ぐらいであったという内容であります。

さらに、25年度末の目標においては、全体的に104%の推測の税収を見込んでいるという状況の中で、見込みについての説明がありました。

さらに、予算執行上において、税の滞納処分、不納欠損の扱いから税全般における年度の取り扱い方の問題として委員のほうから説明があり、この扱い方の中で生活保護者等の処分停止の状況の中の調査等において不備とは言いませんけれども、具体的にもう少し軽減という意見等があり、市側からとしてもそれぞれ次年度以降、扱い方についての不納欠損時の扱い方、市としてはそれぞれその方々に対する丁寧な、窓口を通してやってきているけれども、さらなる今後も固定資産税等を含み、検討をしていくという回答がありました。

そういう状況の中で、平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）については、質疑、討論を終わり、全員賛成ということで総務委員会での審査をしたことを2件御報告申し上げます。

- 議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いします。
- 建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会から御報告申し上げます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第53号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）初め3件であります。

本委員会は、去る12月12日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず市側より、協議事項、付託事項審査について説明を受けました。

議案第53号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第6号）では、農政課長より、孫宝第2排水機場におけるエンジンのオーバーホールに係る費用としての土地改良事業補助金の増額補正、土木課長より、道路改良工事の中央幹線3号の稻荷崎地内において用地交渉が進展した関係による道路事業用地取得に係る移転補償金の増額補正、都市計画課長より、市が管理

する市営住宅４棟のうちの老朽化し、耐震性のない空き家となっている前ヶ須住宅２棟を取り壊すための住宅解体工事請負費などの説明を受けました。

次に特別会計では、下水道課長より、議案第56号弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）及び議案第57号弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）では、それぞれ人件費の補正について説明を受けました。

続いて質疑では、委員より孫宝第２排水機場の修繕の完了予定はいつかとの質問に、市側より平成25年度中に完了予定と聞いておりますとの回答がありました。また、ほかに農業集落排水事業と基盤整備についての質疑がありました。

討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

- 議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。
- 厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員会、委員会報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第52号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてを初め４件です。

本委員会は、去る12月11日に委員全員と委員外４名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第52号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、質疑で、委員より、今回の改正の中で、例えば「配当所得」を「配当所得等」というようにこの「等」がつくとどういようになくなるのか、どのようなものが含まれるようになるのか説明していただきたいとの質問に対し、市側より、それぞれ等に含まれるものについて例を挙げて説明を受けました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第53号平成25年度弥富市一般会計補正予算（第６号）では、市側より、障害児通所支援事業の中で利用者がふえたことによる障害児通所給付費の増額補正、医療費の伸びが見込まれる障害者医療助成費及び精神障害者医療助成費の増額補正、平成27年度からスタートが予定されている子ども・子育て支援新制度システム導入委託料、文部科学省から体育館のつり天井について平成27年度末までの２年間で撤去するように通達があり、来年度工事を着工する３校分の建設費などの説明を受けました。

議案第54号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算では、主なものは医療費の伸びが見込まれるための保険給付費の増額補正などについて説明を受けました。

議案第55号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）では、後期高齢者医療保険料の増額が見込まれるために、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額補正についての説明を受けました。

質疑では、委員より、子ども・子育てシステムはどのように変わるのかとの質問に、市側より、あらゆる子供、子育てに関するシステムを含んでいる名称ですが、特に保育所関係につきましては、今までは保護者から市町村が申し込みを受け付け、了承・不了承というような文書を渡していた。新制度システムでは保護者から申請があったら、市町村が保育の必要性を認定し、認定証を交付するという制度に変わるとの回答がございました。

また、保育所の申し込み希望者の審査について、どういうことで不承諾になるのかとの質問に、市側より、例えば働いておらず自宅にいるのに申し込まれる場合、私的契約児ということであれば別であります。保育にかける条件を満たさなければ不承諾になる場合があります。しかし、事前の話し合いの中で調整しているので、まず不承諾ということはありませんとの回答がありました。

また、質疑の中で保育所入所児童数の御質問がありまして、本日全員協議会のほうで配付されました保育所入所児童数というA4の紙が配られたわけでございます。

討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案7件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第1号 新聞の軽減税率に関する請願について

○議長（佐藤高君） 日程第9、請願第1号を議題とします。

紹介議員の佐藤博議員に請願の趣旨説明を求めます。

佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 請願第1号新聞の軽減税率に関する請願について、趣旨説明をさせていただきます。

お手元に請願第1号が配付されていますので、ごらんをいただきたいと思います。

この新聞の軽減税率に関する請願は、弥富市新聞販売店会の安井克之様から消費税の増税に当たり、複数税率の導入と新聞への軽減税率の適用について政府に意見書を提出していただきたいとの要請があり、私が紹介議員となり提案をさせていただきました。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

- 議長（佐藤高清君） これより、質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員、お願いします。

- 5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

ただいま請願が上程をされておりますが、確かにここに書かれておりますように大変深刻な事態になっていることは私も承知をしております。

しかし、同時に、政府の消費税増税の口実は社会保障の拡充と財政再建を両立するものと説明してきました。しかし、財務省の諮問機関、財政制度審議会が発表しました2014年度予算編成への建議は、消費税増税をするから社会保障を抑制しなければならないとしております。さらに、今国会では、社会保障削減の道筋を定めた社会保障プログラム法も強行されました。消費税増税の口実はことごとく破綻しております。

今必要なことは、来年4月からの消費税増税に反対の声をさらに大きく広げ、中止させることだと私どもは考えております。

特に、橋本内閣のもとで3%から5%に引き上げたとき、当時はまだ日本経済は上昇傾向にありましたが、本当にその後全国的な大不況となりまして、法人税を初めとする税収ががたがたに落ち込み、それ以来ずうっと日本経済は後退に後退を続けております。

1997年には給与所得者の年間収入は446万円でしたが、労働者の平均賃金ですね、2012年には377万まで70万円も下がっております。この弥富市におきましても、平成20年度から23年度にかけての3年間の間に、法人じゃない個人市民税を納めている皆さんの所得、これは市民1人当たりではありませんが、納税者の1人当たりの平均所得は22万4,000円減り、309万4,000円になっております。金額にしまして3年間で22万4,000円、率にしまして6.75%も低下をしている。こういう深刻な状況にあります。

こうした中で、消費税の8%の引き上げが行われれば、一層事態は深刻な状態になり、国民総生産や日本経済を大きく、さらに一層後退させるものであり、今大切なことは、新聞社の皆さん、配達員の皆さんだけではなく、もっともっと大変な事態になっている人たちもた

くさんおりますので、ぜひそういう人たちと力を合わせて消費税の増税をやめさせるという方向で活路を開くことを求めまして、この案件には不同意とさせていただきます。

- 議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第1号は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 発議第10号 子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書の提出について

日程第11 発議第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

日程第12 発議第12号 介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について

日程第13 発議第13号 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書の提出について

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第10、発議第10号から日程第13、発議第13号まで、以上4件を一括議題とします。

本案4件は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

- 15番（佐藤 博君） 発議第10号から発議第13号まで4件の意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第10号子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書につきましては、国は子供の権利と法的責任を明確にした現行の保育制度を廃止し、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度導入実施を決め、内閣府の子ども・子育て会議で新制度の検討がされていますが、全ての子供の最善の利益を尊重するという観点から、この新制度実施に当たっては細心の配慮と十分な検討と準備がされるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第11号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書については、少子化社会が到来する中において、安全・安心な医療・介護の実現を図るため、国に対して、医療・介護スタッフの大幅な増員と看護婦など夜勤交代制労働者の労働環境の改善を要望するものであります。

発議第12号介護職員の処遇改善を求める意見書については、超高齢社会を迎え安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の確保に向け賃金改善などの処遇改善が不可欠であることから、国に対して介護職員処遇改善交付金制度の継続、拡大、並びに国の責任で介護職員の待遇改善を行うよう強く要望するものであります。

発議第13号介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書については、介護保険で要支援と認定された高齢者の保険給付から外すことなく、国に対して介護保険要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望するものであります。

以上、この意見書4件につきまして、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案4件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

追加日程準備のため、暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時32分 休憩

午後2時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（佐藤高清君） 会議を再開します。

ただいま佐藤博議員より、先ほど採択されました請願の趣旨に沿って発議第14号が提出されました。

この際、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、この際発議第14号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第14 発議第14号 新聞軽減税率に関する意見書の提出について

- 議長（佐藤高清君） 本案を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤博議員。

- 15番（佐藤 博君） 発議第14号新聞の軽減税率に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第14号新聞の軽減税率に関する意見書については、請願にありましたように国に対して消費税増税に当たっての複数税率の導入と新聞への軽減税率の適用の実施を強く要望するものであります。先ほど申し上げましたごとくであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（佐藤高清君） 三宮十五郎議員、お願いします。

- 5番（三宮十五郎君） 先の請願のときにも申し上げましたが、政府が、あるいはこの消費税の増税に対しての大義名分はことごとく継いで去ったというふうに考えており、ますますそういう中で軽減税率を前提とするとありますが、軽減税率が実現できる見通しはほとんどない中で、結局4月の消費税の増税を前提としたということについては、やはり私どもは到底賛成できるものではありません。

本日、東京都知事が辞職を表明しました。これは、さきの徳洲会の都心への病院の進出への口ききの謝礼ではないかということが大きな焦点になりましたが、結局議会の追及や都民の追及に抗しきれず辞職をいたしました。こうしたお金で政治がゆがめられる状態は、例えば復興予算が流用されておりまして、国内立地推進事業補助金ということで総額300億円が使われておりますが、その交付先の94%は被災地以外であり、その8割は大企業にばらまかれました。その大企業33社から合計2億3,224万円が自民党に政治献金をされております。

皆さん、こうした補助金の交付決定から1年以内は政治献金は禁止をされておりますが、こういうことがまかり通った中で国民に消費税を押しつけて、そして政治をお金でゆがめていく。この間、中日新聞を初めとしたマスコミが特定秘密保護法の問題だとか、TPPの問題だとか、あるいは原発問題で従来とは違った、極めて積極的な役割を果たしてくれたこと

に私どもは大変感謝をしております。

しかし、今の日本の政治が、結局史上最高の選挙得票した東京都知事がわずか1年でそうした汚職の疑いを持たれて辞職せざるを得ないという、こういう状態が今日本の政治や日本の経済や国民生活をずたずたにしております。

この弥富市議会の場所でも、さきの与党の公約でありました3歳以上の幼稚園や保育園の保育料を無料にするということに大変私どもも期待をしておりましたし、市長も期待を表明しておりましたが、全くそんなことはなかったかのようになり、消費税は社会保障のために、少子・高齢化のために使うと言っておりますが、もはやそれさえも投げ捨てていく中で、ますます日本経済や国民生活が大変な事態に追い込む消費税の増税については、せっかくそういう立場をとられた新聞各社は、やはり国民と一体になって消費税増税そのものをストップさせる方向で努力をしていただくことを強く求めまして、反対討論とさせていただきます。

- 議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第14号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、発議第14号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 閉会中の継続審査について

- 議長（佐藤高清君） 日程第15、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成25年12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月26日から本日19日までの24日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

本年も、市議会や市民の皆様の力強い御支援と御協力をいただき、着実に市政を推進することができましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本年は自然災害が多く発生いたしました。猛暑の夏であり、例年にない台風の発生件数も多く、しかしながら、幸いにも本市においては大きな被害はありませんでしたが、被害はいつどこで発生するか、その予測は困難と言われておりますが、昨今の状況を見ますと、我々の経験や想像をはるかに超えた規模の災害が起こり得ることが想定でき、危機管理をし備えなければならないと、改めて痛感をしておるところでございます。

防災・減災に向けて南部地区防災センターの建設、十四山中学校の屋上を緊急避難場所として利用できる外階段を設置するなど、市民の皆様の安心・安全の確保に取り組んでまいりました。引き続き、重要施策として推進してまいります。

国内においては、日本再生を目指し政策が実行され、景気回復、デフレ脱却の兆しもあらわれているところでございます。我が国を取り巻く情勢は、国内外を問わず多くの課題があり、今後も課題解決を期待するものであります。

このような中であって、住民に最も身近な存在である我々基礎自治体も、その役割と責任をしっかりと果たすことが極めて重要であります。市議会や市民の皆様の英知とお力を結集し、市政運営に当たってまいりますので、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様には切に御自愛くださいまして、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます。

来る年もよろしく御指導賜りますようお願いをし、また平成26年が弥富市と弥富市民にとり、よりよき年となりますようお願いし、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、地方分権が進む中で活発な御意見をいただき、市政推進にこの1年間努めていただきました。また、議会運営に携わり、皆様の温かい御理解と御協力をいただきましたことを厚く感謝申し上げるとともに、お礼を申し上げます。

議会基本条例のもと、我々が進める議会改革は今後も続けていかなければならないと思っております。社会情勢が大きく変わっていく中、教育、健康、福祉、また安心・安全なまちづくりのために今後も皆様の活発な意見が必要となるわけであります。今後とも引き続き皆様の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます。

また、ことしもあと少しとなりました。皆様におかれましては、健康で新しい年を迎えていただきますことを御祈念申し上げまして、簡単ではありますが私の挨拶にかえさせていた

だきます。

これをもって、平成25年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時45分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二